官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一
〔法規的告示〕
○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働一〇）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人物質・材料研究機構第二十五期事業年度財務諸表、司法書士名簿登録等関係　六
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省令

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令（平成十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第１（第１条関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画の協議書

年　　月　　日

総務大臣　名
財務大臣　名
厚生労働大臣　名
農林水産大臣　名
経済産業大臣　名
国土交通大臣　名　　殿

市町村長の氏名
都道府県知事の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第４条第１項の規定に基づき、下記の計画の同意を得たいので協議します。

基本計画

１　基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

（地図）

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

２　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	－百万円	－百万円	

（算定根拠）

【５（３）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：	－百万円	－百万円	
業種：	－百万円	－百万円	
業種：	－百万円	－百万円	

（算定根拠（指定する業種ごと））

【任意記載のＫＰＩ】

	現状	計画終了後	増加率

３　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（１）地域の特性の活用

（２）高い付加価値の創出

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

４　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

（地図）

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

（４）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に当たって、特に周辺の地域の生活環境の保持を図るべき区域

５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略
①
②
③

（２）選定の理由
①
②
③

（３）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種
①
②
③

（４）指定の理由
①
②
③

６　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

（２）制度の整備に関する事項
①
②

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）
①
②

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応
①
②

（５）その他の事業環境整備に関する事項
①
②

（６）実施スケジュール

取組事項	年度	年度・・・・	年度 （最終年度）
【制度の整備】			
①			
②			
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①			
②			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①			
②			
【その他】			
①			
②			

７　地域経済牽引事業用地整備を行う場合にあっては、その地域経済牽引事業用地整備に関する事項

（１）地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域

（２）地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域の有する産業用地としての特性及びその設定の理由

重点促進区域の名称	産業用地としての特性	設定の理由

（３）地域経済牽引事業用地整備が具備すべき条件に関する事項
①産業用地としての特性の活用

②地域経済牽引事業用地整備の計画的かつ確実な実施

③地域経済牽引事業用地整備により整備された土地における承認地域経済牽引事業の確実な実施

８　将来工業出荷額の見通しを定める場合にあっては、その見通しに関する事項

（１）都市計画区域マスタープランの名称等

（２）都市計画区域マスタープランが対象とする都市計画区域

（地図）

（３）都市計画区域マスタープランの基準年次及び当該年次の工業出荷額

（４）都市計画区域マスタープランの目標年次及び当該年次の将来工業出荷額の目標値

（５）地域経済牽引事業の促進の影響を加味した当該都市計画区域マスタープランの目標年次における将来工業出荷額の見通し

（６）将来工業出荷額の見通しの設定に係る調整状況

（７）後継となる基本計画に関する事項

９　地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用工場等の新増設を促進する場合にあっては、その促進に際し配慮すべき事項

（１）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進を図る必要性

（２）地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に当たって行う配慮の方針

（３）地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のために講ずべき措置
①
②

（４）市町村が講ずべき措置
①承認地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者の実施する措置が、当該事業の実施期間中に継続されていることの確認

②地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例の対象となる工場立地特例対象区域や緑地面積率等規制の緩和の水準、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者に求める当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のための措置の内容の公表

１０　地域経済牽引事業の促進に当たって地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給を行う場合にあっては、その供給に関する事項

（１）促進区域における、地域経済牽引事業用情報処理施設に安定的に工業用水の供給を行うことができる工業用水道事業の実施の状況及び今後の実施の見通し
①工業用水道事業者及び工業用水道事業の名称

②供給可能な工業用水の水量

③給水区域

（２）情報処理施設の今後の立地見通し及び立地の目標

（３）（１）及び（２）を踏まえた、工業用水の供給による地域経済牽引事業用情報処理施設に係る地域経済牽引事業の促進の見通し

１１　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法
①
②

１２　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

（２）安全な住民生活の保全

（３）その他
①
②

１３　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

１４　計画期間

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○こども家庭庁厚生労働省告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十七条第一項及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項の規定に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和八年こども家庭庁・厚生労働省告示第四号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年十一月十日

こども家庭庁長官　藤原　朋子
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 一　基本的理念 市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成する必要がある。 1・2　（略） 3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。 特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、医療的ケア者（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの並びに日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者をいう。以下同じ。）や強度行動障害の状態にある者などの重度障害者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。 また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居をいう。以下同じ。）への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能	第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 一　基本的理念 市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成する必要がある。 1・2　（略） 3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。 特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、医療的ケアが必要な者や強度行動障害の状態にある者などの重度障害者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。 また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居をいう。以下同じ。）への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能

を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備する必要がある。その際、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能を更に強化する必要がある。

こうした拠点等の機能強化に当たっては、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

また、地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケア児等（医療的ケア児及び医療的ケア者をいう。以下同じ。）、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要である。そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることが必要である。

こうした体制を構築する上では、地域のニーズに応じて提供体制や支援体制を構築していくことが重要であり、例えば、中山間・人口減少地域においては、共生型サービスや基準該当障害福祉サービス、多機能型、従たる事業所等の現行制度の活用等も図りつつ、サービス提供体制を維持・確保していくことが重要である。

５　４　（略）

障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備する必要がある。その際、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能を更に強化する必要がある。

こうした拠点等の機能強化に当たっては、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

また、地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要である。そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることが必要である。

こうした体制を構築する上では、地域のニーズに応じて提供体制や支援体制を構築していくことが重要であり、例えば、中山間・人口減少地域においては、共生型サービスや基準該当障害福祉サービス、多機能型、従たる事業所等の現行制度の活用等も図りつつ、サービス提供体制を維持・確保していくことが重要である。

５　４　（略）

障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包容（以下「インクルージョン」という。）を推進する。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6　（略）

二　（略）

三　相談支援に関する基本的考え方

1～3　（略）

4　協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する支援協議会をいう。以下同じ。）の活性化を図ることが重要であり、その活性化に向けては、基幹相談支援センターと行政が十分に協力・連携しながら協議会の事務局機能を担うことが効果的である。また、協議会の運営に当たっては、個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を図るといった取組を継続することが重要である。多様な障害種別の当事者等が協議会の委員になることが協議会の活性化にも資するため、委員の選定に当たって検討すること。

都道府県及び市町村においては、それぞれが設置する協議会を相互に連携させ、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等が必要である。障害者等が安心して地域に住むことができるよう、協議会と居住支援協議会との連携に努めることも求められる。

また、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきていることを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児等支援センター（医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第十四条第一項に規定する医療的ケア児等支援センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあっては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合等は、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第三条第二号において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包容（以下「インクルージョン」という。）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6　（略）

二　（略）

三　相談支援に関する基本的考え方

1～3　（略）

4　協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の活性化を図ることが重要であり、その活性化に向けては、基幹相談支援センターと行政が十分に協力・連携しながら協議会の事務局機能を担うことが効果的である。また、協議会の運営に当たっては、個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を図るといった取組を継続することが重要である。多様な障害種別の当事者等が協議会の委員になることが協議会の活性化にも資するため、委員の選定に当たって検討すること。

都道府県及び市町村においては、それぞれが設置する協議会を相互に連携させ、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等が必要である。障害者等が安心して地域に住むことができるよう、協議会と居住支援協議会との連携に努めることも求められる。

また、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきていることを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第十四条第一項に規定する医療的ケア児支援センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあっては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合等は、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第三条第二号において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利

が等しく保障される旨が規定されていること並びに同条第三号において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保される旨が規定されていること並びにこども大綱（令和五年十二月二十二日閣議決定）において、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとされていることに加え、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること並びに同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

1～3　（略）

4　特別な支援が必要な障害児等に対する支援体制の整備

(一)　重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実等

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。

が等しく保障される旨が規定されていること並びに同条第三号において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保される旨が規定されていること並びにこども大綱（令和五年十二月二十二日閣議決定）において、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとされていることに加え、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること並びに同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

1～3　（略）

4　特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(一)　重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図る。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制の現状を併せて把握することが必要である。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である。ニーズが多様化している状況を踏まえ、協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

加えて、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律を踏まえ、都道府県は医療的ケア児等支援センターを設置し、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害児者の支援ニーズを把握した上で、医療的ケア児等及び重症心身障害児者に対する総合的な支援体制を推進する必要がある。医療的ケア児等支援センターには医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーター（以下「医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター」という。）を配置し、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援、医療、保健、福祉、教育、労働、防災等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務又は連絡調整並びに個別避難計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画をいう。）の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を行うこととする。

また、都道府県は、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族、学識経験者その他の関係者並びに保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等その他医療、保健、福祉、教育、労働、防災等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「協議会関係機関等」という。）並びに協議会関係機関等の業務に従事する者（以下「関係者等」という。）により構成される医療的ケア児等支援地域協議会（医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十八条の二第一項に規定する医療的ケア児等支援地域協議会をいう。以下同じ。）を設置することができる。医療的ケア児等支援地域協議会では、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことが必要である。また、医療的ケア児及び重症心身障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、関係者等が協議していくことが必要である。

医療的ケア児等支援センター及び医療的ケア児等支援センターに配置される医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターは、医療的ケア児等支援地域協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うことが重要である。

指定都市、中核市及び特別区においては、こうした都道府県の取組とも連携を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて医療的ケア児等支援センター及び医療的ケア児等支援地域協議会を設置することにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族に対する総合的な支援体制を推進することが重要である。

市町村においては、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育、防災等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係機関等の関係者が連携を図るための協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等に関するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合

加えて、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を踏まえ、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、地域における医療的ケア児等の支援ニーズを把握した上で、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を推進する必要がある。医療的ケア児支援センターには医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行うこととする。

市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合

ディネーター（以下「医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」という。）として養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。当該コーディネーターは、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児等及び重症心身障害児者が日常生活上必要とする医療的ケアその他の支援の状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児等及び重症心身障害児者の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児等及び重症心身障害児者の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

㈡・㈢　（略）

5・6　（略）

五　（略）

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和十一年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一～三　（略）

四　障害児支援の提供体制の整備等

1　重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和十一年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。

㈠～㈣　（略）

なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。また、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の確保であっても差し支えない。その際、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である。

的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

㈡・㈢　（略）

5・6　（略）

五　（略）

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和十一年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一～三　（略）

四　障害児支援の提供体制の整備等

1　重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和十一年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。

㈠～㈣　（略）

なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。また、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の確保であっても差し支えない。その際、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である。

児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。

また、インクルージョン推進のため、令和十一年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

２・３　（略）

４　医療的ケア児支援等のための協議会又は関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等及び重症心身障害児者並びにそれらの家族が適切な支援を受けられるように、令和十一年度末までに、各都道府県において、医療的ケア児等支援地域協議会を設置すること、当該協議会に医療的ケア児等支援センターが参画すること及び医療的ケア児等支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。また、令和十一年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、防災等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

５～７　（略）

五・六　（略）

七　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障害福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県は、管内市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要がある。このため、都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、都道府県において、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成二十九年三月三十一日付け障発〇三三一第十五号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。障害当事者が研修講師として参画したり、研修内容の企画に関わったりすること等も考えられる。

加えて、各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二五年改訂版」（令和七年六月十三日閣議決定）及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」（令和七年六月十三日厚生労働省）を踏まえ、各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口

児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。

また、インクルージョン推進のため、令和十一年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

２・３　（略）

４　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和十一年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。また、令和十一年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

５～７　（略）

五・六　（略）

七　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障害福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県は、管内市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要がある。このため、都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、都道府県において、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成二十九年三月三十一日付け障発〇三三一第十五号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。障害当事者が研修講師として参画したり、研修内容の企画に関わったりすること等も考えられる。

加えて、各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二五年改訂版」（令和七年六月十三日閣議決定）及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」（令和七年六月十三日厚生労働省）を踏まえ、各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口

を設置することを基本とする。また、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十一号）による障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害福祉計画等に記載事項が追加されることを踏まえ、各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

八　（略）

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項

1・2　（略）

3　障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、利用者が真に必要とする質の高いサービスの提供を行うため、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握することが必要である。

指定障害福祉サービス事業者等の指定については、関係市町村長が都道府県知事に対し障害福祉計画又は障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ること、都道府県はその意見を勘案して指定に必要な条件を付すことができるとされており、きめ細かい地域ニーズに応じたサービス提供体制の確保のため、都道府県及び市町村においては、本制度を積極的に活用することが重要である。このため、都道府県においては、管内市町村に対し、事業者の指定時に通知を求めるかの照会を明示的に行うとともに、市町村においては、都道府県に対する通知の求めや意見の申出について積極的に実施することが望ましい。また、意見を申し出る際は、障害福祉計画等の記載が根拠となることから、本制度の活用を念頭に、障害者等のニーズを的確に把握し、計画に位置付けることが重要である。また、政令市及び中核市においても、障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業者指定に当たり必要な条件を付すことができるため、同様に、必要なニーズを計画に位置付けることが重要である。

その上で、障害福祉サービス等の提供体制が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、特定障害福祉サービス（障害者総合支援法第三十六条第二項に規定する特定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び特定障害児通所支援（児童福祉法第二十一条の五の十五第二項に規定する特定障害児通所支援をいう。以下同じ。）に係る事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該サービスの量が、障害福祉計画等において定める必要な量に既に達している等、障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の指定をしないことができることとされている。特に、別表第五の一の項に掲げる要件に該当する市町村における事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該規定を踏まえた対応が必要である。ただし、地域の実情を踏まえ、強度行動障害の状態にある児者、高次脳機能障害を有する児者、医療的ケア児等その他の重度障害児者等の個別ニーズを勘案し、必要な場合には、当該個別ニーズへの対応の必要性や当該サービスの重度障害児者等の利用者数の見込みを障害福祉計画等に定める等により、当該個別ニーズに対応する事業者を指定する等の運用が望ましい。その際、市町村においては、当該ニーズに関する意見の申出を積極的に実施することとする。

を設置することを基本とする。また、各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

八　（略）

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項

1・2　（略）

3　障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、利用者が真に必要とする質の高いサービスの提供を行うため、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握することが必要である。

指定障害福祉サービス事業者等の指定については、関係市町村長が都道府県知事に対し障害福祉計画又は障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ること、都道府県はその意見を勘案して指定に必要な条件を付すことができるとされており、きめ細かい地域ニーズに応じたサービス提供体制の確保のため、都道府県及び市町村においては、本制度を積極的に活用することが重要である。このため、都道府県においては、管内市町村に対し、事業者の指定時に通知を求めるかの照会を明示的に行うとともに、市町村においては、都道府県に対する通知の求めや意見の申出について積極的に実施することが望ましい。また、意見を申し出る際は、障害福祉計画等の記載が根拠となることから、本制度の活用を念頭に、障害者等のニーズを的確に把握し、計画に位置付けることが重要である。また、政令市及び中核市においても、障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業者指定に当たり必要な条件を付すことができるため、同様に、必要なニーズを計画に位置付けることが重要である。

その上で、障害福祉サービス等の提供体制が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、特定障害福祉サービス（障害者総合支援法第三十六条第二項に規定する特定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び特定障害児通所支援（児童福祉法第二十一条の五の十五第二項に規定する特定障害児通所支援をいう。以下同じ。）に係る事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該サービスの量が、障害福祉計画等において定める必要な量に既に達している等、障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の指定をしないことができることとされている。特に、別表第五の一の項に掲げる要件に該当する市町村における事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該規定を踏まえた対応が必要である。ただし、地域の実情を踏まえ、強度行動障害の状態にある児者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアを必要とする児者等の重度障害児者等の個別ニーズを勘案し、必要な場合には、当該個別ニーズへの対応の必要性や当該サービスの重度障害児者等の利用者数の見込みを障害福祉計画等に定める等により、当該個別ニーズに対応する事業者を指定する等の運用が望ましい。その際、市町村においては、当該ニーズに関する意見の申出を積極的に実施することとする。

障害者等のサービスの利用実態やニーズの把握を踏まえた、障害福祉計画等の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用、各地方公共団体において実施しているＥＢＰＭやＰＤＣＡに関する取組等、実効的な計画の策定を行うよう努めることが必要である。また、指標に係る目標との乖離が生じた場合には、利用実態等を踏まえながら、検証することが望ましい。

加えて、障害者等が可能な限りその身近な地域において必要な支援を受けられる環境を整備する観点から、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケア者や重度の障害者等のニーズについても把握することが望ましい。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

４～８　（略）

二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）及び指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項並びに同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の五の項に掲げる事項並びに同表の六の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の七の項に掲げる事項及び同表の八の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

１～４　（略）

５　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上のための取組及び当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の推進に向けた取組について、広域での連携を含めた取組を進めることが必要である。

このため、都道府県が別表第一の十二に掲げる取組を行うに当たっては、関係市町村との連携を図ることが重要であり、必要に応じて当該取組に関連する内容を市町村障害福祉計画等に反映することが必要である。

三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項、同表の七の項に掲げる事項並びに同表の八の項中①及び②に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項中③及び④に掲げる事項並びに同表の九の項に掲げる事項は定め

障害者等のサービスの利用実態やニーズの把握を踏まえた、障害福祉計画等の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用、各地方公共団体において実施しているＥＢＰＭやＰＤＣＡに関する取組等、実効的な計画の策定を行うよう努めることが必要である。また、指標に係る目標との乖離が生じた場合には、利用実態等を踏まえながら、検証することが望ましい。

加えて、障害者等が可能な限りその身近な地域において必要な支援を受けられる環境を整備する観点から、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障害者等のニーズについても把握することが望ましい。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

４～８　（略）

二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）及び指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項並びに同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項並びに同表の五の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

１～４　（略）

（新設）

三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画等においては、別表第三の三の項に掲げる事項、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項、同表の六の項に掲げる事項並びに同表の七の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の四の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項、同表の八の項に掲げる事項並びに同表の一の

るよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項及び同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1～3　（略）

4　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

㈠　サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

障害者総合支援法及び児童福祉法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定通所支援、指定障害児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、都道府県は、これらの者に対して、サービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修等を十分に実施することが必要である。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を十分に実施することが必要である。障害児支援人材の育成については、全国どの地域においても質の高い障害児支援の提供が図られるよう、都道府県において、第一の四の6に掲げる取組を進めることが重要である。

行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修を実施することが必要である。

さらに、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについて、ピアサポートの質を確保する観点から、都道府県において障害者ピアサポート研修を実施することが必要である。

また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害者支援センター等との連携による専門分野別の研修等、地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

項に掲げる事項、同表の二の項に掲げる事項、同表の五の項に掲げる事項、同表の十の項に掲げる事項、同表の十一の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1～3　（略）

4　指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

㈠　サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

障害者総合支援法及び児童福祉法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定通所支援、指定障害児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、都道府県は、これらの者に対して、サービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修等を十分に実施することが必要である。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を十分に実施することが必要である。障害児支援人材の育成については、全国どの地域においても質の高い障害児支援の提供が図られるよう、都道府県において、第一の四の6に掲げる取組を進めることが重要である。

行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修を実施することが必要である。

さらに、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについて、ピアサポートの質を確保する観点から、都道府県において障害者ピアサポート研修を実施することが必要である。

また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害者支援センター等との連携による専門分野別の研修等、地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

都道府県は、それぞれの研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとすることが重要である。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましい。

また、医療的ケア児等に対する支援体制の充実を図るため、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

さらに、都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県福祉人材センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県福祉人材センターをいう。）と連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。

㈡　指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

障害福祉サービス事業への新規参入が増加する中、不適切な事業運営を行う事業所をなくし、サービスの質の確保・向上を図ることが重要である。

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条第一項において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

就労系障害福祉サービスの質の確保についても、指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドラインを踏まえ、適切な事業運営の確保に向けて取り組むことが必要である。

また、サービスの質の確保・向上に取り組むに当たっては、事業者自ら運営を適正にしていく取組が重要である。例えば、障害者支援施設及び共同生活援助については、事業運営の透明性の確保の観点から地域連携推進会議の開催が義務付けられているため、その確実な履行を求める、共同生活援助については、運営や支援内容に関する最低限の基準を示したガイドラインを踏まえ、支援の質の向上に努めることを求めるなど、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう、事業者に対する必要な周知等を行うことが必要である。

また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利

都道府県は、それぞれの研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとすることが重要である。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましい。

また、医療的ケアを必要とする障害者等に対する支援体制の充実を図るため、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

さらに、都道府県は、教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組や、都道府県福祉人材センター（社会福祉法第九十三条第一項に規定する都道府県福祉人材センターをいう。）と連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等支援に係る人材の確保を支援することが望ましい。

㈡　指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

障害福祉サービス事業への新規参入が増加する中、不適切な事業運営を行う事業所をなくし、サービスの質の確保・向上を図ることが重要である。

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条第一項において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

就労系障害福祉サービスの質の確保についても、指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドラインを踏まえ、適切な事業運営の確保に向けて取り組むことが必要である。

また、サービスの質の確保・向上に取り組むに当たっては、事業者自ら運営を適正にしていく取組が重要である。例えば、障害者支援施設及び共同生活援助については、事業運営の透明性の確保の観点から地域連携推進会議の開催が義務付けられているため、その確実な履行を求める、共同生活援助については、運営や支援内容に関する最低限の基準を示したガイドラインを踏まえ、支援の質の向上に努めることを求めるなど、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう、事業者に対する必要な周知等を行うことが必要である。

また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利

用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組みづくりや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。こうした取組等により、各事業者における確実な報告を促すとともに、指定更新時には事業者から適切に報告がなされているか確認を行うことが必要である。

さらに、障害福祉サービス等に係る国民の現状・実態の理解の促進や、必要なサービスの利用機会の確保等の観点から、令和七年度より、事業者の経営情報についても収集を行い、グルーピングした分析結果を公表する制度が創設されたところであり、適切に制度の運用に取り組むことが必要である。

加えて、障害福祉サービス等の質の確保のためには、「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」（令和八年六月八日付け障発〇六〇八第一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添一）、「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」（同通知別添三）等に基づく、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する運営指導・監査の適正な実施が必要である。また、運営指導・監査を行う都道府県等の職員の育成・研修等も重要である。

㈢　その他の人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組

指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のための取組及び当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の推進に向けた取組について、広域での連携を含めた取組を進めることが必要である。

このため、別表第一の十二に掲げる取組を行うに当たっては、関係市町村との連携を図ることが重要であり、必要に応じて当該取組に関連する内容を都道府県障害福祉計画等に反映することが必要である。

５・６　（略）

四　（略）

第四　（略）

別表第一

一・二　（略）

三　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
（略）	（略）

用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組みづくりや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。こうした取組等により、各事業者における確実な報告を促すとともに、指定更新時には事業者から適切に報告がなされているか確認を行うことが必要である。

さらに、障害福祉サービス等に係る国民の現状・実態の理解の促進や、必要なサービスの利用機会の確保等の観点から、令和七年度より、事業者の経営情報についても収集を行い、グルーピングした分析結果を公表する制度が創設されたところであり、適切に制度の運用に取り組むことが必要である。

加えて、障害福祉サービス等の質の確保のためには、「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」（平成二十六年一月二十三日付け障発〇一二三第二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添一）、「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」（同通知別添二）等に基づく、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する運営指導・監査の適正な実施が必要である。また、運営指導・監査を行う都道府県等の職員の育成・研修等も重要である。

（新設）

５・６　（略）

四　（略）

第四　（略）

別表第一

一・二　（略）

三　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
（略）	（略）

短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
四　自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等	
（略）	（略）
共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
（略）	（略）
五　（略）	
六　障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等	
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ、放課後児童健全育成事業、小・中学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
四　自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等	
（略）	（略）
共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
（略）	（略）
五　（略）	
六　障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等	
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業、小・中学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等及び重症心身障害児者等の支援を総合調整するために必要となる配置人数の見込みを設定する。
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等及び重症心身障害児者等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

七～十三　（略）

別表第二

事項	内容
一～五　（略）	（略）
六　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項	次の事項について、第三の二の5を参考とし、人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組に関する都道府県との連携を含む方策を定めること。 ①　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれら

保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するために必要となる配置人数の見込みを設定する。
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

七～十三　（略）

別表第二

事項	内容
一～五　（略）	（略）
（新設）	（新設）

	の提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項 ②　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援及び障害児相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項 ③　地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項 ④　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
七・八　（略）	（略）

別表第三

事項	内容
一～七　（略）	（略）
八　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項	次に掲げる事項に関し、人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組について、市町村との連携を含む方策を定めること。 ①　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項及び目標 ②　障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項及び目標 ③　地域生活支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置 ④　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資するために講ずる措置
九～十一　（略）	（略）

六・七　（略）	（略）

別表第三

事項	内容
一～七　（略）	（略）
八　指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九～十一　（略）	（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２７４号
岡山県倉敷市神田１丁目19番38号
債務者　山中　勝宏
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　泰政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
福島県いわき市内郷内町前田３番地　メゾン・ド・ベレール306
債務者　蛭田　好修（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　一将
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１５６号
群馬県邑楽郡大泉町城之内三丁目７番12号
債務者　長島　清一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　祥充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１８４号
群馬県太田市福沢町263番地７
債務者　堤　　太郎
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第８１５号
北九州市八幡西区上上津役５丁目５番３号
債務者　池田　　明
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　衆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３９９号
函館市中道１丁目30番25―Ａ64号　斉藤マンション
債務者　川橋　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　槇山　絢美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２１号
北海道二海郡八雲町野田生329番地
債務者　稲垣　正美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡會　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４４９号
新潟市西区上新栄町２丁目14番37号　ジュネスＤ102号、前住所新潟県阿賀野市猫山418番地６
債務者　藤田　郁代
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　孝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５００号
新潟市西区山田2836番地１
債務者　金川　希望
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川恵理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１７号
新潟県新発田市緑町１丁目11番18号６
債務者　高山　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第７０号
新潟県糸魚川市大字東川原91番地子
債務者　関澤　安夫
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第７２号
新潟県糸魚川市大字東川原91番地子
債務者　関澤　友和
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１２０号
香川県綾歌郡宇多津町231番地（県営住宅８―206）
債務者　後藤　裕康
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１１２号
長崎県大村市沖田町524番地３
債務者　滝川　　凌
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽場尾　雅宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第５６１号
北九州市八幡東区槻田２丁目12番３―401号
債務者　村元アユ美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０２８号
宮城県名取市上余田字千刈田790番地の２　ユーソンハイツ105号
債務者　青田　茂雅
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄田　優人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５６号
仙台市太白区富沢４丁目８番34号、従前の住所東京都板橋区成増１丁目25番15―408号
債務者　十文字夏希
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７６号
仙台市太白区柳生６丁目11番地の３　ナイスステージ南仙台303
債務者　佐藤　郁子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　未帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時５分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９１８号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目９番12―205号
債務者　三浦　明美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大下　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４６号
広島市安佐南区八木６丁目６番22号
債務者　松本　英治
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７３号
広島県安芸高田市八千代町上根1415番地１　シュロスゾンネ204号室
債務者　藤原緒理恵
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　目代　美緒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０７号
広島市安佐南区祇園４丁目39番４号
債務者　三谷　良三
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２１号
岩手県北上市常盤台四丁目１番39号　シャン・ポワ104
債務者　富田　慈大
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１７９号
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀1269番地14
債務者　増田こと門崎こと谷川　寿世
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８４号
滋賀県東近江市建部堺町263番地４、事業所の所在地滋賀県東近江市建部堺町170―２
債務者　トナミ工業こと　片岸　　均
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第９２８号
神戸市北区日の峰３丁目７番地の５
債務者　吉岡麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲谷　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２７号
兵庫県西宮市津門川町７番20号　101、前住所堺市西区鳳中町１丁10番地51　フジパレス堺鳳駅北Ⅰ番館103号
債務者　垰和　勇貴
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　寛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５５９号
兵庫県西宮市門戸東町１番５―305号
債務者　創作鉄板ＢＯＯこと　松浦　恵太
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　朋哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２２４号
広島県福山市津之郷町大字津之郷1774番地５、旧住所福岡県京都郡苅田町大字尾倉3396番地１（グランティスＡ202）
債務者　高橋　賢吾
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２４６号
広島県福山市新涯町六丁目25番１号　ジュネスハイムＣ202
債務者　宮仲　秀典
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜上　芙雪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２４７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前628番地　レオパレス白山高木102号、前住所広島県福山市新涯町四丁目２番35―401号　藤原マンション
債務者　藤原　瑠偉
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　耕一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２４８号
広島県福山市松永町四丁目23番７号　グランソレイユＨＭⅡ　101
債務者　東　由美子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　諒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２８８号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地17
債務者　上杉　千草
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　寛大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８０号
高知県南国市下野田641番地１
債務者　横山　英之
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２８号
茨城県水戸市笠原町1356番地　緑ヶ丘ハイツ106号
債務者　大津　　厚
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　実里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５５６８号
兵庫県宍粟市波賀町原413番地
債務者　金山　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角川　正憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５号
兵庫県芦屋市三条南町９番13号　203、前住所兵庫県西宮市甲陽園東山町11番５号
債務者　ＡＰＯＬＬＯ　ＡＳＨＩＹＡこと　宮田　眞司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市甲子園春風町４番13号　ルミエール春風102号
債務者　服飾雑貨ＫＴＪＰこと　田宮　健司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第９５号
福岡県嘉麻市上山田1065番地７　山田さくらが丘団地1624号
債務者　松田　朱美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第３７３号
埼玉県本庄市中央２丁目２番16号
債務者　久保田充生
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４１９号
鹿児島市桜ヶ丘１丁目34番地４
債務者　福留　英樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　隆行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２４１８号
横浜市港北区日吉４丁目14番12―302号
債務者　渡邉　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福下　博詞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６号
兵庫県洲本市五色町都志33番地４　都志団地103号、従前の住所兵庫県洲本市五色町都志角川1353番地11
債務者　ペンション　ラ・メールこと丸谷　庄司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第８０号
福岡県直方市大字植木195番地41
債務者　村元ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第１７３号
島根県雲南市木次町下熊谷1235番地３
債務者　廣瀬　由紀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　杏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月11日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１４４号
札幌市東区北42条東６丁目２番30号
債務者　小林　浩治
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石松　慶康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３０号
茨城県日立市大久保町2409番地３　医療法人圭愛会日立梅ヶ丘病院内、住民票上の住所茨城県日立市鮎川町５丁目15番31―103号
債務者　三浦　篤史
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第３８６号
埼玉県行田市大字持田2445番地１　シャーメゾンフルール　Ａ―201
債務者　保泉　　優
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第９１０号
横浜市港南区笹下３丁目22番13号　南平台荘201
債務者　須中ステーシー
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝島　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１１号
横浜市港南区笹下３丁目22番13号　南平台荘201
債務者　須中　　楓
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝島　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６８号
静岡市葵区上伝馬22番41―101号
債務者　吉田　広太
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　恵仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４号
愛知県豊川市松久町１丁目92番地の３、従前の住所愛知県稲沢市下津町西下町62番地　フレグランス下津101
債務者　平松　　泉（旧姓飛永）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由田　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２０２４号
大阪市淀川区十八条３丁目７番26号　エスポワール18条　303号
債務者　田中　紀之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０６８号
堺市堺区松屋町２丁49番地
債務者　竹永　光貴
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　泰親
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７８号
熊本市北区黒髪７丁目158番地７、異動前住所熊本市北区鶴羽田町1131番地15
債務者　森山　　諭
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　飛翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２１号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕420番地２
債務者　北野　まきよ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１９５５号
北海道千歳市富士４丁目２番６号　リトルフォーレストＶ102号
債務者　松山　　基
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０２号
埼玉県川口市飯原町８番12号　エステート衣紋イースト202号
債務者　蛯名　正純
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸川康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７２０号
埼玉県日高市大字上鹿山274番地６　高麗川ハイツ201号室
債務者　桒原　広行
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　章鉉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後３時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８２１号
京都市南区吉祥院車道町30番地１　ＣＡＳＴＲＩＷＩＮ　103号室
債務者　齋木　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　大喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０８０号
京都市南区大宮通八条下る東寺東門前町61番地　アーバンヒル東寺404号室
債務者　鈴木　和之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４２号
熊本市北区弓削５丁目17番２号、異動前住所熊本市北区植木町大和34番地12
債務者　佐藤　勇輝
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７４号
静岡県沼津市八幡町48番地の１、前住所静岡県沼津市大岡3208番地の１
債務者　小柳津喜代治
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第５５７９号
大阪府岸和田市小松里町193番地の19
債務者　二瓶　松夫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９８７号
大阪市中央区島之内１丁目４番23－402号、前住所大阪府河内長野市大矢船北町28番１号
債務者　久光　弘展
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０７５号
大阪府松原市三宅中３丁目15番18号
債務者　桧垣　順伸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６８８号
埼玉県越谷市東大沢２丁目８番地３
債務者　北原　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２８０号
石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目440番地
債務者　此内　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　雄思
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２５号
石川県白山市平松町40番地
債務者　寺田由起枝
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹原　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８８号
愛知県名古屋市天白区平針一丁目2003番地八城マンション203号、従前の住所岐阜県恵那市長島町正家三丁目18番地11
債務者　亀井　祐也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第８９号
岐阜県恵那市長島町正家226番地15　プレ・アヴニールＣ棟201
債務者　亀井　義文
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１６６４号
埼玉県久喜市久喜北２丁目５番23―101号
債務者　長友　　楓
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久世　暁美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５３２５号
大阪府交野市私部４丁目59番19号
債務者　尾嵜　一仁
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横枕　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０１号
福岡県嘉麻市漆生1106番地６
債務者　高鍋和由喜
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第１４７号
茨城県ひたちなか市湊泉町６番17号
債務者　岩下　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５９２号
静岡県富士宮市富士見ケ丘1431番地の４　グリーンパール富士見ケ丘101、旧住所静岡市駿河区東新田３丁目32番20―209号
債務者　藤田　英紀
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９９号
札幌市東区苗穂町９丁目６番４―19号
債務者　藤谷　　透
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６０号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目80番地の11
債務者　下久保健一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重成　大毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３０９号
長崎県長崎市大園町９番11―507号
債務者　田中　辰春
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６４号
静岡県三島市緑町６番30号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　亮子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第５５２７号
大阪府寝屋川市明徳１丁目５番46―205号
債務者　小野山智彦
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６４９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東２丁目２番地28、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮２丁目４番７号　メゾン東姫宮202号
債務者　草原　美香（旧姓杉村）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加々美　光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４号
熊本県天草市河浦町河浦3016番地１一町田団地６号Ｎ―１
債務者　井本　俊一
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　匡史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第８４０号
川崎市川崎区川中島１丁目11番２号
債務者　師橋　徳行
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４６９２号
大阪府豊中市岡町南２―15―27豊中ガーデンズコート317、住民票上の住所大阪府豊中市東豊中町４丁目１番45―604号
債務者　Ｎｅｘｔ　Ｅｖｏｌｕｔｉｏｎ合同会社こと　成田　　寛
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　雅義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６５号
鳥取県米子市西福原９丁目９番19号、旧住所鳥取県米子市西福原７丁目11番36号
債務者　三島　史行
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　米子東町法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３８６号
熊本市南区奥古閑町1016番地３
債務者　西村　寿裕
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８７号
熊本市南区奥古閑町1016番地３
債務者　西村　聖子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０９５号
札幌市清田区平岡５条２丁目２番18号
債務者　中西みのり（旧姓山岸）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　治香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２１号
愛知県みよし市三好町弥栄60番地１　リアンヒロ205号、旧住所愛知県豊田市日南町５丁目９番地５　グローリアス豊田日南町503号
債務者　渡邊　昭斗
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松久保公平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５６９号
愛知県岡崎市大和町字家下25番地８　アヴァンセ・M　107
債務者　松本　和樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桒　美奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第９３５号
堺市南区竹城台２丁１番29―108号
債務者　石德　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　弘起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１号
岐阜県土岐市泉町久尻12番地の15、従前の住所大阪府箕面市小野原東４丁目９番27―301号
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　聖典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１８１号
富山市上二杉393番地１　カーサ・グローリー202号
債務者　山塚　隆人
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入江　佑典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４８８号
大阪府茨木市真砂玉島台５－１－203、住民票上の住所大阪府茨木市真砂玉島台11番９号サンルミエール　106号
債務者　中城　輝一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３７号
盛岡市月が丘三丁目49番６号　シェアハウスたかみ、前住所盛岡市渋民字愛宕27番地　ロシュマンＡ号
債務者　吉田　德昭
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５３１号
愛知県碧南市築山町３丁目13番地　レオパレスサラーム瀬名210号室、旧住所長野県松本市小屋北２丁目22番15号
債務者　吉澤　大地
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１０３２号
大阪府岸和田市岡山町415番地の９、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１　（１―712）
債務者　池中　嘉実
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７２号
埼玉県坂戸市東坂戸二丁目43番306号
債務者　大塚　敏雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５３３９号
堺市南区三原台１丁１番２―502号
債務者　藤方　義勝
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　温史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５号
静岡県伊東市松原769番地の７
債務者　麦田　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影島由美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年２月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２５５１号
名古屋市港区明正２丁目351番地　パインウェーブＣ―201号、従前の住所名古屋市港区明正１丁目153番地
債務者　植村　　靖
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７号
石川県小松市大川町二丁目126番地
債務者　秋場　雅人
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年３月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１７６５号
札幌市白石区北郷８条７丁目３番12―101号
債務者　渡辺　真也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７６号
札幌市白石区川下３条４丁目５番３号　リバーハイム７―202号
債務者　西谷　舞子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９９５号
札幌市東区北39条東17丁目２番３―203号
債務者　大村　麻衣
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０３２号
札幌市東区北37条東18丁目１番８号　ニューステイト202号
債務者　設楽　欣一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５９号
札幌市白石区菊水元町２条２丁目４番１―405号
債務者　相馬　一哉
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０７８号
札幌市南区澄川４条１丁目２番21―103号
債務者　大平　優一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０８３号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番14―41号
債務者　柴田　政信
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２２３号
札幌市白石区北郷２条２丁目１番27―501号
債務者　井倉　由江
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０８号
福島県いわき市好間町中好間字寺台41番地の２　ＢＥＦＲＥＥ202
債務者　小泉　千翔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３３号
茨城県日立市田尻町４丁目33番５―402号
債務者　黒澤美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１６９７号
埼玉県川口市芝中田２丁目６番24号　コーポ青沼102号
債務者　猪俣　美和
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９６号
埼玉県富士見市渡戸３丁目９番28号　メゾン・ド・ボヌールＤ―102
債務者　八鍬　るみ
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３７号
埼玉県所沢市大字松郷237番地の26
債務者　星川　正則
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６６号
埼玉県飯能市大字落合364番地12
債務者　篠原　剛士
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７２号
埼玉県ふじみ野市丸山６番８号　クレセールふじみ野Ⅱ　203号室
債務者　飯田　匠磨
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７９０号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘６丁目2800番地の11　ＤＥＮ　ＨＯＵＳＥ202
債務者　小野寺　聰
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８１８号
埼玉県狭山市狭山台４丁目21番地の４
債務者　仲子　知子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８２４号
埼玉県川越市大字小室343番地１　（306号室）
債務者　石戸　美優
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８５１号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原461番地19、前住所埼玉県川越市岸町３丁目23番地10（県営川越北谷住宅１―303号室）
債務者　仲宗根美泰
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３６９号
埼玉県熊谷市平戸2016番地　レオパレスエクセディオールⅡ　110
債務者　大久保　匠
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３８１号
埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬655番地１　コーポ森７号
債務者　菊池　修弘
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５３号
川崎市中原区上平間670番地１　クリオ多摩川緑地壱番館　201
債務者　清水　成美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８５１号
川崎市高津区新作１丁目25番16号　サンローズⅡ　201
債務者　遠藤　佳子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８５６号
川崎市中原区苅宿15番10―703号　ライオンズマンション元住吉
債務者　里吉　宏明
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
愛知県蒲郡市竹谷町犬飼港１番地１　竹谷すみれハイムＢ館202
債務者　山本強（法定代理人成年後見人　社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４４６号
鹿児島市西田２丁目25番12―305号、前住所鹿児島市草牟田１丁目３番26号　リバーサイド草牟田506号
債務者　岩川　実夢
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７３号
鹿児島市大黒町４番19号　大黒町申館603号
債務者　中尾加奈江
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１９５号
福島県いわき市平赤井字田町16番地の１　コーポＹＡＮＯ３―201
債務者　竹森　久仁
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２４５２号
神奈川県大和市南林間８丁目１番12号　クレインレジデンス202号
債務者　森　　由希（旧姓星野）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５０５号
横浜市金沢区富岡西７丁目43番４―９号　横浜ヒルサイド101号
債務者　武田　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８９号
静岡県裾野市佐野426番地の６
債務者　杉山眞由美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３９１号
静岡県熱海市下多賀652番地の４　１Ｂ―203、前住所静岡県伊東市岡1391番地　ハトヤホテル寮
債務者　岡本　圭市
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１９号
香川県高松市新田町甲636番地６
債務者　中條　寛人
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４２８号
鹿児島市希望ヶ丘町13番１号　ワイズビレッジ１号棟205号
債務者　チャウラガイ絹子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８８号
鹿児島市桜ヶ丘７丁目６番地２　住宅型有料老人ホームひびき秋桜館、前住所鹿児島市小松原二丁目17番21―304号
債務者　中原　節子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５４８号
愛知県刈谷市東境町堀池６番地１　ソシアルセイワ東境402号
債務者　細野美穂子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
愛知県岡崎市末広町12番地４　サンブライト末広105
債務者　藤原　政廣
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５７２号
愛知県豊田市常盤町１丁目103番地３　セザール豊田307号、旧住所愛知県豊田市大林町10丁目24番地５　グランソレユ大林203号
債務者　久保向俊之
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２４３号
沖縄県沖縄市知花４丁目14番18号　Ｌ90
債務者　我如古　武
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１８４９号
東京都町田市藤の台３丁目３番２―205号
債務者　守友憲次郎
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５８号
東京都八王子市大和田町４丁目４番19号ｃａｄｄｙ大和田107号
債務者　渡邉　　忍（旧姓斉藤）
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７１号
東京都東村山市萩山町３丁目17番地萩山町３丁目アパート８―202
債務者　髙橋　由紀
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７２号
東京都東村山市萩山町３丁目17番地萩山町３丁目アパート８―202
債務者　髙橋マチ子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６１０号
静岡市清水区新富町12番５号
債務者　野田　晶仁
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―1508号
債務者　谷山陽子こと　ＫＡＮＧ　ＹＡＮＧＪＡ（康陽子）
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目３番５―203号、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番32―109号
債務者　中村はづき
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６５８号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目10番７―603号、前住所兵庫県西宮市今津社前町１番11―508号
債務者　春山在善こと　宋　　在善
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市柏木町６丁目８番20号　コーポフルベースＤ205号、前住所北海道苫小牧市澄川町５丁目５番９号　グランド澄川１―Ｂ
債務者　篠島　尚史
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市山手町１丁目９番２―101号
債務者　久保　貞行
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１０６３号
仙台市宮城野区栄１丁目６番58号　フリーダムヒル中野栄Ａ－201
債務者　澁谷　　一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２９号
宮城県塩竈市香津町９番10号
債務者　蜂谷　浩司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１３５号
仙台市宮城野区田子２丁目34番５号　パインハイムＡ102
債務者　森井　弘子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４２号
仙台市宮城野区大梶４番５－302号
債務者　出雲　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１８０号
仙台市泉区旭丘堤２丁目18番21号　セジュール壱番館201
債務者　武田真由美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４８号
宮城県石巻市大橋３丁目５番地７　市営大橋復興住宅103号
債務者　邊見　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１５９号
秋田県南秋田郡八郎潟町小池字岡本下台107番地23　レジデンスエイトＢ－202号室、旧住所秋田県鹿角市花輪字福士74番地１　福士待機宿舎203
債務者　伊藤　芙美香（旧姓塩田）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７７号
長野県佐久市安原805番地２　ホリゴメハイツ５号
債務者　市村　雅敏
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第５９９号
静岡県藤枝市志太２丁目５番11号　グランドメゾンＢ棟101号、旧住所静岡県焼津市西小川４丁目６番地の８　ルミエールＫｏｂａｙａｓｈｉ302
債務者　渡邉　義希
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１９号
静岡市葵区新伝馬１丁目11番11－105号
債務者　川村　元気
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５９０号
大阪市西成区千本中２丁目５番20号　ベストレジデンス岸里　303号
債務者　ホームインテリアトミーズこと　富　明夫（旧姓金丸）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８７２号
大阪市東成区大今里西２丁目18番20号　Ｋ・Ｍマンション　501号
債務者　向井田真由美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８７３号
大阪市東成区大今里西２丁目18番20号　Ｋ・Ｍマンション　501号
債務者　向井田　毅
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８９号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番１－301号
債務者　松岡　正浩
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９９号
大阪市都島区東野田町３丁目１番28号　ＮＩＮＥ　ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ　1003号
債務者　髙橋　華鈴
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００９号
大阪府守口市西郷通４丁目４番10－302号、前住所大阪府守口市西郷通４丁目４番10－303号
債務者　合田　辰巳
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４４号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目２番２号　グループホームつるさんかめさんの家
債務者　大倉　五夫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８５号
大阪府高槻市芝生町２丁目22番31―305号
債務者　山下まり子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５１号
大阪府茨木市大住町３番16号　大住ニューハイツ　302号
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６０号
大阪市浪速区恵美須西１丁目２番14―402号
債務者　伊藤　俊男
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０３号
大阪市福島区鷺洲５丁目５番15号　パルハセトン鷺洲　203号
債務者　福井　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０８号
大阪市住之江区御崎３丁目２番22号　セレブサンティール　310
債務者　竹内　寿和
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１５号
大阪府東大阪市本町８番15号　本町ハイツ402、前住所千葉県長生郡長生村宮成3249番地14
債務者　髙橋　美帆
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３９７号
大阪府門真市幸福町７番20―302号
債務者　大杖　香予
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４０３号
大阪市淀川区三津屋南２丁目12番18号　スカイルナ　403号
債務者　大石佐智恵
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４２９号
大阪市天王寺区真法院町12番11―702号
債務者　北村　壽康
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４４５号
大阪市城東区中央２丁目10番30号　Ｍ・Ｋマンション　205号
債務者　栗本　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４８１号
大阪府東大阪市岸田堂北町10番28号　サニーレジデンス　402号
債務者　北中　勝美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５８９号
大阪府枚方市三栗２丁目10番12―203号
債務者　森　　晴美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６０２号
大阪市中央区東高麗橋３番２―901号
債務者　川端　松美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６２２号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目９番19号　アパートセリーナ　409号、前住所三重県津市半田2540番地１　（株）ニーズ
債務者　田坂　文英
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６３６号
大阪府豊中市立花町１丁目３番10―304号
債務者　石神友紀子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６４７号
大阪市阿倍野区三明町２丁目２番４号　進藤方
債務者　上野称璞季
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６７７号
大阪市都島区都島中通２丁目18番８号
債務者　宮田　義隆
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６９５号
大阪市天王寺区玉造元町３番26―515号
債務者　若佐真由美（旧姓定雪）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７３７号
大阪市東成区東小橋３丁目６番28号　さらんの家
債務者　大西　　純
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７５２号
大阪市平野区喜連東５丁目２番２―102号
債務者　森　　桂子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８５８号
神戸市灘区赤坂通４丁目３番１号　中村マンション201
債務者　東村　和幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５７号
神戸市中央区楠町６丁目13番７―301号
債務者　中原　慧子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６９号
兵庫県三田市学園５丁目13番地８、従前の住所名古屋市中川区尾頭橋４丁目15番15号カーサヴェルデ101号
債務者　下高原裕乃
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０２９号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番２―406号
債務者　宮本　政幸こと　ＫＩＭ　ＳＡＮＧＫＯＮ　金　　相坤
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３０号
神戸市北区有野中町３丁目14番11―102号、従前の住所神戸市北区道場町日下部852―１―102号
債務者　斎藤正一郎
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７１号
神戸市西区伊川谷町有瀬1057番地の３　ピュアアリセ405号
債務者　岡田　明子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５８０号
岡山市北区高柳西町11番24号　コーポ高柳202、旧住所岡山市南区新保673番地１　メゾンニューライフＡ棟101
債務者　眞坂　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２６号
岡山市北区天瀬南町２番３号　アルフィーネ天瀬101号
債務者　福間　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５２号
岡山市中区倉田358番地５
債務者　井上　千佳
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６１号
岡山市南区西市456番地４
債務者　土井　　香
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６２号
岡山市南区洲崎二丁目９番14―４号　ハイマートラント藤Ｄ202、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６番地394
債務者　寸村由貴奈（旧姓手塚）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０７号
長崎県長崎市宝栄町４番19号　グループホームＧＡＲＤＥＮ―ＨＯＵＳＥ、旧住所長崎県長崎市高島町2706―18　市営高島光町アパートＡ棟304号
債務者　松下婦美野
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３１号
鹿児島市紫原１丁目５番55―23号、前住所鹿児島市桜ヶ丘５丁目16番地１　ハイツ明102号
債務者　岩川　怜平
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６７号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1423番地　市営八久保住宅３号棟104
債務者　田平　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８４号
鹿児島市下荒田２丁目36番20号　アビターレ下荒田Ⅱ　403号
債務者　富永　幸三
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７９号
北海道小樽市入船１丁目２番８号　入船コーポ202号室
債務者　福士みどり
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１５７号
宮城県加美郡色麻町四竈字大坊35番地１
債務者　早坂　江美（旧姓　永沼）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第５０号
秋田県大仙市戸地谷字川前166番地
債務者　森元　友子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第１４３号
茨城県取手市青柳354番地２　キャッスル取手304号
債務者　畠山　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第５２８号
新潟市東区逢谷内１丁目４番４号
債務者　小林　春子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８６号
石川県加賀市田尻町クの60番地の１
債務者　大元　真愛
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第３０４号
福井市開発２丁目610番地５
債務者　久司　里美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０５号
福井県越前市粟田部町15―53―３、住民票上の住所福井県越前市広瀬町第102号115番地
債務者　直井かおり
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１７号
長野県松本市桐３丁目２番10―２号　桐ひまわりハウスＢ207
債務者　見尾谷　彩（旧姓砂田）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１９号
長野県松本市南原２丁目22番７号　コーポ・ウラノ102
債務者　百瀬　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１２９号
岐阜県大垣市島里２丁目106番地１　サニーファイブＤ　101、前住所岐阜県大垣市内原２丁目139番地１
債務者　高比良光記
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
岐阜県大垣市島里２丁目106番地１　サニーファイブＤ　101、前住所岐阜県大垣市内原２丁目139番地１
債務者　高比良　彩
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１８３号
滋賀県蒲生郡日野町松尾121　救護施設ひのたに園、住民票上の住所滋賀県彦根市後三条町352番地１（107号）
債務者　黒川　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１６２号
京都市山科区西野山射庭ノ上町247番地１　サンローラン新十条504、前住所京都市山科区西野山欠ノ上町87番地19
債務者　香水　靖香
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２４９号
京都市山科区東野中井ノ上町７番地73　カワナカマンション２―Ｃ号
債務者　福本　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６３３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―1301号
債務者　吉田あすか
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６８号
兵庫県たつの市龍野町堂本377番地　ヴァルトＡ－３
債務者　中野　真輔
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第１３４号
鳥取県鳥取市秋里1214―２グリュック秋里202、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目208番地
債務者　濵田　陽介
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市国府町宮下1136番地　クレストールＳ・Ｓ・Ｋ　Ｉ　202
債務者　田中なおみ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６４号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目17番30号　県住１―205号
債務者　相見　武志
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１７０号
鳥取県境港市渡町2814番地２
債務者　粟井めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１７３号
鳥取県米子市東福原１丁目５番11―303号
債務者　椿　　祐一
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１７６号
鳥取県米子市安倍861番地１　ビレッジハウス４―109号
債務者　佐藤　彰宏
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１０８号
広島県呉市広町田２丁目７番３号
債務者　益岡　由弥子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２５９号
広島県福山市引野町五丁目３番15―601号　健生館
債務者　梅木　敏子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２７２号
広島県福山市西町一丁目８番10―901号
債務者　元木　真友
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３４３号
愛媛県松山市小坂５丁目16番７号　Ｍプラネット101号
債務者　一色　　茜
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６号
愛媛県八幡浜市14番地　丸二ビル301号室、旧住所大阪府大阪市住之江区粉浜２―10―８グリーンハイツ粉浜405
債務者　木下　広行
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第１０６号
愛媛県四国中央市三島朝日３丁目１番35号　マンション井原　208号
債務者　大﨑　勇児
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４９８号
熊本市中央区黒髪１丁目14番24号　古閑ハイツ105号室
債務者　福本　　泉
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５６４号
熊本市東区健軍本町15番16号
債務者　井手　優介
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８１号
熊本市中央区帯山４丁目20番32号　206
債務者　伏谷　重紀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６４５号
熊本市中央区国府１丁目６番１号　辻崎ビル303、異動前住所熊本市中央区岡田町７番６号　コーポサンヒルズ302
債務者　米満　建志
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１１７号
大分県中津市大字東浜74番地１　フェリーチェＢ　202、前住所大分県中津市大字大塚768番地２　プレセランス中津　101
債務者　芳川　竜弥
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１１９号
大分県中津市大字下宮永531番地３　西野コーポ１号
債務者　清原　辰巳
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４３０号
宮崎市大字本郷北方4136番地９　ベルシエルメールⅢ201号、前住所宮崎市東大淀１丁目６番13号　グリーンひむか401号
債務者　村田　美夕
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３２号
宮崎市吉村町北原甲1439番地３　シティハイツエル103号
債務者　児玉ヒロミ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４０号
宮崎市船塚２丁目182番地１　デナリビル201号
債務者　飯田　未紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７４号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目109番地　ラ・プラシード203
債務者　土田　健太
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８１号
宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎２丁目88番地　コーラルハウス102号
債務者　馬原　正勝
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８２号
宮崎県延岡市浜町598番地18　甲斐アパート２Ｆ
債務者　弓岡　正行
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第２７３号
青森市桜川２丁目１番12―１号
債務者　佐々木恵徳
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８０号
青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木438番地９　第２よこはまハイツ202
債務者　野村　健一
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３４８号
神奈川県厚木市下荻野513番地１　レオパレスメルベーユ参番館107
債務者　齊藤香津美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５２８号
神奈川県平塚市根坂間363番地の１　ドムール平塚第三―401号
債務者　今井　春男
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５３８号
神奈川県厚木市棚沢185番地４　棚沢寮サンライズ柏木101Ａ
債務者　田中　　忠
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第７６５号
広島市佐伯区皆賀４丁目４番25―101号
債務者　田中　祐也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０９６号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目４番１―208号
債務者　清古　　修
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０３号
広島市佐伯区美の里１丁目９番17―115号
債務者　宍倉　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２０号
広島県安芸郡府中町本町５丁目６番24号　吉田アパート101
債務者　奥本　健治
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０２号
広島市西区庚午中１丁目10番24―404号　庚午坂本ビル
債務者　高橋　優芽
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３号
山口県周南市花陽２丁目10番５号
債務者　山内　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６１号
山口県光市大字小周防415番地３
債務者　林　　里香
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６７号
山口県光市島田２丁目４番19号
債務者　濵田　　恭
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６８号
山口県周南市新田１丁目５番27号、前住所山口県萩市大字江向159番地５
債務者　煙草谷咲木（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第６９号
山口県周南市五月町12番２号　さつきの里
債務者　菅田　　龍
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第７５号
山口県下松市大字下谷424番地10
債務者　中村　千奈美（旧姓實近）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市春日町１丁目１番10号
債務者　大塚　浩範
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年２月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第３３３号
福岡市博多区比恵町１―18東カン第二ビル406
破産者　株式会社ｔｕａ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１６３号
富山市上飯野新町一丁目１番地
破産者　有限会社サカタ土木
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０４号
愛媛県松山市東長戸一丁目２番32号
破産者　愛媛寿実運輸有限会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７２号
福岡市早良区西新一丁目12番22号、旧本店所在地福岡市西区愛宕二丁目３番２号
破産者　株式会社食堂
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４７２号
福岡市中央区天神四丁目１番23号ニューライフ天神
破産者　株式会社インフィニティ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０６６号
福岡市博多区博多駅前一丁目21番20―701号
破産者　株式会社えんコーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿屋市寿三丁目13番29号
破産者　有限会社一楽
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第８２０号
栃木県下野市磯部389番地１
破産者　株式会社のざわ屋
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９号
栃木県鹿沼市花岡町８番地５　アイショウプラザⅡ　Ａ―101
破産者　新田　和男
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６８号
栃木県小山市西城南六丁目９番地15
破産者　有限会社サポートライズ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８１号
栃木県佐野市堀米町2626―１　サウスベルク101
破産者　合同会社ＴＫ
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第１６５号
栃木県足利市花園町16番地２
破産者　株式会社　高橋製作所
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第３０号
千葉県木更津市請西東三丁目17番地12
破産者　株式会社アールシーコーポレーション
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２６号
千葉県袖ケ浦市蔵波1985番地２
破産者　櫻山　吉秋
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４１号
千葉県木更津市港南台４丁目７番地１
破産者　秋山　亮太
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４３号
千葉県木更津市畑沢南二丁目36番２号
破産者　株式会社白木屋本舗
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４４号
千葉県君津市南子安９丁目１番25号　203、前住所千葉県君津市南子安９丁目１番25号　202
破産者　平岡　輝美
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和５年（フ）第３２２１号
大阪市中央区東心斎橋１丁目10番７号
破産者　株式会社ヴイクトワール
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７８号
大阪府東大阪市足代北２丁目16番４号１―Ａ
破産者　株式会社エコマック
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２３号
山口県萩市大字椿東3140番地の３
破産者　有限会社萩モータース
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第２３５０号
福岡市城南区鳥飼７丁目23番13号
破産者　上原　聡彦
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５９３号
仙台市宮城野区榴岡２丁目２番24号
破産者　株式会社オルジ・ド・リュミエール
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４０号
群馬県みどり市笠懸町鹿2001番１
破産者　有限会社鈴木技研
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第３３１７号
神奈川県大和市福田３丁目16番地12山清ビル１号
破産者　株式会社フォルス
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５４５号
横浜市鶴見区生麦１丁目10番16号
破産者　合同会社ａｍａｎｔｅ
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１号
滋賀県彦根市和田町41番地11
破産者　株式会社三共
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第７７１１号
東京都中央区新富１丁目７番９―２Ｆ
破産者　株式会社マック・ミック
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５８号
埼玉県所沢市荒幡618番地28
破産者　株式会社ナツキ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９号
東京都東大和市桜が丘４丁目340番地１
破産者　有限会社タジマ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８４６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目61―３―101
破産者　福永　洋子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３２７号
東京都杉並区桃井４丁目１―17―102
破産者　小島　大介
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６２１号
東京都東久留米市中央町６丁目２番14号
破産者　有限会社南紀畜産
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８９９号
東京都杉並区西荻北４丁目13番16号
破産者　株式会社ＴＡＲＴＡＮ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９０２号
東京都台東区東浅草１－３－９　ＮＰＲビル202
破産者　株式会社Ｔ．Ｓ工業
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９０３号
東京都台東区橋場１丁目10―13　Ｋ．ＨｏｕｓｅⅡ　３Ｆ
破産者　深川　達也（旧姓田代）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１７２号
東京都台東区三筋１丁目12番地６号
破産者　合同会社Ａ２Ｏ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５６８号
東京都大田区大森東３丁目27番13号
破産者　扇電気工業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７３１号
東京都文京区本郷１丁目27番８号
破産者　株式会社エービーイノベーション
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８０８号
神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町801－１－1001
破産者　飯森　正裕
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４６６号
東京都北区赤羽２丁目27―11―302
破産者　中澤　優輝（旧姓内藤）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０１４号
東京都北区豊島１―30―２―1001、商業登記簿上の本店所在地東京都北区王子２丁目18番11―203号
破産者　株式会社京屋
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０１５号
東京都北区豊島１丁目30―２―1001
破産者　京極　嘉樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０８７号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目27―16
破産者　山田　大樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０４号
東京都足立区千住仲町18番６号
破産者　有限会社ロンドベル
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０５号
東京都足立区谷在家１丁目23―11―302
破産者　阿部　広隆
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４８号
東京都渋谷区代々木２―24―７
破産者　株式会社Ｓｐｉｅｇｅｌ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６２号
愛知県名古屋市中区丸の内２丁目６番７号トレンド丸の内702
破産者　有限会社エスプレンディッド
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６３号
東京都狛江市中和泉３丁目13―15―104
破産者　丹羽　雅昭
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９１号
東京都葛飾区堀切６丁目11番１号　コーポ前川203
破産者　有限会社ユタカ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９２号
東京都足立区綾瀬２丁目10―３
破産者　岸里　　豊
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９３号
東京都江戸川区春江町３丁目51番８号
破産者　有限会社サンケイモールドベース
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９４号
東京都江戸川区中央３丁目15―２―105
破産者　青山　孝一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９５号
東京都江戸川区鹿骨１丁目44―７
破産者　青山　　茂
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２８号
東京都渋谷区松濤１―28―14
破産者　株式会社ｈａｎｕｒｙ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２９号
神奈川県川崎市高津区久本２丁目11―１―104
破産者　森本　伶奈
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１４号
神奈川県座間市入谷西５丁目５－26－301
破産者　滝谷　翔太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１５号
東京都台東区上野５丁目16番12号　サンライズ第一ビル５階
破産者　株式会社インタープレジゼント
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１６号
東京都台東区上野５丁目16番12号　サンライズ第一ビル５Ｆ
破産者　ディーセントワークス合同会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１７号
東京都台東区上野５－５－10－1004、住民票上の住所千葉県流山市南流山７丁目６－８
破産者　牧田　有史
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２７号
東京都墨田区江東橋４丁目13－１－503
破産者　淺野　友美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８０号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目34番15－404号
破産者　株式会社Ａｐｐｅａｒ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８１号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目34－15－404
破産者　山内あゆみ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８６号
東京都練馬区大泉町１丁目３番42－101号
破産者　Ｄｏ　Ｃｏ．株式会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８７号
東京都練馬区土支田４丁目10－８
破産者　大洞　翔太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７５号
東京都足立区六月２丁目29－５－405
破産者　常木マリアチェリーこと　ツネキ　マリア　チェリー　バルトロ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０８号
神奈川県川崎市麻生区はるひ野３丁目11－２　アンソレイユ　Ｂ－201
破産者　越後　　守
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７０号
東京都豊島区西巣鴨２丁目33－12－302
破産者　菅原　和夫
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７１号
東京都荒川区町屋３丁目８－18－703
破産者　宮内　弘樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８３号
東京都町田市忠生３丁目18－４－102
破産者　木村由理子（旧姓篠原）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４５号
東京都江戸川区中葛西３丁目７－３　シャトレーマルタマⅡ202
破産者　松﨑　拓海
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４６号
東京都北区浮間３丁目１－24－505
破産者　名幸真由美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７５２号
東京都板橋区幸町57－５－105
破産者　土屋　拓磨
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２８号
東京都豊島区池袋本町４丁目34－６
破産者　臼井　　彩
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４７号
東京都文京区目白台２丁目２－26－102
破産者　村中由紀江
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４８号
東京都西東京市新町２丁目２－12－101
破産者　関　　仁孝
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８６２号
東京都葛飾区東金町４丁目12－４
破産者　加治　瑠花
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９２号
東京都中野区中央５丁目６－７　コーポ大島２Ｆ５
破産者　井川　　優
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３９号
東京都新宿区高田馬場４丁目15―３―101
破産者　南　　鍾天
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９４０号
東京都板橋区高島平４丁目４―12―301
破産者　悟道　音寧
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７５号
東京都世田谷区駒沢１丁目13―21―106
破産者　高畠　　淳
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７８号
東京都昭島市中神町1169―12　シャン・ピエールⅡ205
破産者　鈴木　正俊
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７７号
東京都世田谷区北烏山９丁目21―10―507
破産者　山崎真一郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９３号
東京都渋谷区初台２丁目13―３―306
破産者　渡邊　紫織
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０８号
東京都目黒区緑が丘１丁目５－２―103
破産者　小出　涼太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６２号
東京都中野区大和町２丁目24―７―202
破産者　浦田さと子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１７２号
東京都港区白金台４丁目８－７―605
破産者　太田　貴士
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９６号
東京都板橋区蓮根３丁目13―17―202
破産者　高野　秀文
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９９号
東京都小平市上水本町３丁目２―11―306
破産者　百成　位年
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２２号
東京都大田区南久が原１丁目16―７―202
破産者　松島　元華
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第２４０３号
東京都中野区中野５丁目40―12―202、開始決定時の住所東京都中野区中野５丁目３―35―208
破産者　関　　昂平
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１７０号
東京都足立区神明２－５－７　コーポ片田101、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区六木１丁目17―25―1104
破産者　有限会社ネオ・スペース
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９９６号
東京都品川区南品川６丁目７－１　Ｆｅｅｌ　Ａ１　401
破産者　松田　忠幸
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７１５５号
東京都大田区南馬込５丁目33番７号
破産者　株式会社トミヨシ商会
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７１８９号
東京都中央区銀座６丁目13番16号　銀座Ｗａ１１ビルＵＣＦ５階
破産者　株式会社Ｓ．Ｓホールディングス
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７１９１号
東京都中央区銀座６丁目13番16号　銀座Ｗａ１１ビルＵＣＦ５階
破産者　株式会社Ｓ＆Ｓ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７１９２号
東京都中央区銀座５丁目９番17号　銀座あづまビル５Ｆ
破産者　株式会社ＰＥＡＣＥ企画
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７４３２号
東京都杉並区高円寺北３丁目２番15号
破産者　株式会社ｔｏｙｎｏｂｏｘ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０９８号
東京都江東区青海２丁目７番４号　ｔｈｅＳＯＨＯ1004号室
破産者　株式会社アイディアル・リンク
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９４１号
東京都板橋区高島平２丁目26―７―920
破産者　石井　洋三
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２０８号
東京都豊島区北大塚２丁目29番３号
破産者　株式会社ＮＡＴＵＲＡＬ　ＳＥＥＤＳ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２２０号
東京都渋谷区本町２丁目46－４　ハウス高森Ａ－102
破産者　伊藤　貴徳
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９６１号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡12―206、開始決定時の住所東京都大田区東糀谷４丁目４―10―107
破産者　三好　浩明
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４０２号
東京都足立区大谷田１丁目４－７　ロイヤルエクセレンス３　301
破産者　根岸　秀直
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４０３号
東京都足立区大谷田１丁目４－７　ロイヤルエクセレンス３　301
破産者　根岸由紀子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４６３号
東京都江戸川区東瑞江２丁目33―10―303
破産者　石川　　優
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４６８号
東京都練馬区練馬２丁目29―42―206
破産者　二藤部武男
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５６１号
新潟県長岡市蓮潟１丁目３－８
破産者　下田邦比呂
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０２号
東京都江東区北砂６丁目３－17―303
破産者　阿部　康崇
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２２号
東京都足立区千住曙町29―10　２Ｆ
破産者　井坂　昌裕
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２３号
東京都足立区千住曙町29―10　２Ｆ
破産者　井坂　芳江
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４６号
東京都文京区本郷５丁目30番20号
破産者　株式会社御茶の水書房
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１７６号
東京都世田谷区弦巻４丁目13番６－105号
破産者　株式会社ジェネシスＮＴ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２５０号
東京都目黒区東が丘１―25―18
破産者　株式会社ｃｏｃｏｎ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０８号
東京都練馬区大泉学園町８丁目７番24号
破産者　株式会社ＡＬＣＨＥＭＩＳＴＳ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０９号
埼玉県所沢市中富南３丁目２－16
破産者　内田　裕也
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１０号
埼玉県所沢市中富南３丁目２－16
破産者　内田　朱美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４６０号
東京都豊島区東池袋１丁目７番10号
破産者　株式会社落合
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４６１号
東京都豊島区西池袋４丁目23番５号　ネクストワン西池505号
破産者　株式会社ａｍａｒｅｂｅｌｌｅｚｚａ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４６２号
東京都豊島区西池袋４丁目23―５―505
破産者　長徳　宏美（旧姓落合）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８２号
東京都墨田区江東橋４丁目30―２―1202
破産者　有限会社ジェムプランニング
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８３号
東京都墨田区江東橋４丁目30―２―1202
破産者　武内　健司
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０９号
東京都世田谷区砧３－９－11　友愛ホーム、住民票上の住所東京都世田谷区駒沢２丁目43－13－304
破産者　甲斐田　武
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０２号
東京都大田区中央５丁目14－７－202
破産者　高橋夫美枝
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４７号
千葉県市川市行徳駅前４丁目１－３　第２田中ビル303
破産者　西堀　穂幹
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８７９号
東京都品川区中延６丁目３－16　ＯＭＵＳⅡ　303
破産者　宮川　好美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２０号
東京都世田谷区下馬４丁目２－10－105
破産者　星野　直寛
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４１号
東京都練馬区大泉町３丁目38－24　第５ブルーコーポ103号室
破産者　佐藤寿美子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４２号
東京都板橋区高島平１丁目68－４－104　セントヒルズ西台第２
破産者　若松　直貴
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４４号
東京都港区芝３丁目12－４－1001
破産者　仁木　海都
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４５号
東京都練馬区栄町39－17　ハーモニーテラス栄町Ⅳ　107
破産者　新宅　　翼
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４６号
東京都板橋区中台３丁目５－22－109
破産者　大野　魁人
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０５０号
東京都江戸川区興宮町23－４
破産者　尾木　　愛
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７４号
東京都江戸川区江戸川５丁目１－４－411
破産者　小林　義男
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８０号
東京都武蔵野市関前３丁目22－10－403、開始決定時の住所東京都品川区西大井６丁目18－７－203
破産者　吉岡　大貴
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０９号
埼玉県所沢市上新井４丁目30－８－202
破産者　阿部　恵美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３０号
東京都港区三田４丁目13－21
破産者　廣瀬　玲美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３１号
茨城県守谷市ひがし野１丁目25－７－106
破産者　字原　優人
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３２号
東京都大田区西馬込２丁目９－15
破産者　佐藤　英誠
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３３号
東京都板橋区中板橋30－２－301
破産者　大内　裕也
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３４号
東京都台東区日本堤２丁目１－６　ホテル三楽
破産者　四方　　浩
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３９号
東京都足立区保木間５丁目15－19－303
破産者　秋元　建二
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５０号
東京都江東区北砂５丁目20－６－303
破産者　稲垣　　明
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５９号
東京都足立区西新井４丁目25－24
破産者　茂原　菜月
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６１号
東京都世田谷区船橋５丁目29―15―201
破産者　塚本　凪美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６３号
東京都世田谷区奥沢５丁目32―11―404
破産者　漆山てるみ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９７号
東京都品川区小山６丁目13―10―102
破産者　小川　　悟
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０２号
東京都墨田区東駒形３丁目19―２―101
破産者　兵頭　　誠
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０９号
東京都文京区西片１丁目17―11―1107
破産者　阿部美樹子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５４５号
兵庫県尼崎市塚口本町三丁目23番12号
破産者　株式会社ビリーブ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６８２号
宮城県名取市飯野坂２丁目３番19号
破産者　株式会社誠不動産
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２００４号
埼玉県越谷市蒲生西町二丁目８番地２マリーエⅡ105
破産者　株式会社住建
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和４年（フ）第５０７２号
東京都渋谷区代々木３丁目12番11号
破産者　株式会社アピッシュ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６７０１号
神奈川県小田原市成田１―１―206、開始決定記載の住所東京都小平市学園西町２丁目22―10
破産者　田中　正夫
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２５３８号
大阪府守口市東光町１―８―８
破産者　ＴＨＣ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４９１号
大阪市浪速区日本橋西１丁目１番12号
破産者　株式会社パシリカ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３３０号
大阪市北区芝田２丁目８番11号共栄ビル２階
破産者　株式会社リベロ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２号
秋田市将軍野南四丁目９―31
破産者　合同会社うましき
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１９号
東京都八王子市石川町1446番地６
破産者　株式会社わ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４９７号
東京都八王子市元八王子町３丁目2153番地61
破産者　髙野　康晴
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５０９号
東京都国立市北２丁目27番の７パール国立館105
破産者　中山　善博
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１６号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
破産者　宇田　侑平
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４号
新潟県佐渡市秋津66番地
破産者　株式会社山口（旧商号：やまきホテル株式会社）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
福井市御幸二丁目22番７号
破産者　合同会社らいでん設計
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１１６１号
福岡市中央区春吉３丁目５番４―601号　ＣＵＢＥ　ＨＡＲＵＹＯＳＩ　ａｑｕａ
破産者　亀田　竜児
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９６号
福岡市博多区博多駅前３丁目10番24―508号　日本住宅公団
破産者　佐藤　喜朗
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１１号
福岡県春日市上白水９丁目154番地　Ｉｔ’ｓ春日タウンＤ―102号
破産者　松岡　正一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２２号
福岡市早良区星の原団地37番206号
破産者　丸尾　修司
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３７号
福岡県糸島市潤二丁目７番12号　２―Ｃ
破産者　三谷　文乃
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４５号
福岡市南区柏原３丁目25番７号
破産者　村里　咲笑
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４６号
福岡県春日市光町３丁目84番地　ビクトリー光町203号
破産者　カムラ電工こと　嘉村　浩二
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７３号
福岡市城南区七隈７丁目38番30―106号　レオパレス七隈、前住所京都市南区東九条西明田町４番地　Ｍｖ．ｉｍｐ京都九条　506
破産者　山口　宏顕
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５３４号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3433番地５
破産者　パティスリー・プロンジェリー・Ｈａｒｕこと　田村　和行
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５４８号
福岡市中央区大宮１丁目１番８―401号　ＳＵＮ　ＨＩＬＬＳ　ＹＡＫＵＩＮ
破産者　岩永　　陸
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２５９号
大阪府和泉市府中町四丁目21番１―603号
破産者　田中　亮子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１６４号
富山市稲代36番地　そよかぜの郷221号、前住所富山市上飯野新町一丁目１番地
破産者　坂田　　洋
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１７０号
富山市海岸通２番地130、開始決定時の住所富山市手屋一丁目２番15―101号　プルミエール手屋
破産者　Ｎ　ＣＡＲＧＯこと中島　丞太郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２３号
富山市弥生町二丁目５番５号
破産者　三島　すみ子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
富山市水橋肘崎91―２　エレガンスコート水橋Ⅱ　105、住民票上の住所富山市天正寺1060番地　プチフラワー102号
破産者　清水　一世
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２６号
愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉897番地３　303号
破産者　野本　健次
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５４号
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉484番地５
破産者　船野　弥生
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５６号
愛媛県松山市土居田町819番地１　レオパレスリヴェール204号
破産者　山下　泰徳
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１７号
愛媛県松山市西石井１丁目４番35号　キャメリアフラット401号
破産者　村上　弘樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０６７号
福岡市南区横手４丁目11番15―802号　横手はなみずき
破産者　黒川　直敏
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８３号
鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目23番２号、前住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目20番38号
破産者　近藤　一夫
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
仙台市青葉区通町１丁目６番10―1301号
破産者　森　　文徳
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第８２号
茨城県牛久市猪子町992番地762、前住所栃木県足利市里矢場町2370番地１
破産者　森下　貴英
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第９７号
栃木県佐野市越名町362番地
破産者　田口美津明
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第７６１号
埼玉県春日部市緑町１丁目14番21号　102
破産者　松永　仁志
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第８３号
埼玉県越谷市伊原２丁目４番23号　グランドハイム中村106
破産者　高津　雄二
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１２号
埼玉県越谷市レイクタウン９丁目１番地28
ロイジェントパークスＯ105
破産者　モリヤこと　森谷　俊介
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６９号
埼玉県吉川市大字加藤729番地１
破産者　柳川　依見
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
静岡県沼津市大岡1006番地の１
破産者　吉竹　博之
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１３１１号
広島市安佐南区大塚西３丁目10番６―11号
破産者　宮庄　博義
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３０号
広島市安佐南区長楽寺２丁目27番６―105号
破産者　長谷川賀秀
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４６６号
広島市西区草津南４丁目４番３―305号
破産者　重兼　彩音
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５５６号
広島県安芸郡海田町東２丁目３番17―１号
破産者　越智　　恵
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５０号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6865番地８
破産者　誠瓦こと　木村ひとみ
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１号
広島県神石郡神石高原町油木甲7614番地７、開始決定時の住所広島県神石郡神石高原町油木乙1687番地10
破産者　松尾モータースこと　松尾　寛之
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第２号
広島県神石郡神石高原町油木甲7614番地７、開始決定時の住所広島県神石郡神石高原町油木乙1687番地10
破産者　松尾　雅恵
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第１２１号
広島県府中市目崎町27番地２
破産者　井上　征男
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５４号
広島県福山市霞町一丁目２番32―302号
破産者　岸川　　覚
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５９号
広島県福山市引野町北四丁目16番６号シャーメゾンいせが丘101
破産者　岡山　宏明
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１０９号
広島県福山市赤坂町大字早戸1095番地１
破産者　川原　　修
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第４７８号
福岡市博多区豊１丁目６番25―602号　エスポワール空港通り
破産者　中村　裕子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１５７号
福岡県太宰府市坂本１丁目３番18―405号
破産者　天野久仁子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３４６号
福岡市東区和白５丁目19番８号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目６番45号　アップルハイム103
破産者　久保田真秀
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２９号
福岡市西区富士見３丁目１番９―101号　プレミール富士見Ⅱ棟
破産者　仁禮　一樹
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４８８号
福岡市西区姪浜駅南４丁目15番38―206号　エルベ寿Ⅱ
破産者　柿添悠一郎
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９３号
福岡県朝倉市牛木72番地１　サンパティーク・ＫＡＺＵ　Ｂ203、前住所福岡県朝倉市須川2265番地３
破産者　天野　駿介
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９１号
青森県東津軽郡平内町大字茂浦字釜場９番地３
破産者　泉　　賢志
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５７号
青森県弘前市大字茂森町154番地　メゾンドソレイユＢ号
破産者　工藤　史也
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１７２号
福島県郡山市湖南町舟津字前田4197番地
破産者　佐藤　　健
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６５号
福島県会津若松市石堂町５番32号　ベルメゾンサカイⅡ107、前住所福島県会津若松市石堂町12番36号
破産者　池田　春香
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３４号
群馬県桐生市新里町新川3521番地２　モンパレス新里１号館202、前住所群馬県桐生市新里町新川2605番地
破産者　青木　翔弥
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第５７４号
横浜市神奈川区菅田町1638番地11　ベルクレストＡ－２号
破産者　菊地　義尚
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５４６号
横浜市磯子区中原２丁目23番10号　ＮＫⅡＡ
破産者　村田　裕二
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９７号
横浜市保土ケ谷区坂本町190番地１　イリヤード203号
破産者　福田　友明
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７７号
横浜市港南区最戸２丁目18番26―202号
破産者　中村　瑞紀
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０３号
神奈川県藤沢市亀井野１―13―11　シャルマン湘南101、住民票上の住所神奈川県藤沢市亀井野２丁目21番地の１　ルピナス桐ケ谷101
破産者　親泊　亮平
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５６号
新潟県妙高市月岡２丁目11番17号　とまとハウス　201号室
破産者　山田　富治
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第４号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川708番地２　Ｅ．ＫハイツⅠ　205号
破産者　宮脇　博幸
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５０号
滋賀県彦根市西今町1278番地３（203号）（開始決定時の住所）滋賀県彦根市西葛籠町285番地34
破産者　山田　雅也
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１０７号
滋賀県彦根市中藪町776番地40、前住所滋賀県長浜市公園町４番16号　Ｔ’ｓ　ｃｏｕｒｔ　長浜駅前Ｉ　310号室
破産者　原田　慎友
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第３１号
兵庫県淡路市斗ノ内61番地２
破産者　飯田　太郎
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第１６号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1365番地の１（101）、前住所和歌山県田辺市文里二丁目17番９－１号
破産者　ＳＯＲＡ企画こと　遠藤　　龍
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

令和８年（フ）第１０３号
鳥取県米子市彦名町70番地11　市住63Ｒ－２－201、旧住所鳥取県米子市車尾２丁目23番13号
破産者　末信　拓真
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第４２号
岡山県津山市沼９番地25　沼Ｕ戸建て１、前住所岡山県津山市西吉田700番地233
破産者　池田　ルミ
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１７１号
徳島県鳴門市大麻町大谷字東山谷44番地
破産者　藤田くみ子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８３号
福島県いわき市泉町下川字谷地川74番地の１ボヌール泉201
破産者　横田　　樹
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１０号
鹿児島県南九州市知覧町南別府25810番地
破産者　山中　将京
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和７年（フ）第５４６号
神戸市中央区元町通１丁目９番３号　２Ｆ、前住所兵庫県尼崎市塚口本町３丁目23番12号
破産者　寺元　順一
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３９１号
兵庫県芦屋市大東町14番16―108号
破産者　新名　幸惠
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２１１号
仙台市青葉区上杉４丁目５番26号　イーグルハイツ203
破産者　森田　新一
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５１１号
神奈川県海老名市泉２丁目６番１―304号、開始決定時の住所仙台市若林区今泉１丁目17番71号　レトアエムオー201
破産者　菅井　謙作
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５７４号
仙台市宮城野区岩切字三所北120番地の４イーストグランデ101、従前の住所宮城県石巻市大街道西２丁目１番52号　メゾン・ルミエールⅡ―201号
破産者　齋藤　廣暉
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７３５号
仙台市宮城野区福田町３丁目３番８号　ブラウンハイツ202、従前の住所仙台市若林区沖野２丁目15番28号　Ｓ．ボルベールＢ102
破産者　阿部　孝一
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２００５号
さいたま市見沼区東大宮４丁目61番地６　サンライズ東大宮201
破産者　有賀　麗子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６１９号
さいたま市桜区栄和６丁目５番36―２号　ソラティオＡ201
破産者　森谷　　岳
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６６８号
埼玉県新座市新座三丁目６番４―210号
破産者　松田　優人
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６９５号
埼玉県鴻巣市鎌塚１丁目９番12号　Ｋハイツ203号、破産申立時の住所埼玉県加須市間口1237番地２　旧住所　宮城県多賀城市高崎１丁目５番21号　アーバンシティ高崎Ｂ105号
破産者　櫻井　紗英（旧姓古藤）
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４０号
埼玉県川口市芝下３丁目32番35号　メゾン芝101号、旧住所さいたま市西区三橋５丁目544番地１　レオネクストセレーネ102
破産者　福﨑　貴文
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７２号
埼玉県朝霞市泉水３丁目13番６－Ｂ－504号
破産者　武田　靖子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０７３号
さいたま市岩槻区本町３丁目20番11号　シャルムＢ棟303
破産者　橋本　ルーカスこと　ハシモト　ドス　サントス　ルーカス
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１０８号
富山県南砺市高儀156－12　メゾン・タカギ202、住民票上の住所さいたま市見沼区春岡２丁目14番地12
破産者　ＴｈｅＳｉｄｅこと　細田　洋介
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第４１９号
富山県富山市八尾町庵谷10　クラインガルテンＢ棟、住民票上の住所静岡市葵区内牧849番地の４
破産者　谷川　明久
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２号
静岡市駿河区宮竹２丁目17番１－403号、旧住所静岡市清水区由比471番地の17
破産者　青島　由樹
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６１５２号
大阪府守口市八雲中町１丁目６番11号
破産者　高橋　日光
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１１１号
大阪府豊中市豊南町西４丁目23番１号
破産者　日野原章雅
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５４３号
大阪府枚方市田口４丁目57番８号
破産者　喜田　里香
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３１５号
堺市西区北条町１丁32番３号
破産者　高野　範博
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４９２号
大阪府泉佐野市高松東２丁目８番１－1208号、前住所大阪府泉佐野市日根野4642番地の１（202）
破産者　白草　　實
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７０５号
大阪市北区長柄東１丁目５番22－901号
破産者　吉岡　裕晃
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１３号
大阪市西区西本町２丁目１番７－603号
破産者　渡邊　久義
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８５４号
大阪市淀川区三津屋北１丁目30番21号　103号
破産者　村上　定子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８６３号
大阪府大東市三箇４丁目10番33号　スプリングメドーズ202号
破産者　森　　和敏
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９８５号
大阪市西淀川区大野３丁目７番11－405号
破産者　西川　葉月
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２６号
大阪府吹田市佐井寺南が丘16番13－403号
破産者　向山　健児
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７０号
大阪府吹田市岸部中２丁目９番31号、前住所大阪市中央区島之内１丁目13番２―607号
破産者　久保田凜人
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９０４号
大阪府茨木市新郡山２丁目１番405号
破産者　久原　哲郎
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９２４号
大阪市淀川区塚本２丁目22番14号　リバティー拓良　301号
破産者　林　慎太郎
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６３号
大阪市浪速区芦原１丁目２番３―301号
破産者　大鳥孝太郎（旧姓西村）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１０号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目33番20―101号
破産者　アームズこと　川﨑　喜則
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４３５号
広島市安佐北区深川８丁目27番25号
破産者　大石　克巳
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２６６号
熊本市南区馬渡２丁目８番１号　ファミールＡ302号
破産者　野田　淳也
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１３号
熊本市南区城南町隈庄787番地６　カサベール南　101
破産者　濵﨑　　進
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１４号
熊本市南区城南町隈庄787番地６　カサベール南　101
破産者　濵﨑　依子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８号
宮崎県延岡市平原町１丁目78番地15
破産者　荒川　京子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第２１９号
沖縄県沖縄市古謝２丁目15番９号　ＫＥＮハウス101
破産者　平良　一夫
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２３３号
沖縄県うるま市勝連南風原4327番地　新安里アパート301
破産者　伊波　和真
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９８号
盛岡市北松園二丁目１番２号
破産者　菱谷しのぶ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１６６号
岩手県滝沢市鵜飼洞畑56番地20
破産者　中居　賢二
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１６２号
宮城県塩竈市錦町６番２―602号　ステーションコート錦町
破産者　伊藤　淳一
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６３号
宮城県塩竈市錦町６番２―602号　ステーションコート錦町
破産者　伊藤あゆみ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７５１号
宮城県多賀城市大代３丁目７番58号　コーポトマト３―102号
破産者　塚田留美子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７５８号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅６―402
破産者　丹野　蓮太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９１号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保3216番地20　レジデンスＪＳ106号
破産者　藤巻　力也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８９４号
横浜市泉区和泉中央南４丁目16番１号　ソレイユＡ201
破産者　小島　　明
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４４号
横浜市都筑区南山田町4673―８、住民票上の住所横浜市青葉区桜台32番地６　ウッズ桜台212
破産者　椎名　勇人
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２４号
横浜市鶴見区矢向４丁目33番10号
破産者　竹田　萌々
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１号
神奈川県厚木市山際880番地27
破産者　大矢　勇樹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２７号
神奈川県小田原市飯田岡72番地の９
破産者　橘内　　晃
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３８号
神奈川県平塚市山下２丁目12番23―203号　サンジュネス湘南
破産者　小松　　猛
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３７８号
神奈川県厚木市温水2038番地20
破産者　原崎　菜摘
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７０号
名古屋市千種区千代が丘１番103―602号　千代が丘団地、開始決定時の住所新潟市東区石山２丁目１番28号　ハイツグローリー石山103号
破産者　阿部　直美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１２号
富山市山室荒屋新町235番地
破産者　佐藤　輝星斗
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２８号
富山県富山市砂町１番12―101号　コンチネンタル砂町
破産者　岩林　浩史
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１１号
福井県越前市妙法寺町475番地　Ａｖｅｎｉｒ　Ｄ　102、旧住所福井県越前市下太田町第12号８番地の９　センチュリー花園203
破産者　大城　元太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８２号
岐阜県大垣市釜笛１丁目167番地１
破産者　青山　　綾
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第５８９号
静岡県焼津市藤守1904番地
破産者　松下　喜和
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７号
静岡市清水区由比1025番地の９
破産者　山田　倫正
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３６号
滋賀県長浜市桜町220番地９
破産者　川越　幸夫
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５１号
兵庫県養父市八鹿町九鹿547番地６　303号
破産者　石田スポーツ品製作所こと　石田　幸子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１４号
和歌山県新宮市井の沢６番７号　中央サンハイツＡ棟102、開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満1185番地４　那智勝浦町立温泉病院
破産者　ＧＲＯＷこと　當眞　旬二(旧姓園村)
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第９６号
鳥取県鳥取市青谷町青谷3652番地５、旧住所鳥取県米子市祇園町２丁目206番地　ラフェスタ祇園501号
破産者　遠藤　祐二
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８５号
福岡県嘉麻市中益520番地　嘉穂中益団地216号、前住所福岡県飯塚市吉北4214番地32
破産者　永井　雅晴
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第２４号
福岡県飯塚市弁分13番地１　ブランドール門の町Ａ号
破産者　井上　　駿（旧姓立石）
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５６６号
北九州市小倉南区北方１丁目15番３―402号、前住所北九州市小倉南区津田４丁目７番５号
破産者　渡邊　はる
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７６号
北九州市小倉南区北方３丁目22番２―101号
破産者　川久保紀子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９４号
北九州市小倉北区中井２丁目15番２―301号
破産者　西　　純子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１４号
北九州市小倉北区井堀４丁目５―６―903、住民票上の住所北九州市小倉北区中井４丁目２番60―414号
破産者　黒山　海翔
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２２号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目34番40号（Ａ201）
破産者　小田　浩貴
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６４７号
北九州市小倉南区舞ケ丘２丁目１番43号、前住所福岡県飯塚市相田746番地
破産者　成清　惠一
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５号
熊本県球磨郡五木村甲5726番地３　宮園団地３－２
破産者　宮村九十九
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和７年（フ）第８７号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目7087番地16、前住所宮崎県延岡市出北５丁目15番32号
破産者　福島　　正
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第５１号
山形県酒田市大蕨字二夕子91番地の１
破産者　池田　雅一
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第２９号
山形県酒田市成興野字上堰内79番地
破産者　今井　十一
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第６３３号
大阪府貝塚市三ツ松1556番地10
破産者　下田代亮太
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１７５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目３番５―５号
破産者　庄司　　仁
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘１丁目２番19号（１―201）
破産者　平原　大地
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
大阪府岸和田市下松町２丁目11番１―206号
破産者　翁長　　聖
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６６号
大阪府泉佐野市岡本４丁目５番８―1102号
破産者　奥　由紀子（旧姓口元）
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７０号
大阪府泉大津市昭和町10番27号　ワイズレジデンス泉大津306号、住民票上の住所大阪府泉大津市昭和町10番27号　昭和ハイツ306号
破産者　髙久　　智
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７６号
大阪府岸和田市野田町３丁目９番７号
破産者　眞壁　朋美
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第３０９号
奈良県天理市田町147番地16、破産手続開始決定時の住所奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番20―404号　馬見第一
破産者　北島　宏祐
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
奈良県宇陀市榛原赤埴1562番地、前住所京都府木津川市城山台５丁目26番地１
破産者　ティールームサリーズこと　高西美和子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第３３８号
愛媛県松山市北条辻360番地４
破産者　中島　　宏
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７号
愛媛県松山市吉藤３丁目２番11号　真木マンション403号
破産者　岡本　悦志
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０２号
福岡県久留米市荒木町白口639番地14
破産者　高野　善行
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１３８０号
札幌市東区北19条東15丁目５番18―302号
破産者　河田　宇令
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０号
岩手県久慈市門前第１地割151番地１　生活訓練施設銀杏荘、住民票上の住所岩手県久慈市田屋町第１地割28番地１
破産者　上神田　敬
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第２９３号
川崎市高津区末長１丁目38番34―505号　ベルコリーヌメイ
破産者　佐藤　正之
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
神奈川県小田原市小八幡３丁目14番11号　ファスプラージュＢ102
破産者　鶴崎　大亮
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３４９号
新潟市秋葉区中新田314番地１
破産者　昆　　英伸
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４９号
長野市大字高田827番地３　ベル・エトワール204号、旧住所長野市大字稲葉1865番地９
破産者　関口　　愛（旧姓横川）
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
長野県塩尻市大字片丘8130番地
破産者　濵　ゆかり
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６１号
長野県木曽郡大桑村大字野尻1786番地１
破産者　井上　美香
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１８８２号
愛知県あま市七宝町川部山王94番地１
破産者　堀江　千秋
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６８１号
三重県四日市市八千代台３丁目１番地82、開始決定時の住所名古屋市中区金山５丁目18番46号　第１若葉荘５号
破産者　山中　紀幸
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１９号
名古屋市昭和区駒方町２丁目50番地の３　浅井ハイツ205号、従前の住所名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟204号
破産者　櫻井　健一
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９６号
名古屋市南区菊住１丁目７番11号　アリーナシティ205号
破産者　稲尾　紘介
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２６号
名古屋市中村区藤江町１丁目59番地　エストソレイユ103号
破産者　伊藤　賢訓
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３１号
名古屋市中川区下之一色町字宮分65番地の８
破産者　川村　信也
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５０３号
愛知県岡崎市能見通２丁目８番地　茶臼山ハイツ　901　、前住所愛知県岡崎市伊賀町字５丁目64番地２
破産者　吉田　彩香
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
愛知県西尾市中畑町宮東27番地５
破産者　中村勇二郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９０号
愛知県岡崎市赤渋町字下河原50番地　レグルスボーグ　202
破産者　市川明美こと　ＺＨＯＵ　ＱＩＯＮＧ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
愛知県豊田市若草町２丁目16番地２　老人ホーム若草苑、前住所愛知県豊田市東梅坪町10丁目４番地16　ユニーブル梅坪506号
破産者　林　　絹代
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１５３７号
大阪府寝屋川市黒原橘町29番３号
破産者　大槻　　拓
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７０８号
大阪府箕面市粟生新家２丁目12番11号
破産者　柳瀬　俊二
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第１０９４号
堺市西区上野芝町３丁６番12―410号、住民票上の住所大阪市住吉区長居１丁目２番17―303号
破産者　細見　信夫
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１６７号
大阪府南河内郡河南町大字白木905番地、開始決定時の住所大阪府南河内郡太子町大字山田129番地の16
破産者　北川通商こと　北川　柳市
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８０号
堺市中区深井中町479番地６
破産者　小松　もえ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１６号
堺市東区中茶屋100番地２　グラン・ドムール北野田802号
破産者　奥田　美樹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第４０３号
神戸市中央区花隈町27番２号　ロイヤルコーポ花隈401、従前の住所兵庫県尼崎市昭和通６丁目214番地　201
破産者　鷹野　翔基
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９３号
神戸市兵庫区夢野町４丁目３番13号　アメニティホーム夢野、従前の住所神戸市兵庫区小河通１丁目１番28号　キャナルハイツ103
破産者　ごてん家こと　田中　浩二
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２号
神戸市西区王塚台４丁目42番地　ハイツ王塚202号
破産者　東良沙代子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第３２９号
奈良県宇陀郡御杖村大字菅野400番地の３
破産者　小田　哲也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第３３０号
奈良県宇陀郡御杖村大字菅野400番地の３
破産者　小田　俊子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾252番地８
破産者　大和肉鶏613ＴｏＲｉＫｏこと　北島美咲子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３２１号
岡山市南区福島二丁目20番１号
破産者　橋本　政勝
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６７号
岡山市北区学南町一丁目５番13号　オルセーメゾン山川Ｄ棟203号、開始決定時の住所岡山市北区花尻みどり町11番地110　ベール花尻Ｂ201
破産者　田中　雄大
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３３号
岡山市北区平田169番地103　サンフィールド405
破産者　森薗　勝美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０号
大分県佐伯市大字池田1991番地１　蛇崎アナハイム　Ａ
破産者　川野誠志郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第２１号
大分県佐伯市大字池田1991番地１　蛇崎アナハイム　Ａ
破産者　川野　珠里
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第４５号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津941番地１　ゆたかランド111号、前住所鹿児島県鹿児島市吉野町742番地46
破産者　日髙　広陸
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

破産手続終結

令和７年（フ）第８０１９号
東京都葛飾区青戸８丁目７番16号
破産者　株式会社リキフーヅ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３２８号
東京都大田区大森北５―10―15―４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区上池台５丁目11番９―301号
破産者　株式会社ティーエスコーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６２０８号
東京都新宿区高田馬場２丁目13番８号、商業登記簿上の本店所在地佐賀県東松浦郡玄海町平尾691
破産者　株式会社モーガンフィールド
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２７号
東京都渋谷区松濤２丁目７番12号
破産者　株式会社イーグル
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９９号
群馬県高崎市上豊岡町982番地
破産者　新日本精工株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第９４４号
東京都中央区日本橋小伝馬町10番８号
破産者　株式会社ＣＢＭＩホールディングス
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２６４６号
大阪市生野区中川５丁目３番２号
破産者　いなせ建設株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５０８２号
大阪府守口市大日町２丁目16番17号
破産者　神港プラス工業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７４３号
大阪市中央区南本町２丁目３番11号玉屋ビル５階
破産者　株式会社ジュニー・クルール
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６０号
東京都青梅市吹上269番地の10野村アパート101号
破産者　廣瀬　勝彦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６５号
東京都府中市栄町１丁目30番地の10　１階
破産者　阿部　隆太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０３６号
東京都立川市砂川町３丁目29番地の１レインツリー207
破産者　岸今日子（破産手続開始決定時の姓　八乙女）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６７５号
静岡市駿河区広野３丁目29番８号
破産者　株式会社ふれあい
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３号
島根県松江市上乃木三丁目13番地20号
破産者　有限会社青山珈琲
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

令和５年（フ）第２５３号
愛知県高浜市八幡町三丁目７番地26
破産者　株式会社絆ライン
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和５年（フ）第５７２号
愛知県半田市堀崎町２丁目17番地　コープ野村半田３棟706号、前住所愛知県刈谷市野田町新上納147番地20
破産者　瀧塚　　睦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１９５号
愛知県岡崎市鴨田町字広元119番地１
破産者　五城建設株式会社
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
東京都青梅市新町５丁目30番地の24、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市河辺町１丁目864番地の16
破産者　亡左近充強相続財産
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６３０号
東京都町田市小山田桜台１丁目21番地１94―104
破産者　松本　　孝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９０号
東京都町田市原町田２丁目10番16号ボン・クティリオ105
破産者　土山　　将
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２２号
東京都八王子市東中野2000番地14グレイスサクラ101号
破産者　丹部　京子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２７４７号
横浜市中区吉田町72番地
破産者　株式会社ＫＴａｄｖａｎｃｅ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７１２号
神奈川県平塚市河内２丁目14番７号
破産者　株式会社大栄有機産業
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２６７号
新潟市中央区女池神明二丁目２番３号
破産者　有限会社タウンＲ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２７８号
三重県鈴鹿市西条三丁目14番１号　エスポア鈴鹿404号室、開始決定時の住所三重県鈴鹿市中江島町７番10号
破産者　飯田真奈美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１７８号
三重県松阪市五主町1146番地３
破産者　亡伊藤正次相続財産
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２３２号
三重県亀山市田村町1107番地１
破産者　山口　直彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１５８４号
（最後の住所）京都市伏見区葭島矢倉町28番地５　タウニィ榎106、前住所京都府宇治市木幡西浦47番地の１　パデシオン宇治木幡Ⅱ番館614号
破産者　亡浅野　克巳相続財産
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７７号
香川県高松市多肥上町1112番地３
破産者　有限会社大野石油
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１２７号
茨城県日立市川尻町７丁目19番17号、前住所茨城県日立市川尻町５丁目５番13号
破産者　鈴木　涼太
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和７年（フ）第６５３号
静岡市駿河区南八幡町15番13号
破産者　大畑　里紗
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４５１２号
大阪府岸和田市北町３番６号、前住所大阪府岸和田市北町11―５古城川ハイツ302号室
破産者　小川　直樹
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４６８１号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目16番６号　清光マンション　３Ｆ30号
破産者　中西　正二
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５０８３号
大阪市中央区大手通１丁目３番11―1002号
破産者　松下　　修
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１８号
広島県廿日市市上の浜１丁目７番５号
破産者　廣瀬　史宗
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４４号
青森県上北郡東北町大字大浦字大浦25番地１
破産者　小林　春男
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１１５号
青森県五所川原市大字稲実字米崎102番地１　シティパレスＫ　Ｃ101号、開始決定時の住所青森県五所川原市大字飯詰字福泉208番地
破産者　江良　和孝
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和６年（フ）第２１号
福井県越前市四郎丸町第４号７番地の10
破産者　馬田　翔太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６４号
島根県松江市鹿島町武代423番地２、住民票上の前住所島根県松江市東朝日町248番地１　アイビーステイツ303
破産者　角　　保則
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５０号
北九州市小倉北区足立１丁目７番１号、前住所北九州市小倉北区片野新町３丁目１番12―205号
破産者　吉武眞美子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第１４０号
福島県いわき市泉玉露１丁目18番地10　医療法人泉心会　泉保養院、住民票上の住所福島県いわき市錦町南城35番地の３　Ｂ＆ＣⅢ２―Ｃ
破産者　安島　弘幸
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１６号
北海道名寄市西９条南５丁目11番地
破産者　神元　遵子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所名寄支部

令和６年（フ）第２３５８号
千葉県千葉市美浜区打瀬２丁目22　ミラリオ４番館1206
破産者　浦嶋　友成
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２７号
鹿児島市上荒田町56番１―1119号
破産者　外薗　花子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２９号
鹿児島県いちき串木野市大原町152番地１　ロイヤルハイツマル勘301
破産者　日高　香織
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４７号
鹿児島市玉里団地１丁目63番６号
破産者　家村　美樹
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１５１７号
札幌市豊平区福住１条１丁目８番23―101号
破産者　橋本　達也
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６０号
札幌市南区川沿12条４丁目７番13号　松浦ハイムＡ－５号
破産者　祐川　　翔
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７６号
札幌市北区北38条西６丁目２番２号　クルーズハウス麻生中央Ⅱ101号
破産者　石井ほのか
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８４号
札幌市東区本町１条７丁目１番７―603号
破産者　寺下　ノリ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８８号
宮城県宮城郡松島町高城字町186番地の１
破産者　鈴木　真純
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５７号
茨城県水戸市有賀町1596番地
破産者　園部　右京
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２６３号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地　県営石神アパート７－３－４
破産者　島途　久崇
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５４号
群馬県太田市緑町59番地
破産者　笠原　昌瑞（旧姓山崎）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１９６号
群馬県高崎市請地町５番地10　Ｂウインビル302号
破産者　佐藤　清勝
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９７号
群馬県高崎市下豊岡町310番地　プランドール206号
破産者　曽我　千沙
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９８号
群馬県高崎市高砂町266番地２　サンハイツ高崎207号
破産者　天野　　翠
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４４号
長野県小諸市大字加増1223番地６　丘の上ハイツＡ　201
破産者　安川　英男
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６２号
長野県佐久市塚原1513番地２
破産者　岩間　久仁
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６８号
長野県小諸市大字平原773番地２　グレイスヒル　203
破産者　佐藤　将太
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６９号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2521番地25
破産者　青木　孝雪
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第７０号
長野県小諸市大字加増623番地５　サンライフ三善Ａ102
破産者　塩川　　誠
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第１５１号
長野県松本市岡田松岡299―４　コーポホワイトⅡ　101、住民票上の住所長野県松本市並柳４丁目５番Ａ３―18号　県営並柳団地
破産者　中嶋　守章
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２３４号
岐阜市領下４丁目35番地（ハイネス21　３Ａ）
破産者　勝野　美子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２３５号
岐阜市小野１丁目129番地６、前住所岐阜県揖斐郡揖斐川町北方1672番地１
破産者　津嘉山朝希
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２３６号
岐阜県各務原市那加桐野外二ケ所大字入会地８番地212（サンシャイン　202）、前住所岐阜県各務原市蘇原吉新町３丁目９番地（プルミエール　102）
破産者　浦津　芳美
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３０４号
岐阜県関市平賀町８丁目113番地　クリスタルハイツ大平106
破産者　大木　紀寛
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第７６号
三重県志摩市浜島町浜島3552番地　汐見成４団地77号
破産者　河村　久代
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第９１号
三重県鳥羽市安楽島町1412番地９
破産者　前田敬太郎
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第２５号
兵庫県丹波篠山市今田町今田３番地８　今田団地１―201
破産者　光明　匡基
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１０号
福岡県飯塚市綱分870番地36　フォレストＴＯＭＯ　Ｃ―２、前住所福岡県飯塚市綱分623番地２
破産者　植松　大成
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５０号
福岡県飯塚市有安696番地　エンゼルコーポⅡ207、前住所福岡県飯塚市有井334番地１一心亭
破産者　一心亭こと　手嶋　和雄
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第６６号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師904番地２
破産者　野見山　博
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４５３号
熊本市西区島崎２丁目34番47号
破産者　田邉　　朋
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２号
沖縄県名護市城二丁目４番24―403号　エアリー・たか
破産者　新城　美香
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第３３２号
函館市上新川町９番10号　平野マンション203号室
破産者　高橋　公子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５３号
函館市富岡町２丁目16番８号
破産者　舘山　千秋
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６０号
函館市美原３丁目５番８―301号ＨＭ函館マンション
破産者　大八木こずえ
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６２号
函館市柏木町２番15号　レインボーヒルズＪ号室
破産者　石戸　貴廣
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１８８号
釧路市愛国東４丁目33番13号　キャステール愛国　202、前住所釧路市文苑４丁目13番14号
破産者　川島　直美
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５６号
北海道帯広市西16条南６丁目35番７号　コーポＳ166Ａ
破産者　西嶋　利恵
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第２５７号
盛岡市梨木町５番47―202号
破産者　澤田　孝一
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２９４号
盛岡市西見前12地割７番地３　愛ケアセンター盛岡、前住所盛岡市馬場町２番16号　紅梅荘ほ号
破産者　小山田ゆみ子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第８３０号
仙台市太白区富沢１丁目１番30―302号
破産者　佐藤　剛
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８３２号
仙台市若林区上飯田３丁目20番３号　サンフォーレⅢ311
破産者　佐藤憲理子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７１号
仙台市青葉区国見４丁目10番23号　フォレストヒルサイド国見101
破産者　大下　優希
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市松崎地生29番地５　サンヒルズ地生101号、従前の住所宮城県気仙沼市南郷28番地４　コーポ大川３号
破産者　山田　真
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１３２号
秋田県潟上市天王字二田73番地８　Ｂ号室
破産者　下間　梨菜
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１号
秋田市楢山登町３番27号　ｇｒｅｅｎ　ｈｉｌｌｓ　10、前住所秋田市川元開和町２番５号　アーバンハイツ阿部３
破産者　小野　来夏
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４２号
山形市上町２丁目６番27号
破産者　逸見　明子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６４号
山形市飯塚町1191番地（Ａ―101号）　市営飯塚アパートＡ棟、前住所山形県東置賜郡高畠町大字高畠3562番地の２
破産者　羽賀　敏子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７２号
山形県天童市鎌田本町２丁目９番１号
破産者　安孫子樹美也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６８号
茨城県ひたちなか市大字稲田981番地１　県営稲田アパート７棟１階３号
破産者　木村　訓
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２７０号
茨城県水戸市赤塚１丁目2085番地の２
破産者　髙橋　美芳
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２７２号
茨城県鉾田市舟木116番地６
破産者　乾　清美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５０号
茨城県日立市中丸町１丁目７番８号
破産者　古川　陽子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１０４４号
東京都立川市羽衣町２丁目48番３号プランドール・カーサ105号
破産者　小川　貴行
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６９号
東京都八王子市北野町534番地５ハイツ東山Ｂ棟303号
破産者　下山　友明
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３９４号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート３棟104号
破産者　柴崎　俊哉
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４９号
東京都町田市小川６丁目８番１―510号
破産者　川畑　康子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２８１号
新潟市中央区窪田町４丁目243番地１　市営窪田町住宅44
破産者　清野真紀（旧姓稲生）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９５号
新潟市中央区上近江１丁目７番36号　シェ・ガロンヌＡ203号
破産者　藤本　祥子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３００号
新潟市西蒲区三方1536番地２
破産者　大河平敬子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７３号
新潟市東区上木戸３丁目３番24号　守庵良寛上木戸
破産者　高橋　惠子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８７号
新潟市西蒲区西中466番地、前住所新潟県燕市吉田東栄町42番29号
破産者　竹野　秀子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８号
新潟県見附市上新田町２番84号　プリエ　エトワールⅠ　103号室
破産者　東　勝
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第５１号
新潟県上越市港町２丁目６番４号　港町特定公共賃貸住宅　1003号
破産者　薩美　明洋
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１４５号
金沢市木越２丁目99番地
破産者　喜多　弘文
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０６号
金沢市専光寺町ニ41番地５
破産者　平嶋いつみ
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
金沢市金石東１丁目11番６号　市営住宅６棟304号、従前の住所金沢市上荒屋８丁目69番地　ビレッジハウス金沢タワー１号棟610号（従々前の住所）神奈川県横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区13棟206号
破産者　鈴木　恭子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
金沢市入江３丁目69番地　メゾンＫ301号
破産者　能勢　勝人
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５３号
金沢市福久町ヘ71番地１　プレジール８・105号
破産者　越　　亮太
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９０号
長野県千曲市大字打沢112番地１　アーバンハイツ１－Ｂ
破産者　山室　明美
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第４９号
長野県諏訪市大字上諏訪9113番地１
破産者　今井　さくら
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第５７号
長野県諏訪市大字中洲1600番地　コーポビッグスカイＢ315号
破産者　上原　康昌
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第９０号
岐阜県養老郡養老町烏江1139番地
破産者　浅野　泰弘
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第３５号
岐阜県高山市桐生町４丁目268番地　介護老人保健施設それいゆ、住民票上の住所岐阜県高山市上野町1065番地２　（前住所）岐阜県高山市下切町438番地　大沢住宅７号
破産者　ながせ冷凍空調サービスこと　長瀬　英男
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３６号
岐阜県高山市日の出町三丁目49番地２　日の出ハイツ１－１、前住所愛知県江南市古知野町日の出186番地　サンライズ186　103号
破産者　洞口　烈夏
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３０９号
静岡県藤枝市郡1121番地の11、住民票上の住所静岡県藤枝市音羽町６丁目13番地の６
破産者　有坂　涼一
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６６号
静岡県藤枝市岡部町岡部684番地の60
破産者　今敷　　彩
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４７３号
静岡県榛原郡吉田町川尻336番地の１　ハイマートドライ206
破産者　小林　和哉
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９号
静岡県富士市瓜島町185番地　ル・シェンテ瓜島201号
破産者　皆川　優美（旧姓　牧・鈴木）
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４７号
静岡県富士市蓼原670番地の３　エスペランサⅠ－301号、前住所静岡県富士市松岡220番地の10　リベールＣ－202号
破産者　臼井　浄子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１６０号
静岡県富士宮市宮原385番地の16　四條ビル303号
破産者　櫛引　時雄
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１６７号
静岡県富士市富士岡2146番地　エルディムふじおかＡ－102号、前住所静岡県富士宮市万野原新田2990番地の４　サニーウェルⅠ101号室
破産者　籾山　遥奈
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７０号
静岡県富士宮市宮原447番地　佐野荘６号
破産者　渡邉　篤之
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７４号
静岡県富士宮市小泉1393番地の４　メゾンミツムロＣ202
破産者　野村　佳孝
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７５号
静岡県富士宮市小泉1393番地の４　メゾンミツムロＣ202
破産者　西岡　夕子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７９号
静岡県富士市入山瀬４丁目７番３号　グランエスペランサ・ダイアＤ－202号、前住所静岡県富士市石井73番地の２　ハーモニー石井102号
破産者　市川　雅美
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１８３号
静岡県富士宮市山本84番地の38、前住所静岡県静岡市葵区唐瀬２丁目４番23号　プランドールⅡ　103号
破産者　岩崎　菜々
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３０２号
静岡県磐田市小島356番地２
破産者　鈴木　章充
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３０３号
静岡県磐田市小島356番地２
破産者　鈴木ひとみ
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３０７号
静岡県浜松市浜名区竜南289番地の２
破産者　小崎　哲二
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３０８号
静岡県浜松市中央区入野町16448番地の６
サーパス佐鳴湖205号
破産者　神谷　友美
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１７号
静岡県浜松市中央区萩丘二丁目12番307号
萩丘団地　引馬一307号室
破産者　原　　健二
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
三重県四日市市新正五丁目２番22号　シティハイツ新正Ｂ－１Ｃ、前住所三重県四日市市河原田町260番地２　メゾン・プラージュ201
破産者　森田　拓也
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８２号
三重県四日市市新正五丁目２番22号　シティハイツ新正Ｂ－１Ｃ、前住所三重県四日市市河原田町260番地２　メゾン・プラージュ201
破産者　砂塚　美沙
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０２号
三重県四日市市川島町6509番地６　涼音（Ｓｕｚｕｎｅ）101、前住所三重県四日市市垂坂町808番地１　コーポ垂坂Ａ－202
破産者　伊藤　雅治
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２１７号
三重県四日市市日永西一丁目20番１－115号市営、開始決定時の住所三重県四日市市中川原一丁目10番36号
破産者　中村　隆司
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
三重県四日市市大字西阿倉川1490番地21　ラトゥール西阿倉川403
破産者　水越　良美
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３０２４号
大阪府八尾市恩智北町４丁目119番地　ビスタハイツ101号
破産者　佐藤　信哉
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３９号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目３番９号　バレイシティ　501号
破産者　乾　　真琴
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２４８号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目４番20号　フジパレスえんじゅ　210
破産者　岡本功有乃
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５３号
大阪市東住吉区桑津３丁目25番19－701号
破産者　川崎　稔文
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５７号
大阪府八尾市北本町４丁目５番11－305号
破産者　渡部　雅也
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２４号
大阪府東大阪市河内町５番７号　瓢箪山第２大発マンション　205
破産者　河嶋　優花
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４３１号
大阪市住吉区殿辻１丁目６番９号　ＥＮコート　502号
破産者　井上　裕章
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４８０号
大阪市住吉区帝塚山西１丁目２番26号　パセオ帝塚山　501号
破産者　中家　尚哉
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５１１号
大阪市北区曽根崎１丁目６番10－1101号
破産者　一瀬　美由
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５２３号
大阪市東淀川区大道南２丁目４番28号　ハイツ川　401号
破産者　塚本よし美（旧姓幸田）
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５５０号
大阪府枚方市堂山２丁目27番15－113号
破産者　中本　和良
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７９号
大阪市北区豊崎４丁目６番22－1202号
破産者　中谷　　芹
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４３号
大阪府箕面市西宿２丁目19番１－408号
破産者　橘　　佳奈（旧姓立花・平峯）
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３５号
大阪府八尾市高美町１丁目４番16号　ルフレ八尾
破産者　杉森　彩菜
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５８号
大阪市西淀川区柏里３丁目11番３号　Ｐｒｅｍｉｕｍ　Ｓｏｌｅｉｌ塚本駅前602号室
破産者　小田久瑠斗
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２７号
鳥取県米子市米原７丁目５番３号　205号
破産者　太田富士美
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１３８号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目10番１号　201号
破産者　今岡　知幸
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３１８号
岡山市東区古都南方2893番地123
破産者　笠原　那音
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５６号
岡山県和気郡和気町衣笠592番地１　パピリオ初瀬201号室
破産者　小林　正佳
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７１号
岡山市北区花尻あかね町８番地112　シティハイムあかねＡ棟201、旧住所千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番31棟502号
破産者　高橋　　勝
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７２号
岡山市中区平井一丁目16番30号　レオパレス元上102号室、旧住所岡山市東区西大寺中野本町６番23号
破産者　桐山　英史
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８２号
岡山市北区北長瀬表町三丁目３番18号　中仙道レジデンス406
破産者　藤原いずみ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８６号
岡山市北区今保397番地１　アルモ102
破産者　吉本　和美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１号
広島県三原市宮沖１丁目１番１―404号、前住所長崎県佐世保市俵町11番６号
破産者　岡　　俊光
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第１５０号
広島県福山市伊勢丘三丁目13番33号　ホワイトハウス103
破産者　川本　美穂
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６２号
広島県府中市高木町250番地１　サンハイツＡ―201
破産者　新谷　幸希
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１７９号
広島県福山市今津町六丁目14番37号
破産者　松原　冬季
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２２４号
徳島県徳島市春日三丁目５番14号
破産者　森　　重幸
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３０号
徳島県小松島市横須町19番132号（202号室）
破産者　宮崎　博一
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２２号
香川県さぬき市志度1950番地６
破産者　多田　紀子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２９号
香川県高松市上福岡町714番地１　そよの里407号
破産者　三好　絹代
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６７号
福岡県直方市大字頓野2104番地７　県住７―107号
破産者　一森　恒文
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第７０５号
北九州市小倉南区上葛原１丁目１番21号（206）
破産者　飯塚日菜乃
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３００号
熊本市中央区黒髪２丁目25番29号　くろかみ荘201、異動前住所熊本市中央区渡鹿２丁目２番17号　コーポ鈴鹿205
破産者　大當　和久
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６２号
熊本県菊池市泗水町吉富99番地２　ローズベリーⅡ　205号、前住所熊本県合志市須屋1556番地９　アルカンシエル　Ｂ棟303号
破産者　金栗　瑠美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２６号
熊本県菊池郡菊陽町花立２丁目３番23―102号　テラーサ壱番館
破産者　池田　芳男
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６３号
熊本市西区横手４丁目８番46号　コンフォール四方池205号
破産者　宮本　　英
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３３号
熊本県菊池市隈府219番地
破産者　森脇美智子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第３０７号
宮崎市大字恒久5356番地　エアスト新道102号
破産者　小玉　瑞姫
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１６号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1057番地２
破産者　野田　ユキ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１５号
茨城県つくばみらい市古川831番地２
再生債務者　山中　　純
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第１９号
茨城県土浦市中高津二丁目12番56―４号
再生債務者　塚本　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第９号
岐阜県高山市名田町６丁目19番地
再生債務者　山越　勝仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和７年（再イ）第２２号
福岡県飯塚市鹿毛馬883番地
再生債務者　白土　將喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和８年（再イ）第２７５号
大阪府摂津市東正雀６番８号
再生債務者　藤原　拓哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１８号
群馬県前橋市鳥取町757番地23
再生債務者　柿本　正樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第２６５号
東京都北区上中里２―42―11―102
再生債務者　池田　理晃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５号
長野県佐久市望月700番地１
再生債務者　土屋　翔太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日　長野地方裁判所佐久支部

令和８年（再イ）第２４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2033番地５
グランデュール斉間206号室
再生債務者　吉田　竜一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第３４号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目15番地６　アクシーズグランデ越谷南102号
再生債務者　下石畑亜希江
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第２１０号
東京都目黒区大橋２―12―10―201
再生債務者　片岡　宏樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１８号
山形市中桜田２丁目１番５―201号　ライフステージウイング
再生債務者　佐藤　義教
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３１号
鹿児島市吉野町5956番地39
再生債務者　南園亜希子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第３５号
鹿児島県鹿児島市春山町1432番地15
再生債務者　久永　健二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和７年（再イ）第２３９号
愛知県大府市吉川町４丁目94番地の１
再生債務者　平川　裕司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２６号
熊本県上益城郡甲佐町大字下横田435番地144
再生債務者　大隈　美香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３６号
鹿児島市紫原６丁目53番34号　サンフランシスコハイツ101号
再生債務者　白石　由美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第１号
秋田市雄和椿川字石坂上18番地４
再生債務者　宮原　忠之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1995番地11
再生債務者　田中　康夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第２９号
静岡県富士市大淵2776番地の11
再生債務者　内田　知紘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第５号
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀1269番地82
再生債務者　千葉　和也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第２６１号
大阪府八尾市弓削町２丁目15番地の４
再生債務者　柿本　将希
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１７号
山口県下関市熊野西町15番28号
再生債務者　岡田　拓哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再イ）第５９号
北九州市八幡西区熊手１丁目２番７号（２Ｆ５号室）
再生債務者　木村裕一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２７号
長崎県長崎市油木町127番地５
再生債務者　花城　友栄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第９号
熊本県上益城郡益城町大字上陳480番地１
再生債務者　西　真理子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第２２号
熊本県上益城郡益城町大字広崎948番地21
再生債務者　秋月　恵祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３８号
静岡市清水区殿沢２丁目２番36号
再生債務者　豊嶋亜紀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７１号
静岡市駿河区鎌田30番地の13
再生債務者　小池　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第５８号
愛知県知多郡武豊町字谷口163番地11
再生債務者　西尾　友裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１１１号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｆ一710号　中富住宅
再生債務者　阪口　里沙
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１１８号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｆ一710号　中富住宅
再生債務者　阪口　里奈
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１８６号
名古屋市西区平出町251番地　ロアール平出Ⅱ202号
再生債務者　宮脇　　一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１８７号
愛知県北名古屋市久地野北浦28番地１
再生債務者　前田めぐみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２９２号
大阪府茨木市沢良宜西４丁目６番14号の１
再生債務者　沖田　　諭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１６号
広島県福山市坪生町三丁目10番15号
再生債務者　齊藤　隆幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第１９号
栃木県矢板市片岡2130番地７
再生債務者　秋元　結麻
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（再イ）第２号
長野県飯田市羽場町２丁目８番地１（ディアスタケノＢ201号）
再生債務者　吉川　勇二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日　長野地方裁判所飯田支部

令和８年（再イ）第６２号
静岡市清水区船越南町282番地の１
再生債務者　村岡　大地
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６８号
広島市東区戸坂新町２丁目13番23―307号
再生債務者　前原　一浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
広島地方裁判所民事第４部

国立研究開発法人物質・材料研究機構第25期事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、第25期事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）国立研究開発法人物質・材料研究機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年11月10日

茨城県つくば市千現１丁目２番地１
国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長　宝野　和博

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日現在

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
現金及び預金	11,080,247,109	運営費交付金債務(注)	1,856,910,752
未収金	570,469,864	預り補助金等(注)	5,607,996
前払費用	244,218,058	預り寄付金(注)	219,637,670
賞与引当金見返(注)	554,713,353	未払金	6,587,746,022
その他	8,672,385	未払消費税等	110,983,700
流動資産合計	**12,458,320,769**	短期リース債務	395,184,757
Ⅱ 固定資産		契約負債	1,218,750,750
１ 有形固定資産		預り金	585,670,231
建物	82,450,033,241	賞与引当金	554,713,353
減価償却累計額	△ 53,531,269,405	**流動負債合計**	**11,535,205,231**
構築物	3,566,120,042	**Ⅱ 固定負債**	
減価償却累計額	△ 3,221,026,071	資産見返負債	
機械装置	48,063,001,116	資産見返運営費交付金(注)	5,076,258,481
減価償却累計額	△ 30,397,334,296	資産見返補助金等(注)	7,230,819,292
車両運搬具	21,728,572	資産見返寄付金(注)	914,488,626
減価償却累計額	△ 21,728,565	資産見返物品受贈額(注)	788
工具器具備品	35,622,210,943	建設仮勘定見返施設費(注)	105,325,000
減価償却累計額	△ 31,786,486,041	長期リース債務	1,313,229,537
土地	32,243,000,000	退職給付引当金	4,234,320,831
建設仮勘定	105,325,000	資産除去債務	1,348,860,622
有形固定資産合計	**83,113,574,536**	**固定負債合計**	**20,223,303,177**
２ 無形固定資産			
産業財産権	455,098,041	**負債合計**	**31,758,508,408**
施設利用権	132,000,000	（純資産の部）	
ソフトウェア	377,125,845	**Ⅰ 資本金**	
電話加入権	1,237,950	政府出資金	73,484,296,220
産業財産権仮勘定	293,456,943	**資本金合計**	**73,484,296,220**
無形固定資産合計	**1,258,918,779**	**Ⅱ 資本剰余金**	
３ 投資その他の資産		資本剰余金	48,105,861,977
関係会社株式	5,134,073	その他行政コスト累計額	
退職給付引当金見返(注)	4,234,320,831	減価償却相当累計額（△）(注)	△ 59,616,990,691
長期前払費用	1,710,816,323	減損損失相当累計額（△）(注)	△ 4,520,050
その他	62,390	利息費用相当累計額（△）(注)	△ 25,879,895
投資その他の資産合計	**5,950,333,617**	除売却差額相当累計額（△）(注)	△ 2,566,247,705
固定資産合計	**90,322,826,932**	**資本剰余金合計**	**△ 14,107,776,364**
		Ⅲ 利益剰余金	
		前中長期目標期間繰越積立金(注)	3,211,716,450
		研究促進対策等積立金(注)	764,251,533
		積立金	7,023,432,215
		当期未処分利益	646,719,239
		（うち当期総利益	646,719,239）
		利益剰余金合計	**11,646,119,437**
		純資産合計	**71,022,639,293**
資産合計	**102,781,147,701**	**負債純資産合計**	**102,781,147,701**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ 損益計算書上の費用		
研究業務費	31,418,997,564	
一般管理費	1,351,220,658	
財務費用	8,116,201	
臨時損失	395,499,838	
損益計算書上の費用合計		**33,173,834,261**

Ⅱ その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	3,102,738,006	
利息費用相当額(注)	1,915,671	
その他行政コスト合計		**3,104,653,677**
Ⅲ 行政コスト		**36,278,487,938**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損益計算書

自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日

（単位：円）

科目	金額	
経常費用		
研究業務費		
材料費	680,458,901	
人件費	9,895,186,937	
業務委託費	6,399,945,167	
減価償却費	5,749,657,981	
備品消耗品費	2,107,500,342	
水道光熱費	1,555,366,279	
旅費交通費	555,374,754	
保守及び修繕費	1,156,362,188	
設備維持費	1,170,647,249	
図書費	530,073,602	
その他	1,618,424,164	31,418,997,564
一般管理費		
人件費	941,802,509	
業務委託費	86,278,177	
減価償却費	42,748,192	
備品消耗品費	21,226,730	
水道光熱費	14,871,545	
旅費交通費	23,006,494	
設備維持費	64,357,383	
通信費	12,458,655	
その他	144,470,973	1,351,220,658
財務費用		
支払利息	8,116,201	8,116,201
経常費用合計		**32,778,334,423**
経常収益		
運営費交付金収益(注)	15,175,198,505	
政府受託収入	3,961,561,077	
その他受託収入	5,703,548,304	
研究収入	1,404,559,719	
補助金等収益(注)	194,153,035	
施設費収益(注)	229,792,013	
寄付金収益(注)	87,670,814	
賞与引当金見返に係る収益(注)	554,713,353	
退職給付引当金見返に係る収益(注)	456,513,659	
資産見返運営費交付金戻入(注)	1,279,829,883	
資産見返補助金等戻入(注)	1,771,321,980	
資産見返寄付金戻入(注)	359,043,807	
特許権収入	403,883,011	
財産賃貸収入	382,311,873	31,964,101,033
財務収益		
受取利息	20,485,272	20,485,272
雑益	390,466,155	390,466,155
経常収益合計		**32,375,052,460**
経常損失		**403,281,963**
臨時損失		
固定資産売却除却損	395,499,838	395,499,838
臨時利益		
関係会社株式評価損戻入益	5,134,072	
固定資産売却益	329,996	
固定資産除却等にかかる見返戻入(注)	32,706,994	38,171,062
当期純損失		**760,610,739**
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)		1,407,329,978
当期総利益		**646,719,239**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純　資　産　変　動　計　算　書

自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日

（単位：円）

	Ⅰ資本金	Ⅱ資本剰余金					Ⅲ利益剰余金					純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額				前中長期目標期間繰越積立金	研究促進対策等積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	
			減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）						
当期首残高	73,484,296,220	46,271,885,815	△ 56,514,252,685	△ 4,520,050	△ 23,964,224	△ 2,566,247,705	4,619,046,428	337,734,147	3,011,127,785	4,438,821,816	—	73,053,927,547
当期変動額												
Ⅰ　資本金の当期変動額												
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得		1,833,976,162										1,833,976,162
減価償却			△ 3,102,738,006									△ 3,102,738,006
時の経過による資産除去債務の増加					△ 1,915,671							△ 1,915,671
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額												
(1)　利益の処分又は損失の処理												
利益処分による積立								426,517,386	4,012,304,430	△ 4,438,821,816		—
(2)　その他												
当期純損失										△ 760,610,739	△ 760,610,739	△ 760,610,739
前中長期目標期間繰越積立金取崩額							△ 1,407,329,978			1,407,329,978	1,407,329,978	—
目的積立金取崩額								—		—	—	—
当期変動額合計	—	1,833,976,162	△ 3,102,738,006	—	△ 1,915,671	—	△ 1,407,329,978	426,517,386	4,012,304,430	△ 3,792,102,577	646,719,239	△ 2,031,288,254
当期末残高	73,484,296,220	48,105,861,977	△ 59,616,990,691	△ 4,520,050	△ 25,879,895	△ 2,566,247,705	3,211,716,450	764,251,533	7,023,432,215	646,719,239	646,719,239	71,022,639,293

キャッシュ・フロー計算書

自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日

（単位：円）

科目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
研究業務活動に伴う人件費支出	△ 9,825,749,007
研究業務活動に伴う経費支出	△ 15,376,185,703
一般管理活動に伴う人件費支出	△ 935,193,556
一般管理活動に伴う経費支出	△ 367,733,526
科学研究費補助金等支出	△ 925,902,637
運営費交付金収入	16,886,472,000
受託研究による収入	11,154,088,805
特許権による収入	495,004,443
財産の貸付による収入	372,662,865
補助金等収入	3,310,531,556
科学研究費補助金等収入	996,043,257
寄付金による収入	162,381,213
その他の収入	429,854,403
小計	6,376,274,113
利息の受取額	20,485,272
利息の支払額	△ 8,116,201
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,388,643,184
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金積立による支出	△ 3,000,000,000
定期預金解約による収入	3,000,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 8,259,005,028
有形固定資産の売却による収入	330,000
無形固定資産の取得による支出	△ 302,070,886
敷金及び保証金の返還による収入	5,700,240
施設費による収入	2,266,485,000
施設費の精算による返還金の支出	△ 32,984,980
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,321,545,654
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 209,277,679
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 209,277,679
Ⅳ　資金に係る換算差額	—
Ⅴ　資金増加額	△ 142,180,149
Ⅵ　資金期首残高	11,222,427,258
Ⅶ　資金期末残高	11,080,247,109

利益の処分に関する書類

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		
当期総利益	646,719,239	646,719,239
Ⅱ　利益処分額		
積立金	481,042,229	
独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けた額		
研究促進対策等積立金	165,677,010	646,719,239

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

令和８年11月10日　日本司法書士会連合会

登　録

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
令和８年10月６日付			
宮城 907	山内加奈子	福島 807	本田　公毅
青森 374	高野　拓道	東京10020	熊本　大輔
東京10021	八代　愛	東京10022	秋田　哲郎
東京10024	藤田　悟志	東京10026	上田　綾乃
東京10030	安部　浩生	東京10031	齋藤　樹
静岡1058	伊藤　陽花	静岡1059	大澤　祐紀
愛知2531	山田　一郎	愛知2532	水野　文浩
富山 404	多鍋　明宏	大阪5544	三谷　将大
京都1470	谷川　勇一	岡山 977	宇野　浩満
沖縄 603	宜保　巧		
令和８年10月21日付			
東京10033	早川　有美	東京10034	白鳥万里子
東京10036	黒川　龍	東京10037	山口　立博
神奈川2884	直江　三奈	神奈川2885	髙山　雄一
千葉1883	野本　綾美	千葉1884	田邉紀久子
愛知2533	松岡　瑞樹	富山 405	寺井　律子
富山 406	生駒　孝信	大阪5547	鈴木　京子
京都1471	岡村　浅黄	島根 403	廣江　博
福岡2288	藤本　幸仁	熊本 861	平田　浩一

登録の取消し

令和７年10月21日付		福岡1629	松田　進也
令和７年12月15日付		東京2369	小林　政一
令和８年２月15日付		東京4259	鍬田　美保
令和８年２月24日付		福島 322	馬場　喜吉
令和８年６月21日付		東京2009	須賀　淳治
令和８年７月21日付		大阪1508	北本　由香
令和８年８月22日付			
福井 67	土田　秀明	福井 187	永田　廣次
令和８年８月31日付		香川 127	佐藤　博美
令和８年９月７日付		沖縄 105	安里　正一
令和８年９月８日付		岐阜 312	大橋　直人
令和８年９月14日付		岐阜 408	西川　博和
令和８年９月21日付		広島 350	藤井　一三
令和８年９月25日付		兵庫 510	林　明仁
令和８年10月６日付			
岐阜 413	上嶋　政昭	岐阜 669	木田まり子
大阪 893	福井　正義	京都1221	中尾　美行
和歌山110	宮本ひふみ	鳥取 127	石賀　孝司
沖縄 395	山城　一雄		

令和８年10月21日付

札幌1035	高木　紀明	宮城 520	佐藤　雄一		
宮城 679	橋本美佐登	福島 333	平井　徳子		
秋田 358	髙橋　恭悦	青森 273	田端　常雄		
東京1961	若林　　茂	東京2598	瀬戸　脩		
東京4367	阿部　　賢	東京6466	塩田　哲朗		
東京8490	水野順一郎	東京8942	長尾　基宏		
東京10008	青野喜望輝	神奈川2005	岡　　史代		
神奈川2795	木島　有紗	埼玉1304	棚橋　新作		
埼玉1756	松本　成治	埼玉2180	長友　和光		
静岡 726	杉浦　　茂	静岡1022	井出　哲弘		
長野 719	塚田　良治	長野 858	市田美奈子		
新潟 546	大河原　健	愛知 469	堀　　雅敏		
愛知2356	竹田　龍哉	岐阜 411	石外志眞子		
富山 346	沢田　辰成	大阪3148	上原　惠子		
大阪5489	岸田　俊輔	奈良 481	芳谷　達也		
広島1107	小野　佳路	香川 137	中山　　俊		
香川 291	森　　久幸	高知 308	西川　　択		
福岡1866	福吉信一郎	福岡2280	笹渕　結衣		
長崎 428	松島　世佳	鹿児島228	久保　成雄		
宮崎 345	竹之下公博				

解散命令公告

香川県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けているので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年11月10日

香川県知事　池田　豊人

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

香川県福祉住宅推進事業協同組合

香川県高松市三条町96番地１

三福協同組合

香川県東かがわ市湊817番地

三本松花崗土販売協同組合

香川県東かがわ市三本松2268番地６

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年11月10日　　栃木県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名及び本籍地

⑴　中学校教諭１種免許状（保健体育）、令３中一種第52号、令和４年３月31日、群馬県教育委員会、伊藤　大地、栃木県

⑵　高等学校教諭１種免許状（保健体育）、令３高一種第70号、令和４年３月31日、群馬県教育委員会、伊藤　大地、栃木県

⑶　高等学校助教諭臨時免許状（工業）、令７高臨第177号、令和７年９月１日、栃木県教育委員会、伊藤　大地、栃木県

２　失効の年月日　令和８年９月10日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和８年11月10日　　三島村

１．墳墓等所在地　鹿児島県鹿児島郡三島村黒島

１．墳墓等の名称　不詳

１．死亡者の本籍及び氏名　不詳

１．改葬を行おうとする者　鹿児島県鹿児島市名山町12番18号　三島村長　岩切　平治

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

北海道函館市宮前町一二番一号

有限会社アイツクス

清算人　高崎　一男

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

北海道苫小牧市宮の森町二丁目一四番二号

有限会社山一水産

清算人　籠里　貞子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

福島県本宮市荒井字三本松六二番地の一

有限会社アドバンスサービス

清算人　津守　高紀

解散公告

当社は、令和八年十月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

福島県郡山市大槻町久助林八一五一二

合同会社便利屋ハマー

清算人　浜浦　美勇士

解散公告

当組合は、令和八年六月二十九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

茨城県久慈郡大子町大字北田気三八八番地

大子町畜産農業協同組合

代表清算人　飯村　憲章

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

茨城県猿島郡境町大字沓向三三三番地二七

特定非営利活動法人ベル・サポート境

清算人　倉持　　貢

解散公告

当社は、令和八年十一月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

茨城県つくば市山中四九五番地四九

合同会社Ａｒｏｍａ＆Ｗｏｒｄｓ

清算人　日高マリベル

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

埼玉県久喜市八甫四丁目九三番地一

特定非営利活動法人ポケットホットライン

清算人　松本　文登

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

埼玉県さいたま市岩槻区高曽根一二九四番二

株式会社ライフステージらしく

清算人　岩宗　繁樹

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

埼玉県川口市芝下三丁目四五番一九号

株式会社コモライフ

代表清算人　加賀屋雅司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

さいたま市見沼区深作一丁目二〇番地九―一〇三

株式会社エクスペンダブルズ

代表清算人　梶谷　綾

解散公告

当社は、令和八年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

千葉県習志野市屋敷二丁目二番一二号

有限会社丸和

清算人　高木　英治

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都練馬区高松六丁目二番五号パレステージ光が丘ナチュラコート二〇四

Ｎｅｒｉｋｏ合同会社

清算人　翁　贏

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都練馬区西大泉四丁目二八番一二号

徳永アルミ工業株式会社

代表清算人　徳永　勝基

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都港区北青山二丁目一二番八号二二九号

キンバ株式会社

代表清算人　林　語柔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三階

Sassou Cosmo Japan株式会社

代表清算人　石田　真史

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー二八階ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）内

Ｗｉｌｍｉｎｇｔｏｎ合同会社

清算人　福岡　武彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都中央区佃二丁目一一番六号

有限会社ＳＧＲＣ

清算人　坂本　努

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ

株式会社カーボンニュートラル総研

代表清算人　秋田　幸二

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＨＦ６

代表清算人　中津　正憲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

Ｚｅｒｐｈｉｕｓ株式会社

代表清算人　陳　有發

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都中央区銀座二丁目一二番四―二〇二号

株式会社豊和アセット

代表清算人　任　軍

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都東大和市中央一丁目一五番地一

有限会社ワンステップ

清算人　松本　喜美

解散公告

当社は、令和八年十一月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区代々木二丁目三三番七号

有限会社こうねんサービス

清算人　平野　勤

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都杉並区清水一丁目三番一二―二〇六号

株式会社ノーコンプレインツ

代表清算人　何　沛洋

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都新宿区市谷山伏町三番一三号

有限会社エンジェル・アドバイザー

清算人　武内　隆明

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都新宿区南町二番地

有限会社スウ・コーポレーション

清算人　藤波　亮介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都新宿区西新宿七丁目五番五号Ｐｌａｚａ西新宿ＵＣＦ四〇六

株式会社Ａｉｂｉｚ

代表清算人　久保田淳平

解散公告

当社は、令和八年十一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

横浜市鶴見区駒岡五丁目四番三号

森永牛乳販売株式会社

代表清算人　秋山　大輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

横浜市鶴見区上の宮一丁目九番二七号

有限会社よこいち

清算人　上松　恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

横浜市磯子区汐見台三丁目二番地四ジェイパーク横濱ヒルズ五〇四号　株式会社海

代表清算人　鳥海　誠

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

神奈川県相模原市南区新磯野一丁目三八番五号

株式会社湘南建設

代表清算人　福司たか子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

神奈川県相模原市中央区田名五七九〇番地

有限会社ダイコウ精機

清算人　渡辺ゆかり

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目四番三号

メトロレミッタンスジャパン株式会社

代表清算人　松田　守司

解散公告

当社は、令和八年十月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

富山市大町四八番地七　前田産業合同会社

清算人　ソンビン

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

富山県富山市下冨居二丁目一番三三号グランシティ萌Ｂ一〇七号室

株式会社リレイション

代表清算人　花房　賢

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

富山県高岡市長慶寺五〇〇番地

福田工業株式会社

代表清算人　久永政津子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

石川県金沢市神谷内町ト一番地甲

有限会社カミヤ

清算人　神谷　良一

解散公告

当社は、令和八年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

福井県福井市順化一丁目一〇番五号

株式会社順栄興産

代表清算人　広田　一雄

解散公告

当社は、令和八年九月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

山梨県甲斐市長塚三一一番地

株式会社敷島土地

代表清算人　平馬　衛

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

山梨県甲府市富竹一丁目一二番二号

特定非営利活動法人こ・しゃっぺ村

清算人　芹沢　昇

解散公告

当組合は、令和八年十月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

山梨県富士吉田市下吉田東四丁目三番一号

山梨県織物整理工業組合

代表清算人　遠藤　康弘

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

岐阜県高山市千島町一一八八番地

一般社団法人Ｅａｒｔｈ　Ｒｉｂｂｏｎ

清算人　亀井　芳

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

名古屋市瑞穂区佃町二丁目九番地

富喜製袋株式会社

代表清算人　清水　孝美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

名古屋市名東区八前二丁目一八〇五番地

日本秀身堂株式会社

代表清算人　稲生　真一

解散公告

当法人は、令和八年九月二十七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

京都市中京区聚楽廻南町一番地九

ルミエール二条四〇三号室

特定非営利活動法人サクセスフル・エイジングネットワーク

代表清算人　須賀　一継

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

京都府宇治市槇島町一ノ坪一六番地

株式会社アイシリウス

代表清算人　大塚マチ子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

京都市中京区六角通柳馬場東入大黒町七一

イーグルコート京都六角雅心庵六一六号

株式会社ＫＩ経営研究所

代表清算人　位高　光司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪市生野区巽東一丁目一二番五号

Ｓｕｎ．Ｆｌｏｗｅｒ&Ｂｉｒｄ株式会社

代表清算人　孫　蕾

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪府大東市深野四丁目四番三二号

松岡産業株式会社

代表清算人　松岡　正美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪市住吉区長居東四丁目五番一四号

菱倉株式会社

代表清算人　池田比呂子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪府箕面市白島二丁目二〇番一七号戎ビル一階

合同会社ＫＩＤＳ　ＴＥＲＲＡＣＥ

清算人　漆畑　美保

解散公告

当社は、令和八年十月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪府門真市栄町五番二〇号三〇二号室

門真都市開発ビル株式会社

代表清算人　岡本　茂俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪府大阪市中央区北浜三丁目六番二二号

株式会社Ｅｌｍｏ

代表清算人　森　公一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪市東住吉区照ケ丘矢田三丁目一一番九―三〇五号

富士山産業株式会社

代表清算人　グエン・ヴァン・クオック

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

兵庫県尼崎市次屋四丁目四番七号

有限会社大和木材商会

清算人　田中　伸浩

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

兵庫県芦屋市西蔵町三番一二号

芦屋ゾーヌ株式会社

代表清算人　杉本　朋子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

広島県尾道市高須町四八三六番地一八

尾道冷熱サービス株式会社

代表清算人　二宮宏太郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

福岡市中央区天神三丁目四番九号

株式会社ミューズ

代表清算人　矢野　道子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

北九州市八幡西区陣ノ原一丁目四番八号

有限会社八幡金型製作所

清算人　福元　宏行

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

佐賀県唐津市北波多徳須恵一〇四七番地

有限会社山崎薬局

清算人　山﨑　博

解散公告

当社は、令和八年十月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田二四六九番地一

九州バイオガスエネルギー株式会社

代表清算人　大島　権人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

熊本県熊本市中央区出水五丁目一一番六八号

合同会社パーソネルファーム

清算人　吉永　昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

熊本県人吉市上薩摩瀬町九一八番地

株式会社人吉商会

代表清算人　藤木　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

沖縄県沖縄市照屋一丁目一六番一号

有限会社ｓ

清算人　仲嶺　朝広

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

千葉県白井市大山口二丁目三番三号

医療法人社団宝樹会

清算人　森川　眞一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング四階

税理士法人丸の内ソレイユ

清算人　中里妃沙子

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年九月七日開催の大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

広島市南区宇品海岸三丁目六番四〇号

広島競輪労働組合

清算人　堀内　宏美

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により、令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

広島市南区皆実町四丁目八番八号

医療法人住谷内科・消化器内科・リハビリテーション科

清算人　住谷　彰夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

長野県北佐久郡立科町大字芦田一一六五番地

医療法人清蓼会

清算人　岩下　日和

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

京都市伏見区淀池上町一六〇番地二〇

医療法人ふくはら歯科クリニック

清算人　福原　荘太

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年十月十九日松原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪府松原市田井城一丁目六番二二―四Ｆ―Ａ号　松原市三宅西土地区画整理組合

清算人代表　竹綱　榮次

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪府守口市金下町一丁目八番六号

医療法人石田医院

清算人　石田　博文

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十日

岐阜県岐阜市柳津町流通センター三丁目一番六号

岐阜倉庫運輸株式会社

代表取締役　小倉　康宏

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
青木　悌二　岐阜県羽島郡笠松町港町六四	普通株式　六〇株	なし
足立　徹弘　岐阜県各務原市各務二三五七―一―二	普通株式　三株	なし
今井　英一　岐阜県土岐市下石町	普通株式　一株	なし
市川　三郎　岐阜県美濃加茂市本郷町八―六三七　大島安弘様方	普通株式　一四株	なし
飯田　勘一　岐阜県美濃加茂市太田町港町	普通株式　六株	なし
旧井　正己　岐阜県山県市谷合一一三九	普通株式　一株	なし
小野木市郎　岐阜県岐阜市岩田角畑	普通株式　二一株	なし
小木曽富美夫　岐阜県岐阜市長森細畑九一三―二	普通株式　四株	なし
加藤　和夫　岐阜県土岐市泉島田町二―三四	普通株式　一五株	なし
金森　重男　岐阜県岐阜市金屋町二―八	普通株式　三株	なし
各務　敞　岐阜県岐阜市山県北野二―一	普通株式　三株	なし
河田宇右エ門　岐阜県各務原市成清町七一一	普通株式　六株	なし
栗田　茂　岐阜県養老郡養老町押越一〇四八	普通株式　八株	なし
佐藤　益一　岐阜県美濃加茂市太田本町一―三―一二	普通株式　二四株	なし
佐藤　敏美　岐阜県加茂郡八百津町八百津五〇二一	普通株式　一二株	なし
桜井　武治　岐阜県岐阜市長良大路二	普通株式　四四四株	なし
佐伯清右エ門　岐阜県多治見市上町三―二五	普通株式　六〇株	なし
四方　円治　岐阜県多治見市小田町一―一	普通株式　四八株	なし
鈴木　茂　岐阜県多治見市笠原町二五二五	普通株式　六株	なし
杉山　一治　岐阜県各務原市小佐野町一二一一	普通株式　一株	なし
田中　正夫　岐阜県養老郡養老町一色七一二―一	普通株式　一株	なし
田島　初市　岐阜県羽島郡笠松町無動寺一九五―五	普通株式　六株	なし
田島　富雄　岐阜県各務原市那加門前町二―一九	普通株式　一二株	なし
田部　常吉　岐阜県大垣市池尻町三五	普通株式　二〇株	なし
塚田　一郎　岐阜県土岐市駄知町二四一四	普通株式　二株	なし
部田　好和　岐阜県山県市谷合一二三三―一	普通株式　七八株	なし
中村　芳郎　岐阜県安八郡神戸町神戸	普通株式　一株	なし
中村　あい　岐阜県養老郡養老町鷲巣	普通株式　二株	なし
丹羽　外市　岐阜県岐阜市岩田桜町	普通株式　一二株	なし
野村　市郎　岐阜県大垣市船町五―四〇	普通株式　四〇〇株	なし
長谷部四三男　岐阜県関市洞戸市場八〇一	普通株式　六〇株	なし
藤田　萬助　岐阜県美濃市上河和三六七―一	普通株式　一二株	なし
松原　謙司　岐阜県揖斐郡揖斐川町下岡島五九―一	普通株式　一一株	なし
前田　純一　岐阜県恵那市山岡町原九二二―二	普通株式　三九株	なし
三浦敬一郎　岐阜県岐阜市鶉三一四四―一	普通株式　四株	なし
三田はるゑ　岐阜県岐阜市美殿町五〇	普通株式　六〇株	なし
森　文男　岐阜県海津市南濃町太田六一	普通株式　四八株	なし
山内　正美　岐阜県下呂市金山町一七六五―一	普通株式　一六二株	なし
安田　金一　岐阜県岐阜市又丸三―七	普通株式　一二株	なし
米山　清　岐阜県大垣市犬ヶ渕町九二―一	普通株式　二一株	なし
渡辺　辰夫　岐阜県瑞浪市土岐町二六―二	普通株式　一〇株	なし
渡辺　くに　岐阜県瑞浪市土岐町二六―二	普通株式　五株	なし
和田　周一　岐阜県郡上市白鳥町白鳥九八六	普通株式　四五株	なし

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区発寒十一条十一丁目一番、最後の住所札幌市白石区菊水元町七条二丁目九番三四号ウイスタリア・ライト二〇二号

被相続人　亡　野村　孝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

札幌市中央区南一条西十一丁目コンチネンタルビル六階弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　森川　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市片町二丁目三九二番地、最後の住所秋田県仙北郡美郷町六郷字熊野九六番地一〇

被相続人　亡　増田　愛明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番地一

相続財産清算人　弁護士　近江　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿西二丁目四二番地、最後の住所山形県酒田市松原南二三番地の一三　サンライズコーポ二〇二号

被相続人　亡　冨樫　浩之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産清算人　弁護士　新井野直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市堀町一一〇四番地六、最後の住所茨城県水戸市堀町一一〇四番地の六

被相続人　亡　寺田　紀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

茨城県水戸市元山町一―三―六六　大津・髙倉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　髙倉　久宗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父郡皆野町大字皆野一一五二番地三、最後の住所埼玉県秩父郡皆野町大字皆野一七七七番地六　被相続人　亡　野口　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

埼玉県熊谷市宮町一―三二林法律事務所

相続財産清算人　弁護士　林　和芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区上野四丁目八番地、最後の住所埼玉県川口市大字小谷場三八四番地の六

被相続人　亡　宮﨑　斎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

埼玉県志木市柏町四―四―九ＤＡＩＫＡＮ―Ｍ一九ビル五〇一

相続財産清算人　弁護士　鈴木　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区千束三丁目三九二番地、最後の住所千葉県木更津市祇園三丁目一九番三号　被相続人　亡　秋元　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古田　恭司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区蘇我一丁目四番地三、最後の住所千葉市中央区新宿二丁目六番一四―一〇〇一号　被相続人　亡　布田　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

事務所千葉市中央区弁天一丁目一五番三号リードシー千葉駅前ビル六階六〇六　千葉駅北口法律事務所

相続財産清算人　弁護士　町田　敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市西ユーカリが丘一丁目二〇番地一一、最後の住所千葉県千葉市中央区松ケ丘町一三八番地　被相続人　亡　信太　晴次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

事務所千葉市中央区中央二丁目五番一号千葉中央ツインビル二号館一階　千葉綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉村　類

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林四丁目二七二番地、最後の住所東京都世田谷区世田谷一丁目三二番一四号大澤フルーツビル二〇三

被相続人　亡　越野真由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階　オオノ・キド法律事務所

相続財産清算人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区東玉川一丁目三九番地、最後の住所東京都世田谷区東玉川一―九―一

被相続人　亡　蒲原　響太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門40MTビル二階　虎ノ門総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　亀井　弘泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区経堂一丁目一四番、最後の住所東京都世田谷区経堂二丁目六番一号アームス経堂四〇二

被相続人　亡　那須　為行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人　弁護士　上田　雅大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区大口仲町六二番地二、最後の住所横浜市神奈川区神之木町九番二三―五〇一号　被相続人　亡　武藤　裕美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

神奈川県横浜市中区尾上町三丁目三五番地LIST EAST BLD. 七階

相続財産清算人　弁護士　三瀬　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市兼六元町一四九番地、最後の住所金沢市平和町二丁目一六番四三号　県営住宅四三一棟一〇三号　被相続人　亡　野瀬　睦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

金沢市橋場町一番二九号　レジデンス兼六二階　中村・村井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　櫻井　理央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区小港町三丁目一七四番地、最後の住所大阪府寝屋川市大利元町一九番二〇号　被相続人　亡　式守　忠彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル九階　大西正朗法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大西　正朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市川西町二丁目二一番、最後の住所大阪府高槻市川西町三丁目三番一二号

被相続人　亡　米良　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪市中央区北浜三丁目六番一二号淀屋橋ステーションワン一四階

相続財産清算人　弁護士　清水　良寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波市柏原町見長二二三番地、最後の住所兵庫県丹波篠山市中野三八番地四グループホームだいち

被相続人　亡　荻野　孝宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八番一号コーポ潮江一一一号　太田川口法律事務所

相続財産清算人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県新宮市千穂二丁目四番地七、最後の住所和歌山県新宮市磐盾二番六号

被相続人　亡　浦口　義晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

和歌山県新宮市緑ヶ丘一―一―四〇貴志ビル三階　弁護士法人あしたば

相続財産清算人　弁護士　山本　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市雑賀町二四六番地、最後の住所島根県松江市雑賀町一〇七番地

被相続人　亡　石谷　貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

島根県松江市殿町三八三番地　山陰中央ビル二〇二　濱田行政書士事務所

相続財産清算人　行政書士　濱田　達雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市内神町三六番地、最後の住所広島県呉市広大広二丁目五番二六号

被相続人　亡　清水　浩幾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

広島市中区広瀬北町八番一二号寺西ビル二階

相続財産清算人　司法書士　田村　真子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市土成町土成字池下一七二番地、最後の住所徳島県阿波市土成町土成字池下一七二番地　被相続人　亡　大塚　紀久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

徳島県阿波市吉野町柿原字原五七番地一

相続財産清算人　司法書士　森田　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市三潴町高三潴一一〇八番地二、最後の住所福岡県久留米市三潴町福光四二〇番地　福光団地一棟三〇六号
被相続人　亡　八山　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日
福岡県久留米市田主丸町上原一〇二番地一
相続財産清算人　司法書士　富永　真博

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　大川　晃司
住所　神奈川県相模原市中央区共和一丁目六番一一号　アネックス一〇一号室
生年月日　昭和五十九年十月十七日
二　供託所　横浜地方法務局相模原支局
三　供託番号　令和八年度金第七五三号
四　供託金額　三三九、三三五円
五　裁判所　横浜家庭裁判所相模原支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第七〇八八号

令和八年十一月十日
神奈川県相模原市中央区相模原三丁目八番二五号　第三ＪＳビル五〇二
不在者財産管理人　弁護士　中山　峻介

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次の通り供託しました。

一　不在者　松田　智和
住所　熊本県菊池市泗水町豊水七三四番地
生年月日　昭和五十九年六月二十二日
二　供託所　熊本地方法務局阿蘇大津支局
三　供託番号　令和八年度金第三二四号
四　供託金額　二〇六、八三三円
五　裁判所　熊本家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和八年（家）第三〇七五号

令和八年十一月十日
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字一関一六八〇番地一六
不在者財産管理人　司法書士　松田　克士

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　野崎美代子
最後の住所　東京都新宿区下落合二丁目五番一三号　医心館　高田馬場　四〇五
生年月日　昭和十七年十二月六日
死亡年月日　令和七年五月三十一日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第三〇二八号
四　供託金額　七十八万二千十四円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第七八七五号

令和八年十一月十日
東京都中野区上高田四丁目二六番一―一〇八号
相続財産管理人　髙橋　啓介

無縁墳墓等改葬公告

墓苑内より不明霊として出骨された遺骨及び無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年十一月十日
一　墳墓等所在地　東京都港区南青山二丁目二六番三八号
一　墳墓等の名称　梅窓院墓苑
一　死亡者の本籍及び氏名　東京都目黒区大橋一丁目四一三番地　堀内久子　本籍不詳　小田桐キミ
一　改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目二六番三八号　宗教法人梅窓院　住職　中島　真成

配当公告

岩手県一関市弥栄字大奈良七〇番地
破産者　株式会社東北大理石
右の者に対する盛岡地方裁判所令和六年（フ）第三三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額　金二〇五、〇四一、三二五円
一、配当することのできる金額　金八六、九三五、九三四円

令和八年十一月十日
岩手県奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町一八番地一
破産管財人　弁護士　加藤　文郎

第３期決算公告　令和８年11月10日
香川県坂出市元町二丁目３番６号
空き家地方創生株式会社
代表取締役　竹尾　昌大

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,387
	固定資産	1,238
	合計	72,624
負純資産の債及び部	流動負債	28,462
	固定負債	5,639
	株主資本	38,524
	資本金	13,000
	資本剰余金	12,000
	資本準備金	12,000
	利益剰余金	13,524
	その他利益剰余金	13,524
	（うち当期純利益）	(19,200)
	合計	72,624

第16期決算公告　令和８年10月29日
東京都新宿区西新宿６―13―１
株式会社ミキ・トラベルサポート
代表取締役社長　堀　浩之

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,102
	固定資産	8,102
	資産合計	110,205
負純資産の債及び部	流動負債	22,870
	株主資本	87,335
	資本金	3,000
	利益剰余金	84,335
	その他利益剰余金	84,335
	（うち当期純利益）	(11,110)
	負債・純資産合計	110,205

第40期決算公告　令和８年10月29日
東京都新宿区西新宿６―13―１
株式会社ミキ・ツーリスト
代表取締役社長　日根　克巳

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,445
	固定資産	97
	資産合計	6,543
負純資産の債及び部	流動負債	2,551
	賞与引当金	226
	固定負債	383
	退職給付引当金	184
	株主資本	3,608
	資本金	98
	利益剰余金	3,510
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	3,485
	（うち当期純利益）	(1,259)
	負債・純資産合計	6,543

第９期決算公告
令和８年11月10日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー23F
株式会社ＳＴＡＮＤＡＲＤ
代表取締役　伊藤　海

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	300,340	流動負債	264,098
固定資産	122,117	固定負債	68,828
		株主資本	53,473
		資本金	10,000
		資本剰余金	17,161
		資本準備金	17,161
		利益剰余金	26,312
		その他利益剰余金	26,312
		（うち当期純利益）	(26,312)
		新株予約権	36,057
資産合計	422,458	負債・純資産合計	422,458

第24期決算公告
令和８年11月10日
東京都中央区新川一丁目23番５号
ＯＮＥＳＨＩＮＫＡＷＡ11階
株式会社ＡＬＥＸＡＮＤＥＲ＆ＳＵＮ
代表取締役　鄒　積人

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,666,183	流動負債	5,133,278
固定資産	10,130,109	固定負債	625,437
		株主資本	19,037,577
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,720,728
		その他資本剰余金	1,720,728
		利益剰余金	17,306,848
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	17,304,348
		（うち当期純利益）	(1,663,281)
合計	24,796,292	合計	24,796,292

第 5 期 決 算 公 告

令和８年８月 27 日

東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
株式会社Financial Academy
代表取締役　泉　　正人

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	133,883	流動負債	97,957
固定資産	71,161	**負債合計**	**97,957**
		株主資本	107,087
		資本金	10,000
		資本剰余金	126,735
		その他資本剰余金	126,735
		利益剰余金	△29,648
		その他利益剰余金	△29,648
		（うち当期純利益）	（7,545）
		純資産合計	**107,087**
資産合計	**205,044**	**負債・純資産合計**	**205,044**

第 8 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日

大阪府吹田市岸部新町６番１号国立研究開発法人国立循環器病研究センターオープンイノベーションラボ30602
株式会社イムノセンス
代表取締役　杉原　宏和

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	301,826	流動負債	45,433
固定資産	31,791	固定負債	81,855
		株主資本	△4,870
		資本金	30,000
		資本剰余金	569,240
		資本準備金	452,523
		その他資本剰余金	116,717
		利益剰余金	△604,111
		その他利益剰余金	△604,111
		（うち当期純損失）	（188,361）
		新株予約権	211,200
資産合計	**333,618**	**負債・純資産合計**	**333,618**

第 1 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日

静岡県富士市伝法2883番地の２
株式会社ヨシエイホールディングス
代表取締役　松本　珙秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,569
	固定資産	74,400
	資産合計	**76,969**
負債及び純資産の部	流動負債	2,005
	固定負債	74,400
	株主資本	563
	資本金	1,000
	利益剰余金	△436
	その他利益剰余金	△436
	（うち当期純損失）	（436）
	負債・純資産合計	**76,969**

準備金の額の減少公告

当会社は、吉原衛生運輸株式会社及び株式会社カマツク・ヨシエイを完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

静岡県富士市伝法二八八三番地の二
株式会社ヨシエイホールディングス
代表取締役　松本　珙秀

第 12 期決算公告　令和８年11月10日

東京都渋谷区代々木二丁目11番17号
株式会社リアプロード
代表取締役　神田　　慎

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,787
	固定資産	75
	資産合計	**1,862**
負債及び純資産の部	流動負債	1,319
	固定負債	109
	株主資本	434
	資本金	60
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	324
	その他利益剰余金	324
	（うち当期純利益）	（50）
	負債・純資産合計	**1,862**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日

愛知県岡崎市城南町二丁目１番地10
株式会社ニュートンズアイ
代表取締役　久米田治子

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,889,653
	固定資産	776,027
	合計	**3,665,680**
負債及び純資産の部	流動負債	3,060,868
	株主資本	604,812
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	△14,395,188
	その他利益剰余金	△14,395,188
	（うち当期純利益）	（899,252）
	合計	**3,665,680**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

愛知県岡崎市城南町二丁目一番地一〇
株式会社ニュートンズアイ
代表取締役　久米田治子

第 43 期決算公告　2026年11月10日

東京都品川区東五反田二丁目17番１号
株式会社ネツレン・ヒートトリート
代表取締役　河野　全尚

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,116,814
	固定資産	1,571,557
	資産合計	**2,688,371**
負債及び純資産の部	流動負債	218,759
	固定負債	82,422
	株主資本	2,230,012
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,150,012
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,130,012
	（うち当期純利益）	（19,332）
	評価・換算差額等	157,178
	負債・純資産合計	**2,688,371**

第 26 期決算公告　令和８年11月10日

東京都目黒区自由が丘一丁目25番９号
自由が丘テラス３階
株式会社ジャスティー
代表取締役　今井　久美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	78,514
	固定資産	156,083
	資産合計	**234,598**
負債及び純資産の部	流動負債	41,577
	固定負債	151,691
	株主資本	41,330
	資本金	99,000
	資本剰余金	19,500
	資本準備金	19,500
	利益剰余金	△77,169
	その他利益剰余金	△77,169
	（うち当期純利益）	（65）
	負債・純資産合計	**234,598**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都目黒区自由が丘一丁目二五番九号
自由が丘テラス三階
株式会社ジャスティー
代表取締役　今井　久美

第 11 期決算公告　令和８年９月24日

東京都江東区青海一丁目３番１号
トヨタアルバルク東京株式会社
代表取締役社長　林　　邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,783,354
	固定資産	6,868,998
	資産合計	**8,652,353**
負債及び純資産の部	流動負債	7,981,191
	固定負債	220,913
	負債合計	**8,202,105**
	株主資本	450,247
	資本金	100,000
	利益剰余金	350,247
	その他利益剰余金	350,247
	（うち当期純利益）	（35,005）
	純資産合計	**450,247**
	負債・純資産合計	**8,652,353**

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都杉並区和泉三丁目一七番一五号
株式会社ジー・エヌ・エヌ
代表取締役　東島　信明

決算公告

令和８年11月10日
東京都杉並区和泉三丁目17番15号
株式会社ジー・エヌ・エヌ
代表取締役　東島　信明

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	212,442
	固定資産	4,227,440
	合計	4,439,882
負純資債及産のび部	流動負債	101,202
	固定負債	8,918
	株主資本	4,329,761
	資本金	50,000
	資本剰余金	4,153,800
	資本準備金	145,000
	その他資本剰余金	4,008,800
	利益剰余金	125,961
	その他利益剰余金	125,961
	（うち当期純利益）	(41,091)
	合計	4,439,882

第７期決算公告

令和８年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
ファンズ・マーケティング株式会社
代表取締役　鯨岡　翔

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	99,653
	資産合計	99,653
負純資債及産のび部	流動負債	97,431
	負債合計	97,431
	株主資本	2,222
	資本金	2,000
	利益剰余金	222
	その他利益剰余金	222
	（うち当期純損失）	(202)
	純資産合計	2,222
	負債・純資産合計	99,653

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年十月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

神奈川県愛甲郡愛川町中津三五〇三番地一
株式会社作業服流通センター
代表取締役　岩崎　吉孝

第39期決算公告

令和８年11月10日
神奈川県愛甲郡愛川町中津3503番地１
株式会社作業服流通センター
代表取締役　岩崎　吉孝

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	32,986,283
	固定資産	2,774,648
	資産合計	35,760,931
負純資債及産のび部	流動負債	6,182,304
	固定負債	72,423,400
	負債合計	78,605,704
	株主資本	△42,844,773
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△62,844,773
	その他利益剰余金	△62,844,773
	（うち当期純損失）	(10,472,233)
	純資産合計	△42,844,773
	負債・純資産合計	35,760,931

第３期決算公告

令和８年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
ファンズ不動産株式会社
代表取締役　藤田雄一郎

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,654,035
	固定資産	1,511
	資産合計	2,655,546
負純資債及産のび部	流動負債	1,452,894
	固定負債	1,120,000
	負債合計	2,572,894
	株主資本	82,652
	資本金	7,000
	利益剰余金	75,652
	その他利益剰余金	75,652
	（うち当期純利益）	(21,715)
	純資産合計	82,652
	負債・純資産合計	2,655,546

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

奈良県天理市東井戸堂町三八八番地
ＭＩＬ株式会社
代表取締役　杉本　礼

第６期決算公告

令和８年11月10日
奈良県天理市東井戸堂町388番地
ＭＩＬ株式会社
代表取締役　杉本　礼

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,659
	固定資産	15
	繰延資産	20
	合計	1,695
負純資債及産のび部	流動負債	1,607
	固定負債	3,448
	株主資本	△3,360
	資本金	34,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△37,360
	その他利益剰余金	△37,360
	（うち当期純損失）	(7,842)
	合計	1,695

第５期決算公告

令和８年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
一般社団法人ファンズ保全協会
代表理事　柳　勝久

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,334
	固定資産	4,600
	繰延資産	4
	合計	6,938
負純資債及産のび部	流動負債	80
	負債合計	80
	正味財産	6,858
	基金	10,600
	剰余金	△3,742
	その他剰余金	△3,742
	（うち当期剰余金）	(△1,121)
	純資産合計	6,858
	合計	6,938

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十日

神奈川県藤沢市鵠沼橘一丁目一七番五号
（甲）株式会社ケンジ
代表取締役　田坂　公一
神奈川県藤沢市鵠沼橘一丁目一七番五号
（乙）株式会社ＯＭＧ
代表取締役　田坂　公一

第47期決算公告

令和８年11月10日
神奈川県藤沢市鵠沼橘一丁目17番５号
株式会社ケンジ
代表取締役　田坂　公一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,964,340
	固定資産	1,296,486
	繰延資産	4,725
	合計	3,265,552
負純資債及産のび部	流動負債	1,064,413
	賞与引当金	14,883
	固定負債	773,860
	株主資本	1,427,277
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,387,277
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,377,277
	（うち当期純利益）	(140,711)
	合計	3,265,552

第７期決算公告

令和８年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
ファンズ・レンディング株式会社
代表取締役　梶本　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	423,889
	固定資産	10,600
	資産合計	434,489
負純資債及産のび部	流動負債	365,855
	負債合計	365,855
	株主資本	68,634
	資本金	55,000
	利益剰余金	13,634
	その他利益剰余金	13,634
	（うち当期純利益）	(9,127)
	純資産合計	68,634
	負債・純資産合計	434,489

第74期決算公告　令和８年11月10日

群馬県伊勢崎市本町20番地６

株式会社丸一高畑商店

代表取締役　高畑　由佳

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	93,471,205
	固定資産	25,493,121
	資産合計	118,964,326
負純資産の債及び部	流動負債	16,112,563
	固定負債	76,829,442
	株主資本	26,022,321
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	11,022,321
	利益準備金	4,200,000
	その他利益剰余金	6,822,321
	（うち当期純利益）	(4,019,668)
	負債・純資産合計	118,964,326

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し、一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十六日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

群馬県伊勢崎市本町二〇番地六

株式会社丸一高畑商店

代表取締役　高畑　由佳

第23期決算公告　令和８年11月10日

東京都港区東新橋一丁目１番19号
ヤクルト本社ビル11階

株式会社ニューワールド

代表取締役　秋　　政道

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	201,272
	固定資産	438,703
	合計	639,976
負純資産の債及び部	流動負債	276,027
	株主資本	363,948
	資本金	3,000
	利益剰余金	360,948
	その他利益剰余金	360,948
	（うち当期純損失）	(4,260)
	合計	639,976

第２期決算公告

令和８年11月10日
東京都港区芝大門二丁目５番１号
アルテビル芝大門４階

株式会社辻信太郎記念館

代表取締役　辻　信太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	440,274,294
	固定資産	751,325,237
	資産合計	1,191,599,531
負純資産の債及び部	流動負債	246,865,528
	株主資本	944,734,003
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	1,000,000,000
	資本準備金	1,000,000,000
	利益剰余金	△155,265,997
	その他利益剰余金	△155,265,997
	（うち当期純損失）	(144,829,032)
	負債・純資産合計	1,191,599,531

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年十月十三日開催の臨時株主総会において資本金二億五千万円全額を減少し、資本準備金に組み入れることを決議したので、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年十二月十日までにお申し出下さい。

なお、当社は右記臨時株主総会において、右資本減少の効力発生日に増資の効力を生ずる新株発行決議をしたので、資本金は一億円のままで変更ありません。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都港区芝大門二丁目五番一号アルテビル芝大門四階

株式会社辻信太郎記念館

代表取締役　辻　信太郎

第42期決算公告　令和８年11月10日

東京都新宿区北新宿二丁目21番１号

株式会社キャブステーション

代表取締役　大川　洋司

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,110,428
	固定資産	295,683
	資産合計	1,406,112
負純資産の債及び部	流動負債	774,506
	その他引当金	1,430
	固定負債	292,405
	退職給付引当金	84,200
	株主資本	339,199
	資本金	42,440
	利益剰余金	296,759
	利益準備金	1,810
	その他利益剰余金	294,949
	（うち当期純利益）	(144,220)
	負債・純資産合計	1,406,112

第６期決算公告　令和８年11月10日

東京都中央区日本橋二丁目15－３
平和不動産日本橋ビル７階

株式会社月架世交易

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	948,773
	固定資産	43,671
	資産合計	992,444
負純資産の債及び部	流動負債	249,691
	固定負債	306,101
	株主資本	436,652
	資本金	90,000
	資本剰余金	191,267
	資本準備金	134,835
	その他資本剰余金	56,431
	利益剰余金	155,384
	その他利益剰余金	155,384
	（うち当期純利益）	(11,043)
	負債・純資産合計	992,444

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千百十七万二千六百二十六円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都中央区日本橋二丁目一五－三平和不動産日本橋ビル七階

株式会社月架世交易

代表取締役　文　賢宇

第３期決算公告　令和８年10月22日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号

Ｘ　ＮＥＴＷＯＲＫ株式会社

代表取締役　杉本　　亮

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	676,885
	固定資産	790,370
	資産合計	1,467,256
負純資産の債及び部	流動負債	340,546
	固定負債	327,702
	株主資本	799,007
	資本金	650,000
	資本剰余金	600,000
	資本準備金	600,000
	利益剰余金	△450,992
	その他利益剰余金	△450,992
	（うち当期純損失）	(450,992)
	負債・純資産合計	1,467,256

決算公告　令和８年11月10日

東京都渋谷区代々木五丁目34番６号
代々木パークハウスPrimeHills102号

Ｖｉｓｕａｌｉｚｅ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	150,694,919
	固定資産	13,383,806
	繰延資産	107,079,891
	資産合計	271,158,616
負純資産の債及び部	流動負債	1,924,500
	株主資本	269,206,616
	資本金	139,498,274
	資本剰余金	138,480,301
	資本準備金	138,480,301
	利益剰余金	△8,771,959
	その他利益剰余金	△8,771,959
	（うち当期純損失）	(2,184,269)
	新株予約権	27,500
	負債・純資産合計	271,158,616

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区代々木五丁目三四番六号

代々木パークハウスＰｒｉｍｅＨｉｌｌｓ一〇二号

（甲）Ｖｉｓｕａｌｉｚｅ合同会社

代表社員　ヴィジュアライズ・エーアイ・テクノロジーズ・インク

職務執行者　チョン・ジン・コー

東京都渋谷区代々木五丁目三四番六号

代々木パークハウスＰｒｉｍｅＨｉｌｌｓ一〇二号

（乙）Ｖｉｓｕａｌｉｚｅ株式会社

代表取締役　チョン・ジン・コー

「官報の発行に関する法律」の施行により
令和７年４月１日から
「官　報」は電子化されました。
内閣府

第13期決算公告

令和８年11月10日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ＴＭＦグループ内
Treasury Wine Estates Japan株式会社
代表取締役　李　楠

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	474,202
	固定資産	47,223
	合計	521,426
負債及び純資産の部	流動負債	233,147
	賞与引当金	13,856
	株主資本	288,278
	資本金	220,000
	利益剰余金	68,278
	その他利益剰余金	68,278
	（うち当期純利益）	(3,944)
	合計	521,426

第５期決算公告

2026年11月10日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
アスター特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	45,621	流動負債	3,978
その他の資産	1,771	固定負債	31,692
流動資産	1,683	負債合計	35,670
固定資産	69	社員資本	11,722
繰延資産	17	特定資本金	0
		優先資本金	12,798
		剰余金	△1,076
		当期未処理損失	1,076
		純資産合計	11,722
資産合計	47,392	負債・純資産合計	47,392

損益計算書の要旨
（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,141
営業費用	637
営業利益	504
営業外収益	0
営業外費用	28
経常利益	476
税引前当期純利益	476
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	475

第40期決算公告

令和８年11月10日
東京都台東区浅草橋３丁目20番地16号
株式会社西沢書店
代表取締役　西澤　俊一

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,832
	固定資産	12,078
	合計	74,911
負債及び純資産の部	流動負債	38,577
	固定負債	140,300
	株主資本	△103,965
	資本金	10,000
	利益剰余金	△113,965
	その他利益剰余金	△113,965
	（うち当期純損失）	(11,076)
	合計	74,911

第５期決算公告

2026年11月10日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ20ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,006	流動負債	630
その他の資産	300	固定負債	1,747
流動資産	296	負債合計	2,377
固定資産	2	社員資本	929
繰延資産	2	特定資本金	0
		優先資本金	760
		剰余金	169
		当期未処分利益	169
		純資産合計	929
資産合計	3,306	負債・純資産合計	3,306

損益計算書の要旨
（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	227
営業費用	55
営業利益	172
営業外収益	0
営業外費用	3
経常利益	169
特別損失	0
税引前当期純利益	169
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	169

第18期決算公告　令和８年11月10日

東京都港区東新橋一丁目１番19号
ヤクルト本社ビル11階
株式会社第一薬品
代表取締役　鄒　積人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	79,449
	合計	79,449
負債及び純資産の部	流動負債	4,916
	株主資本	74,533
	資本金	1,000
	利益剰余金	73,533
	その他利益剰余金	73,533
	（うち当期純損失）	(476)
	合計	79,449

第２期決算公告

2026年11月10日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ24ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	60	流動負債	55
その他の資産	95	負債合計	55
流動資産	46	社員資本	100
繰延資産	48	特定資本金	0
		優先資本金	180
		剰余金	△79
		当期未処理損失	79
		純資産合計	100
資産合計	155	負債・純資産合計	155

損益計算書の要旨
（自　2026年１月１日　至　2026年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	57
営業損失	57
営業外収益	0
営業外費用	7
経常損失	64
税引前当期純損失	64
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	65

第５期決算公告　令和８年11月10日

東京都千代田区平河町二丁目７番５号
株式会社ＢｉＳＵＳ
代表取締役　竹下　渡

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	16,847,561
	資産合計	16,847,561
負債及び純資産の部	流動負債	4,137,519
	固定負債	20,000,000
	株主資本	△7,289,958
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	資本準備金	10,000,000
	利益剰余金	△27,289,958
	その他利益剰余金	△27,289,958
	（うち当期純損失）	(331,077)
	負債・純資産合計	16,847,561

第２期決算公告　令和８年11月10日

東京都千代田区平河町二丁目７番５号
株式会社ナンバーホテルズ
代表取締役　渡邉　博

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	50,828,898
	固定資産	366,010,505
	資産合計	416,839,403
負債及び純資産の部	流動負債	32,026,668
	固定負債	335,171,615
	株主資本	49,641,120
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	20,000,000
	資本準備金	20,000,000
	利益剰余金	9,641,120
	その他利益剰余金	9,641,120
	（うち当期純利益）	(4,433,328)
	負債・純資産合計	416,839,403

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十日
東京都千代田区平河町二丁目七番五号
（甲）株式会社ナンバーホテルズ
代表取締役　渡邉　博
東京都千代田区平河町二丁目七番五号
（乙）株式会社ＢｉＳＵＳ
代表取締役　竹下　渡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

静岡県熱海市上多賀字広地一〇六五番地一二三三

（甲）株式会社ＫＳＣ

代表取締役　川崎　理奈

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番二号

（乙）株式会社ウィズデータサービス

代表取締役　川崎　理奈

第 17 期決算公告　令和８年11月10日

静岡県熱海市上多賀字広地1065番地1233

株式会社ＫＳＣ

代表取締役　川崎　理奈

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	440,571
	固定資産	64,626
	資産合計	**505,197**
負債及び純資産の部	流動負債	81,978
	負債合計	**81,978**
	株主資本	423,219
	資本金	100
	利益剰余金	423,119
	その他利益剰余金	423,119
	（うち当期純損失）	(6,919)
	純資産合計	**423,219**
	負債・純資産合計	**505,197**

第 11 期決算公告　令和８年11月10日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目１番２号

株式会社ウィズデータサービス

代表取締役　川崎　理奈

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	77,348
	固定資産	62,568
	資産合計	**139,916**
負債及び純資産の部	流動負債	107,700
	負債合計	**107,700**
	株主資本	32,216
	資本金	5,000
	利益剰余金	27,216
	その他利益剰余金	27,216
	（うち当期純損失）	(560)
	純資産合計	**32,216**
	負債・純資産合計	**139,916**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十日

愛知県半田市昭和町一丁目一五番地の一

（甲）株式会社チタコーポレーション

代表取締役　三好　修

愛知県半田市昭和町一丁目一五番地の一

（乙）株式会社愛知賃貸保証

代表取締役　三好　修

第 32 期決算公告　令和８年11月10日

愛知県半田市昭和町一丁目15番地の１

株式会社チタコーポレーション

代表取締役　三好　修

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,783,690
	固定資産	1,723,062
	資産合計	**3,506,752**
負債及び純資産の部	流動負債	742,152
	固定負債	2,070,178
	株主資本	694,421
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	591,921
	利益準備金	7,561
	その他利益剰余金	584,359
	（うち当期純利益）	(13,174)
	負債・純資産合計	**3,506,752**

第 30 期決算公告　令和８年11月10日

愛知県半田市昭和町一丁目15番地の１

株式会社愛知賃貸保証

代表取締役　三好　修

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,937
	固定資産	10
	資産合計	**11,947**
負債及び純資産の部	流動負債	13,579
	株主資本	△1,632
	資本金	3,000
	利益剰余金	△4,632
	その他利益剰余金	△4,632
	（うち当期純損失）	(267)
	負債・純資産合計	**11,947**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

名古屋市中区新栄一丁目三三番六号

（甲）株式会社メロディ

代表取締役　ダイドウ亮太

名古屋市中区大井町一番二四号

（乙）株式会社ラブ

代表取締役　吉永由美子

第 25 期決算公告

令和８年 11 月 10 日

名古屋市中区新栄一丁目33番６号

株式会社メロディ

代表取締役　ダイドウ亮太

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,379,604
	固定資産	1,931,441
	繰延資産	6,543
	資産合計	**11,317,589**
負債及び純資産の部	流動負債	11,506,599
	株主資本	△189,010
	資本金	10,000
	利益剰余金	△199,010
	その他利益剰余金	△199,010
	（うち当期純利益）	(35,644)
	負債・純資産合計	**11,317,589**

第 44 期決算公告

令和８年 11 月 10 日

名古屋市中区大井町１番24号

株式会社ラブ

代表取締役　吉永由美子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,178
	固定資産	1,270,000
	資産合計	**1,307,178**
負債及び純資産の部	流動負債	147,068
	固定負債	1,799,603
	株主資本	△639,493
	資本金	5,000
	利益剰余金	△644,493
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	△647,493
	（うち当期純損失）	(9,609)
	負債・純資産合計	**1,307,178**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

大阪市福島区福島一丁目二番二五号

（甲）株式会社プラス・ワンステップ

代表取締役　北野谷憲子

大阪市福島区福島一丁目二番二五号

（乙）株式会社こだわりや

代表取締役　北野谷憲子

第 3 期決算公告

令和８年 11 月 10 日

大阪市福島区福島一丁目２番25号

株式会社プラス・ワンステップ

代表取締役　北野谷憲子

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,350
	固定資産	3,000
	合計	**6,350**
負債及び純資産の部	流動負債	2,840
	固定負債	104
	株主資本	3,405
	資本金	3,000
	利益剰余金	405
	その他利益剰余金	405
	（うち当期純損失）	(66)
	合計	**6,350**

第 44 期決算公告

令和８年 11 月 10 日

大阪市福島区福島一丁目２番25号

株式会社こだわりや

代表取締役　北野谷憲子

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,408
	固定資産	25,560
	合計	**43,968**
負債及び純資産の部	流動負債	6,242
	固定負債	31,696
	株主資本	6,029
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 3,970
	その他利益剰余金	△ 3,970
	（うち当期純利益）	(4,548)
	合計	**43,968**

第１期決算公告

令和８年11月10日

和歌山市北野201番地12

株式会社パームスプランニング

代表取締役　千住勝一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,636
	固定資産	547
	合計	9,183
負純資産債及のび部	流動負債	515
	固定負債	10,000
	株主資本	△ 1,331
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 11,331
	その他利益剰余金	△ 11,331
	（うち当期純損失）	(11,331)
	合計	9,183

第18期決算公告

令和８年11月10日

和歌山市北野201番地の12

株式会社西和工務店

代表取締役　松下　和正

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	103,443
	固定資産	281,481
	繰延資産	2,468
	合計	387,393
負純資産債及のび部	流動負債	46,248
	固定負債	205,737
	株主資本	135,407
	資本金	3,000
	利益剰余金	132,407
	その他利益剰余金	132,407
	（うち当期純利益）	(6,627)
	合計	387,393

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

和歌山市北野二〇一番地の一二

（甲）株式会社西和工務店

代表取締役　松下　和正

和歌山市北野二〇一番地一二

（乙）株式会社パームスプランニング

代表取締役　千住勝一郎

第６期決算公告

令和８年11月10日

大分市中島西二丁目１番３号

株式会社ＳＡベネフィット

代表取締役　荒木　大佑

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	61,822
	固定資産	187,797
	資産合計	249,619
負純資産債及のび部	流動負債	29,826
	固定負債	199,483
	株主資本	20,310
	資本金	3,000
	利益剰余金	17,310
	その他利益剰余金	17,310
	（うち当期純利益）	(6,035)
	負債・純資産合計	249,619

第10期決算公告

令和８年11月10日

大分市中島西二丁目１番３号

株式会社ＳＡパートナーズ

代表取締役　荒木　大佑

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	594,451
	固定資産	576,856
	繰延資産	15,228
	資産合計	1,186,537
負純資産債及のび部	流動負債	229,129
	固定負債	937,818
	株主資本	19,589
	資本金	3,000
	利益剰余金	16,589
	その他利益剰余金	16,589
	（うち当期純利益）	(138,239)
	負債・純資産合計	1,186,537

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

大分市中島西二丁目一番三号

（甲）株式会社ＳＡパートナーズ

代表取締役　荒木　大佑

大分市中島西二丁目一番三号

（乙）株式会社ＳＡベネフィット

代表取締役　荒木　大佑

第10期決算公告

令和８年11月10日

東京都港区南青山三丁目10番21号

株式会社バンク

代表取締役　光本　勇介

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	760
	固定資産	199,500
	繰延資産	2,961
	資産合計	203,222
負純資産債及のび部	流動負債	13,545
	固定負債	1,102,499
	株主資本	△912,822
	資本金	9,000
	利益剰余金	△921,822
	その他利益剰余金	△921,822
	（うち当期純損失）	(489)
	負債・純資産合計	203,222

第13期決算公告

令和８年11月10日

東京都港区南青山三丁目10番21号

株式会社ブランケット

代表取締役　光本　勇介

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,786,414
	固定資産	583,412
	資産合計	2,369,826
負純資産債及のび部	流動負債	3,155,586
	固定負債	873,700
	株主資本	△1,659,459
	資本金	100
	利益剰余金	△1,659,559
	その他利益剰余金	△1,659,559
	（うち当期純損失）	(186,654)
	負債・純資産合計	2,369,826

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都港区南青山三丁目一〇番二一号

（甲）株式会社ブランケット

代表取締役　光本　勇介

東京都港区南青山三丁目一〇番二一号

（乙）株式会社バンク

代表取締役　光本　勇介

第52期決算公告　令和８年11月10日

東京都千代田区内神田三丁目14番８号

株式会社エヌ・ピー・ビー

代表取締役　西沢　寛造

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,756
	固定資産	48,942
	資産合計	50,698
負純資産債及のび部	流動負債	70
	株主資本	50,628
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,628
	その他利益剰余金	40,628
	（うち当期純損失）	(368)
	負債・純資産合計	50,698

第76期決算公告　令和８年11月10日

東京都千代田区内神田三丁目14番８号

株式会社ニシザワ

代表取締役　西沢　寛造

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	289,706
	固定資産	205,128
	資産合計	494,835
負純資産債及のび部	流動負債	11,988
	固定負債	93,692
	株主資本	389,154
	資本金	10,000
	利益剰余金	379,154
	利益準備金	10,500
	その他利益剰余金	368,654
	（うち当期純利益）	(11,097)
	負債・純資産合計	494,835

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都千代田区内神田三丁目一四番八号

（甲）株式会社ニシザワ

代表取締役　西沢　寛造

東京都千代田区内神田三丁目一四番八号

（乙）株式会社エヌ・ピー・ビー

代表取締役　西沢　寛造

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区代々木四丁目二六番一一五〇二号

（甲）株式会社タッチダウン

代表取締役　見城　徹

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目九番七号

（乙）株式会社ＴＫホールディングス

代表取締役　見城　徹

第21期決算公告　令和８年11月10日

東京都渋谷区代々木四丁目26番１―502号

株式会社タッチダウン

代表取締役　見城　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	562
	固定資産	671
	繰延資産	4
	合計	1,237
負純資産及び債の部	流動負債	249
	固定負債	12
	株主資本	976
	資本金	10
	利益剰余金	966
	その他利益剰余金	966
	（うち当期純利益）	(132)
	合計	1,237

第７期決算公告　令和８年11月10日

東京都渋谷区千駄ケ谷四丁目９番７号

株式会社ＴＫホールディングス

代表取締役　見城　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	401,736
	固定資産	6,967,131
	合計	7,368,867
負純資産及び債の部	流動負債	68,262
	固定負債	6,964,000
	株主資本	336,605
	資本金	100
	利益剰余金	336,505
	その他利益剰余金	336,505
	（うち当期純利益）	(264,861)
	合計	7,368,867

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五―三三―一七

（甲）株式会社ｓｅｅ

代表取締役　木村　雅人

東京都渋谷区千駄ヶ谷五―三三―一七

（乙）株式会社ｓｅｅＵ

代表取締役　木村　雅人

第３期決算公告

令和８年11月10日

東京都渋谷区千駄ヶ谷５―33―17

株式会社ｓｅｅ

代表取締役　木村　雅人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	34,570
	固定資産	29,731
	繰延資産	131
	合計	64,434
負純資産及び債の部	流動負債	46,666
	賞与引当金	824
	固定負債	48,195
	株主資本	△30,427
	資本金	9,000
	利益剰余金	△39,427
	その他利益剰余金	△39,427
	（うち当期純損失）	(18,274)
	合計	64,434

第３期決算公告

令和８年11月10日

東京都渋谷区千駄ヶ谷５―33―17

株式会社ｓｅｅＵ

代表取締役　木村　雅人

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	54,397
	固定資産	73,783
	繰延資産	76
	合計	128,257
負純資産及び債の部	流動負債	65,500
	賞与引当金	508
	固定負債	143,877
	株主資本	△81,120
	資本金	500
	利益剰余金	△81,620
	その他利益剰余金	△81,620
	（うち当期純損失）	(45,301)
	合計	128,257

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

本合併は、甲について株式会社に商号変更の効力が生じることを条件とします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

長崎県諫早市有喜町一九九番地

（甲）有限会社ポラリス

（商号変更後の商号）

株式会社ポラリス

代表取締役　草野　太成

長崎県諫早市小川町五九五番地三五

（乙）ポラリスカンパニー株式会社

代表取締役　草野　太成

第22期決算公告

令和８年11月10日

長崎県諫早市有喜町199番地

有限会社ポラリス

代表取締役　草野　太成

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	120,508
	固定資産	472,344
	合計	592,853
負純資産及び債の部	流動負債	91,471
	賞与引当金	2,000
	固定負債	495,483
	株主資本	5,898
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,898
	その他利益剰余金	2,898
	（うち当期純利益）	(30,202)
	合計	592,853

第16期決算公告

令和８年11月10日

長崎県諫早市小川町595番地35

ポラリスカンパニー株式会社

代表取締役　草野　太成

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,181
	固定資産	26,231
	繰延資産	1,015
	合計	29,428
負純資産及び債の部	流動負債	13,542
	固定負債	66,929
	株主資本	△51,043
	資本金	3,000
	利益剰余金	△54,043
	その他利益剰余金	△54,043
	（うち当期純利益）	(241)
	合計	29,428

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

愛媛県松山市来住町一二八八番地一

（甲）株式会社漸進

代表取締役　橋本　悠生

愛媛県松山市来住町一二八八番地一

（乙）株式会社スクエア

代表取締役　橋本　博一

第20期決算公告

令和８年11月10日

愛媛県松山市来住町1288番地１

株式会社漸進

代表取締役　橋本　悠生

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,262
	固定資産	267,055
	繰延資産	19
	合計	269,337
負純資産及び債の部	流動負債	9,051
	固定負債	170,735
	株主資本	89,551
	資本金	3,000
	利益剰余金	86,551
	その他利益剰余金	86,551
	（うち当期純利益）	(4,260)
	合計	269,337

第40期決算公告

令和８年11月10日

愛媛県松山市来住町1288番地１

株式会社スクエア

代表取締役　橋本　博一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	255
	固定資産	689
	合計	945
負純資産及び債の部	流動負債	877
	固定負債	2,257
	株主資本	△2,188
	資本金	3,000
	利益剰余金	△5,068
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	△5,118
	（うち当期純損失）	(142)
	自己株式	△120
	合計	945

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百万円減少し一千六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

福井県大野市下据二九字地係三番地
株式会社マックス
代表取締役　野坂　鐵郎

第40期決算公告　令和８年11月10日

福井県大野市下据29字地係３番地
株式会社マックス
代表取締役　野坂　鐵郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	22,404,711
	固定資産	15,358,932
	資産合計	37,763,643
負債及び純資産の部	流動負債	47,084,111
	固定負債	0
	負債合計	47,084,111
	株主資本	△9,320,468
	資本金	24,000,000
	利益剰余金	△33,320,468
	その他利益剰余金	△39,320,468
	（うち当期純利益）	（△15,372,252）
	純資産合計	△9,320,468
	負債・純資産合計	37,763,643

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

熊本県熊本市中央区京町一丁目六番二一号二階
三嘉地産株式会社
代表取締役　呂　維哲

第２期決算公告　令和８年11月10日

熊本県熊本市中央区京町一丁目６番21号２階
三嘉地産株式会社
代表取締役　呂　維哲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,827
	固定資産	1,495,098
	合計	1,512,925
負債及び純資産の部	流動負債	468,495
	株主資本	1,044,430
	資本金	100,000
	資本剰余金	970,000
	資本準備金	535,000
	その他資本剰余金	435,000
	利益剰余金	△25,569
	その他利益剰余金	△25,569
	（うち当期純損失）	（8,747）
	合計	1,512,925

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十日

富山市池多一八三一番地三
（甲）株式会社安全性研究センター
代表取締役　金森　洋平
富山県高岡市昭和町一丁目四番一号
（乙）株式会社安全性研究センター高岡
代表取締役　金森　洋平

第９期決算公告

令和８年11月10日

富山県高岡市昭和町一丁目４番１号
株式会社安全性研究センター高岡
代表取締役　金森　洋平

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	138,040
	固定資産	93,361
	合計	231,401
負債及び純資産の部	流動負債	43,510
	（賞与引当金）	（20,439）
	株主資本	187,891
	資本金	9,000
	利益剰余金	178,891
	その他利益剰余金	178,891
	（うち当期純損失）	（13,512）
	合計	231,401

第６期決算公告

令和８年10月22日

東京都港区海岸三丁目５番13号
キャリアコンセプトワークス株式会社
代表取締役　東海林真巳

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,034
	資産合計	7,034
負債及び純資産の部	流動負債	398
	負債合計	398
	株主資本	6,636
	資本金	1,000
	利益剰余金	5,636
	その他利益剰余金	5,636
	（うち当期純損失）	（7）
	純資産合計	6,636
	負債・純資産合計	7,034

第20期決算公告　令和８年11月10日

東京都品川区東五反田二丁目７番18号
株式会社クレアート
代表取締役　長瀬　文男

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,321
	固定資産	18,271,891
	合計	18,304,213
負債及び純資産の部	流動負債	58,872
	固定負債	1,639,909
	株主資本	16,605,432
	資本金	10,000
	資本剰余金	11,480,924
	資本準備金	990,000
	その他資本剰余金	10,490,924
	利益剰余金	5,114,508
	その他利益剰余金	5,114,508
	（うち当期純利益）	（457,571）
	合計	18,304,213

第16期決算公告　令和８年11月10日

神奈川県川崎市川崎区砂子１－２－４
川崎砂子ビルディング４階
株式会社メイプル田園
代表取締役　石田　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,499
	固定資産	19
	資産合計	38,519
負債及び純資産の部	流動負債	25,163
	固定負債	256
	株主資本	13,099
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,099
	利益準備金	1,860
	その他利益剰余金	1,239
	（うち当期純利益）	（4,289）
	負債・純資産合計	38,519

第14期決算公告

令和８年３月16日

東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社 サプライチェーン経営研究所
代表取締役社長　市川　隆一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	37,213
	固定資産	475
	合計	37,688
負債及び純資産の部	流動負債	2,612
	株主資本	35,076
	資本金	20,000
	利益剰余金	15,076
	その他利益剰余金	15,076
	（うち当期純損失）	（2,826）
	合計	37,688

第52期決算公告

令和８年11月10日

富山市池多1831番地３
株式会社安全性研究センター
代表取締役　金森　洋平

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	234,839	流動負債	51,435
固定資産	870,190	（賞与引当金）	（20,192）
		固定負債	608,441
		（退職給付引当金）	（47,751）
		（役員退職給付引当金）	（11,750）
		株主資本	445,153
		資本金	12,000
		資本剰余金	206,997
		資本準備金	206,997
		利益剰余金	226,155
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	223,155
		（うち当期純損失）	（5,061）
資産合計	1,105,029	負債・純資産合計	1,105,029

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十日

石川県白山市竹松町一九〇五番地
（甲）株式会社ＫＡＳＡＭＡ
代表取締役　田上　裕之

東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館四階四〇七号室
（乙）アズスーム株式会社
代表取締役　田上　裕之

北海道札幌市中央区南二条東一丁目一番地一一第三泊ビル八階
（丙）有限会社ホリ・プロダクツ
取締役　田上　裕之

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞ヶ関リートアドバイザーズ株式会社
代表取締役社長　佐藤　正弥

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,107
	固定資産	404,468
	合計	577,576
負純資産及び部	流動負債	233,013
	固定負債	0
	株主資本	344,562
	資本金	55,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	244,562
	その他利益剰余金	244,562
	（うち当期純損失）	(75,711)
	合計	577,576

第 3 期決算公告　令和８年11月10日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号
株式会社エンゲージメントゲートウェイ
代表取締役　北田　俊輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,533
	固定資産	454
	合計	13,986
負純資産及び部	流動負債	1,312
	（賞与引当金）	(343)
	株主資本	12,674
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△87,326
	その他利益剰余金	△87,326
	（うち当期純損失）	(14,786)
	合計	13,986

第 17 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日

東京都港区新橋二丁目20番15号
新橋駅前ビル１号館４階407号室
アズスーム株式会社
代表取締役　田上　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	72,205
	固定資産	1,928
	合計	74,133
負純資産及び部	流動負債	29,108
	固定負債	—
	株主資本	45,025
	資本金	50,000
	利益剰余金	△4,974
	その他利益剰余金	△4,974
	（うち当期純利益）	(4,535)
	合計	74,133

第 64 期決算公告　令和８年11月10日

石川県白山市竹松町1905番地
株式会社ＫＡＳＡＭＡ
代表取締役　田上　裕之

貸借対照表の要旨（令和８年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,364,301
	固定資産	1,636,705
	繰延資産	444
	合計	3,001,451
負純資産及び部	流動負債	494,658
	固定負債	509,140
	株主資本	1,997,652
	資本金	50,000
	資本剰余金	5,398
	利益剰余金	1,942,254
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,929,754
	（うち当期純利益）	(7,245)
	合計	3,001,451

第 8 期決算公告　令和８年11月10日

東京都千代田区平河町二丁目５番３号
株式会社ＰｏｌｉＰｏｌｉ
代表取締役　伊藤　和真

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	324,024
	固定資産	1,090
	合計	325,114
負純資産及び部	流動負債	66,174
	株主資本	△69,059
	資本金	35,153
	資本剰余金	35,153
	資本準備金	35,153
	利益剰余金	△139,367
	その他利益剰余金	△139,367
	（うち当期純損失）	(11,645)
	新株予約権	328,000
	合計	325,114

第 59 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日

静岡県焼津市柳新屋436番地の１
株式会社サンロフト
代表取締役　中村　雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	673,679
	固定資産	521,465
	資産合計	1,195,144
負債及び純資産の部	流動負債	418,796
	（うち賞与引当金）	(19,554)
	固定負債	332,652
	（うち役員退職慰労引当金）	(56,810)
	（うち退職給付引当金）	(17,053)
	負債合計	751,449
	株主資本	401,469
	資本金	30,000
	資本剰余金	68,000
	資本準備金	9,000
	その他資本剰余金	59,000
	利益剰余金	303,469
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	302,469
	（うち当期純利益）	(115,915)
	評価・換算差額等	42,224
	その他有価証券評価差額金	42,224
	純資産合計	443,694
	負債・純資産合計	1,195,144

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年十一月十日

静岡県焼津市柳新屋四三六番地の一
（甲）株式会社サンロフト
代表取締役　中村　雄

静岡県焼津市柳新屋四三六番地の一
（乙）株式会社Ｓ’ＰＬＡＮＴ
代表取締役　繁田　操子

第 10 期決算公告　令和８年11月10日

静岡県焼津市柳新屋436番地の１
株式会社Ｓ’ＰＬＡＮＴ
代表取締役　繁田　操子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	79,798
	固定資産	5,613
	資産合計	85,411
負純資産及び部	流動負債	41,401
	（うち賞与引当金）	(2,126)
	固定負債	89,568
	（うち退職給付引当金）	(2,460)
	株主資本	△45,557
	資本金	10,000
	利益剰余金	△55,557
	その他利益剰余金	△55,557
	（うち当期純損失）	(12,193)
	負債・純資産合計	85,411

第 36 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日

東京都八王子市千人町四丁目10番22号
株式会社アーバン
代表取締役　佐藤　久牧

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	561,665
	固定資産	526,397
	繰延資産	1,154
	合計	1,089,217
負純資産及び部	流動負債	263,868
	固定負債	450,000
	株主資本	375,348
	資本金	15,000
	利益剰余金	360,348
	利益準備金	2,040
	その他利益剰余金	358,308
	（うち当期純利益）	(149,096)
	合計	1,089,217

第15期決算公告

令和８年11月10日

東京都八王子市千人町四丁目10番22号

株式会社サン・スマイル・キッチン

代表取締役　岸　秀幸

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	32,523
	固定資産	16,198
	合計	48,722
負純資産の及び部	流動負債	27,249
	固定負債	25,662
	株主資本	△4,190
	資本金	3,000
	利益剰余金	△7,190
	その他利益剰余金	△7,190
	（うち当期純利益）	(6,510)
	合計	48,722

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおり確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十日

岩手県二戸市米沢字荒谷三〇番地五

代表取締役　中舘　眞

（乙）NAKADATEホールディングス株式会社

岩手県二戸市米沢字荒谷三〇番地五

代表取締役　中舘　眞

第63期決算公告

令和８年11月10日

岩手県二戸市米沢字荒谷30番地５

株式会社中舘建設

代表取締役　中舘　眞

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,053
	固定資産	2,709
	合計	4,763
負債及び純資産の部	流動負債	494
	賞与引当金	100
	固定負債	952
	退職給付引当金	300
	修繕引当金	150
	株主資本	3,315
	資本金	78
	資本剰余金	48
	資本準備金	48
	利益剰余金	3,189
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	3,174
	（うち当期純利益）	(80)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	合計	4,763

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務を全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十日

静岡県駿東郡清水町卸団地二八一番地

（甲）株式会社エヌエーシー

代表取締役　野口　貴生

東京都中央区日本橋二丁目一―二〇

（乙）株式会社エヌアイシー

代表取締役　野口　貴生

東京都中央区日本橋二丁目一―二〇

（丙）株式会社HARE

代表取締役　野口　貴生

第65期決算公告

令和８年11月10日

静岡県駿東郡清水町卸団地281番地

株式会社エヌエーシー

代表取締役　野口　貴生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,617,211
	固定資産	776,250
	繰延資産	1,420
	資産合計	3,394,881
負純資産の及び部	流動負債	2,035,977
	固定負債	288,559
	株主資本	1,070,345
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,074,131
	利益準備金	10,600
	その他利益剰余金	1,063,531
	（うち当期純利益）	(58,785)
	自己株式	△23,786
	負債・純資産合計	3,394,881

第７期決算公告

令和８年11月10日

東京都中央区日本橋二丁目１―20

株式会社ＨＡＲＥ

代表取締役　野口　貴生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,390
	資産合計	1,390
負純資産の及び部	流動負債	5,256
	固定負債	8,100
	株主資本	△11,965
	資本金	1,000
	その他利益剰余金	△12,965
	（うち当期純損失）	(1,772)
	負債・純資産合計	1,390

第７期決算公告

令和８年11月10日

東京都中央区日本橋二丁目１―20

株式会社エヌアイシー

代表取締役　野口　貴生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,160
	資産合計	2,160
負純資産の及び部	流動負債	4,102
	株主資本	△1,941
	資本金	1,000
	その他利益剰余金	△2,941
	（うち当期純損失）	(598)
	負債・純資産合計	2,160

決算公告

令和８年11月10日

東京都港区白金一丁目13番１―801号

Narikawa Corporation株式会社

代表取締役　成川　龍男

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,886
	固定資産	445,475
	資産合計	514,361
負純資産の及び部	流動負債	16,724
	固定負債	444,788
	株主資本	52,848
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,848
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金	41,448
	（うち当期純利益）	(9,447)
	負債・純資産合計	514,361

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務を全部を承継して存続し、甲は乙及び丙の債権者に対しこの合併に異議のある債権者は、本公告掲載のとおり、甲、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都港区白金一丁目一三番一―八〇一号

（甲）Narikawa Corporation株式会社

代表取締役　成川　龍男

東京都港区白金一丁目一三番一―八〇一号

（乙）Narikawa Operations株式会社

代表取締役　成川　龍男

東京都港区白金一丁目一三番一―八〇一号

（丙）N Enterprise株式会社

代表取締役　成川　龍男

第23期決算公告

令和８年11月10日

東京都港区白金一丁目13番１―801号

N Enterprise株式会社

代表取締役　成川　龍男

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,282
	固定資産	24,786
	資産合計	33,068
負純資産の及び部	流動負債	51,184
	株主資本	△18,115
	資本金	50,000
	利益剰余金	△68,115
	その他利益剰余金	△68,115
	（うち当期純損失）	(1,415)
	負債・純資産合計	33,068

決算公告

令和８年11月10日

東京都港区白金一丁目13番13号

Narikawa Operations株式会社

代表取締役　成川　龍男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,197
	資産合計	8,197
負純資産の及び部	流動負債	140
	株主資本	8,057
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,942
	その他利益剰余金	△1,942
	（うち当期純利益）	(861)
	負債・純資産合計	8,197

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館業及び公衆浴場の経営等の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の確定した最終事業年度はなく、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

地　新潟県新潟市西蒲区岩室温泉五八一番地
（甲）株式会社わたや
代表取締役　赤塚　美里

新潟県新潟市西蒲区五之上二一七五番地
（乙）株式会社赤塚ボーリング
代表取締役　赤塚ミイ子

第 38 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日　新潟県新潟市西蒲区五之上2175番地
株式会社赤塚ボーリング
代表取締役　赤塚ミイ子

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	119,021,798	流動負債	118,116,874
固定資産	976,838,051	固定負債	802,072,025
有形固定資産	947,636,875	**負債合計**	**920,188,899**
無形固定資産	559,408	株主資本	175,670,950
投資その他の資産	28,641,768	資本金	80,000,000
		資本剰余金	113,500,000
		資本準備金	113,500,000
		利益剰余金	△17,829,050
		利益準備金	6,250,000
		その他利益剰余金	△24,079,050
		（うち当期純損失）	(20,911,411)
		純資産合計	**175,670,950**
資産合計	**1,095,859,849**	**負債・純資産合計**	**1,095,859,849**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億九千九百九十九万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番三号
ＥＡＧＬＹＳ株式会社
代表取締役　今林　広樹

第 9 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番３号
ＥＡＧＬＹＳ株式会社
代表取締役　今林　広樹

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,062,643	流動負債	175,761
固定資産	97,087	固定負債	3,750
		株主資本	820,766
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,150,871
		資本準備金	499,998
		その他資本剰余金	650,873
		利益剰余金	△429,104
		その他利益剰余金	△429,104
		（うち当期純損失）	(429,104)
		自己株式	△1,000
		新株予約権	159,452
合計	1,159,731	合計	1,159,731

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十日

横浜市中区北仲通五丁目五七番地二ＫＩＴＡＮＡＫＡＢＲＩＣＫ&ＷＨＩＴＥＢＲＩＣＫＳＳｏｕｔｈニサンカイ
（甲）イノベストメント株式会社
代表取締役　新村　秀樹

東京都港区六本木四丁目八番七号
（乙）エピストライドコンサルティング株式会社
代表取締役　平松　翔馬

東京都港区六本木六丁目一〇番一号
六本木ヒルズ森タワー一六階
（丙）イノベストメントソリューションズ株式会社
代表取締役　新村　秀樹

決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日
東京都港区六本木四丁目８番７号
エピストライドコンサルティング株式会社
代表取締役　平松　翔馬

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	7,855,350
	固定資産	35,021
	繰延資産	308,070
	合計	**8,198,441**
負債及び純資産の部	流動負債	3,855,461
	固定負債	4,515,000
	株主資本	△172,020
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△5,172,020
	その他利益剰余金	△5,172,020
	（うち当期純損失）	(2,332,769)
	合計	**8,198,441**

決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー16階
イノベストメントソリューションズ株式会社
代表取締役　新村　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,115,468
	固定資産	112,300
	繰延資産	651,919
	合計	**3,879,687**
負債及び純資産の部	流動負債	2,902,465
	株主資本	977,222
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△2,022,778
	その他利益剰余金	△2,022,778
	（うち当期純損失）	(2,022,778)
	合計	**3,879,687**

決 算 公 告

令和８年 11 月 10 日
横浜市中区北仲通五丁目57番地２ＫＩＴＡＮＡＫＡ
ＢＲＩＣＫ&ＷＨＩＴＥＢＲＩＣＫＳＳｏｕｔｈニサンカイ
イノベストメント株式会社
代表取締役　新村　秀樹

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	47,944,763	流動負債	18,985,730
固定資産	3,029,941	株主資本	31,988,974
		資本金	11,000,000
		利益剰余金	20,988,974
		その他利益剰余金	20,988,974
		（うち当期純利益）	(4,328,251)
合計	50,974,704	合計	50,974,704

第 44 期 決 算 公 告

令和８年11月10日　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
アヴネット株式会社
代表取締役社長　茂木　康元

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	60,185	流動負債	19,198
固定資産	781	賞与引当金	192
		その他	19,006
		固定負債	88
		退職給付引当金	62
		その他	26
		株主資本	41,679
		資本金	490
		資本剰余金	10,521
		資本準備金	10,521
		利益剰余金	30,668
		その他利益剰余金	30,668
		（うち当期純利益）	(6,044)
資産合計	60,966	負債・純資産合計	60,966

第 17 期 決 算 公 告

令和８年11月10日　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン株式会社
代表取締役社長　茂木　康元

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	438	流動負債	355
固定資産	199	賞与引当金	29
		その他引当金	16
		その他	310
		固定負債	1,293
		退職給付引当金	1
		その他	1,292
		株主資本	△1,011
		資本金	1
		利益剰余金	△1,012
		その他利益剰余金	△1,012
		（うち当期純利益）	(16)
資産合計	637	負債・純資産合計	637

第 3 期 決 算 公 告

令和８年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
Funds Startups株式会社
代表取締役　前川　寛洋

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	78,059	流動負債	90,943
固定資産	47,065	**負債合計**	**90,943**
		株主資本	35,420
		資本金	50,000
		利益剰余金	△14,580
		その他利益剰余金	△14,580
		（うち当期純損失）	(35,204)
		評価・換算差額等	△1,239
		その他有価証券評価差額金	△1,239
		純資産合計	**34,181**
資産合計	125,124	負債・純資産合計	125,124

第 68 期 決 算 公 告

2026年10月16日　大分県宇佐市大字山本2231番地の１
三和酒類株式会社
代表取締役社長　西　和紀

貸借対照表の要旨
（2026年７月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	77,395	流動負債	8,950
固定資産	48,864	賞与引当金	495
		役員賞与引当金	28
		その他	8,425
		固定負債	1,711
		退職給付引当金	954
		役員退職慰労引当金	263
		その他	493
		負債合計	**10,661**
		株主資本	112,783
		資本金	1,000
		利益剰余金	111,783
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	111,533
		評価・換算差額等	2,814
		その他有価証券評価差額金	2,814
		純資産合計	**115,597**
資産合計	126,259	負債・純資産合計	126,259

損益計算書の要旨
（2025年８月１日から2026年７月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	25,599	特別損失	375
売上原価	13,259	税引前当期純利益	4,139
売上総利益	12,340	法人税、住民税及び事業税	1,175
販売費及び一般管理費	8,788	法人税等調整額	11
営業利益	3,552	当期純利益	2,952
営業外収益	1,016		
営業外費用	54		
経常利益	4,514		

(注)　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等の適用に伴い、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

合併並びに資本金及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を五億三千四百八十万円、資本準備金の額を五億二千七百八十万円減少することにいたしました。

この合併及び甲の資本金・資本準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終の貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十一月十日

東京都港区六本木一丁目一〇番三―九〇一号スウェーデン大使館ビル内
（甲）Ｖｏｌｔａｉｙｏ株式会社
代表取締役　笹生　拓郎

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー五階
（乙）Ｖｏｌｔａｉｙｏエンジニアリング株式会社
代表取締役　笹生　拓郎

決　算　公　告

令和８年11月10日
東京都港区六本木一丁目10番３―901号
スウェーデン大使館ビル内
Voltaiyo株式会社
代表取締役　笹生　拓郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,007,602	流動負債	1,487,517
固定資産	430,830	固定負債	29,391
		退職給付引当金	29,391
		株主資本	△78,475
		資本金	249,500
		資本剰余金	242,500
		資本準備金	242,500
		利益剰余金	571,666
		その他利益剰余金	571,666
		（うち当期純利益）	(19,182)
		自己株式	△1,142,142
資産合計	1,438,432	負債・純資産合計	1,438,432

決　算　公　告

令和８年11月10日
東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー５階
Voltaiyoエンジニアリング株式会社
代表取締役　笹生　拓郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	591,758	流動負債	92,174
固定資産	6,880	固定負債	4,789
		退職給付引当金	4,789
		株主資本	501,675
		資本金	40,000
		資本剰余金	12,252
		その他資本剰余金	12,252
		利益剰余金	449,422
		その他利益剰余金	449,422
		（うち当期純利益）	(46,730)
資産合計	598,638	負債・純資産合計	598,638

第74期決算公告

令和８年 11 月 10 日

大阪府東大阪市西石切町２丁目１番10号

株式会社棚澤八光社

代表取締役　棚澤　雄介

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,849
	固定資産	2,157
	資産合計	**7,006**
負債及び純資産の部	流動負債	879
	（内役員賞与引当金）	(26)
	固定負債	1,001
	（内役員退職引当金）	(137)
	負債合計	**1,880**
	株主資本	5,126
	資本金	98
	資本剰余金	142
	資本準備金	40
	その他資本剰余金	102
	利益剰余金	5,006
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	4,956
	（内当期純利益）	(400)
	自己株式	△ 120
	純資産合計	**5,126**
	負債・純資産合計	**7,006**

第 11 期決算公告

令和８年８月 27 日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号

ファンズ株式会社

代表取締役　藤田雄一郎

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,403,372
	固定資産	4,068,160
	資産合計	**8,471,532**
負債及び純資産の部	流動負債	4,320,375
	固定負債	1,755,520
	負債合計	**6,075,895**
	株主資本	2,263,804
	資本金	100,000
	資本剰余金	8,856,628
	資本準備金	6,254,651
	その他資本剰余金	2,601,977
	利益剰余金	△6,685,102
	その他利益剰余金	△6,685,102
	（うち当期純損失）	(902,996)
	自己株式	△7,723
	新株予約権	131,833
	純資産合計	**2,395,637**
	負債・純資産合計	**8,471,532**

第１期決算公告

令和８年11月10日

熊本県菊池郡大津町引水945番地２
趨勢ビル

泰嘉地産株式会社

代表取締役　呂　　維哲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,384
	固定資産	2,099,090
	合計	**2,207,475**
負債及び純資産の部	流動負債	25,851
	固定負債	700,000
	株主資本	1,481,623
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,400,000
	（資本準備金）	(750,000)
	利益剰余金	△18,376
	その他利益剰余金	△18,376
	（うち当期純損失）	(18,376)
	合計	**2,207,475**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十日

熊本県菊池郡大津町引水九四五番地二
趨勢ビル　泰嘉地産株式会社

代表取締役　呂　維哲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十一月十日

名古屋市港区藤前五丁目五一四番地
（甲）株式会社ワード
代表取締役　丹後　浩尚

名古屋市港区藤前五丁目五一二番地
（乙）株式会社アシスト
代表取締役　丹後　浩尚

愛知県東海市名和町五番割八五番地一
（丙）株式会社ヨシマツテクノＪａｐａｎ
代表取締役　丹後　悠貴

愛知県豊田市竜神町東名四五番地
（丁）株式会社日栄機工
代表取締役　丹後　浩尚

第 10 期決算公告

令和８年 11 月 10 日

名古屋市港区藤前五丁目512番地

株式会社アシスト

代表取締役　丹後　浩尚

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,853
	合計	**14,853**
負債及び純資産の部	流動負債	257
	固定負債	71
	株主資本	14,525
	資本金	3,000
	利益剰余金	11,525
	その他利益剰余金	11,525
	（うち当期純損失）	(3,332)
	合計	**14,853**

第 25 期決算公告

令和８年 11 月 10 日

名古屋市港区藤前五丁目514番地

株式会社ワード

代表取締役　丹後　浩尚

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,071,443
	固定資産	2,892,997
	繰延資産	12,730
	合計	**3,977,172**
負債及び純資産の部	流動負債	609,383
	固定負債	2,417,020
	株主資本	950,769
	資本金	50,000
	利益剰余金	900,769
	その他利益剰余金	900,769
	（うち当期純利益）	(40,161)
	合計	**3,977,172**

第 47 期決算公告

令和８年 11 月 10 日

愛知県豊田市竜神町東名45番地

株式会社日栄機工

代表取締役　丹後　浩尚

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	381,864
	固定資産	102,390
	合計	**484,255**
負債及び純資産の部	流動負債	98,148
	固定負債	52,218
	株主資本	333,888
	資本金	10,000
	利益剰余金	323,888
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	323,688
	（うち当期純利益）	(8,729)
	合計	**484,255**

第 52 期決算公告

令和８年 11 月 10 日

愛知県東海市名和町五番割85番地１

株式会社ヨシマツテクノＪａｐａｎ

代表取締役　丹後　悠貴

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	156,859
	固定資産	56,220
	合計	**213,080**
負債及び純資産の部	流動負債	23,056
	株主資本	190,023
	資本金	10,000
	利益剰余金	180,023
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	177,523
	（うち当期純利益）	(44,332)
	合計	**213,080**